

第 2 期大阪狭山市教育振興基本計画

令和 2 年 2 月

大阪狭山市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	6
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	7
第2章 教育を取り巻く現状と課題.....	9
1 人口などの状況	11
2 幼児教育、学校教育の状況	13
3 アンケート結果からみる大阪狭山市の教育に対する期待	20
4 アンケート結果などから抽出された課題	37
第3章 計画の基本理念・基本方針.....	41
1 基本理念	42
2 めざす子ども像	43
3 基本方針	44
4 施策の体系	48
第4章 施策の展開.....	51
基本方針1 これからの社会を生き抜く力を養います	52
基本方針2 一人ひとりを大切にする教育を推進します	62
基本方針3 持続可能な社会のための教育環境を充実します	71
基本方針4 郷土を愛し自ら学び、高めあう学習を推進します	84
第5章 計画の推進に向けて.....	93
1 計画の周知と各種情報の収集・発信	94
2 連携・協働による計画の推進	94
3 進捗状況の点検・評価及び計画の見直し	95

資料編	97
-----------	----

1 用語解説	98
2 大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会設置規則	111
3 策定委員会における審議経過	112
4 大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿	113
5 大阪狭山市教育振興基本計画検討委員会設置要綱	114
6 検討委員会における審議経過	115
7 アンケートの設問用紙	116

5年後に向けての参考指標	(別冊)
--------------------	------



計画の策定 にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景・目的

大阪狭山市教育委員会では、平成 27 年 3 月に「第 1 期大阪狭山市教育振興基本計画」を策定し、「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念に掲げ、教育の振興に取り組んできました。

社会の潮流や教育を取り巻く環境は、変化を続けています。

学校教育では、学習指導要領*の改訂が行われ、新しい教育課程による学習が始まります。小中学校には新たな教科として「道徳」が新設され先行して実施しているほか、小学校での英語教育やプログラミング教育*など新たな学びがスタートします。また、就学前教育*では、小学校への接続をより意識した幼稚園教育要領*などの改訂が行われ、将来を見据えた連続した学びを重視した教育が始まりました。一方で、子どもたちを取り巻く問題が複雑かつ困難さを増すなか、教員の長時間労働が社会問題となっています。教員が本来の職務である子どもたちとじっくり向きあう時間を確保できるように、学校における働き方改革の取り組みを着実にすすめる必要があります。

技術革新は私たちの暮らしに大きな変化をもたらしています。スマートフォンに代表される情報通信機器は、暮らしを便利にする一方で、インターネット依存や SNS*をきっかけとしたいじめやトラブルなど、以前にはなかった新たな課題を生んでいます。情報を正しく、主体的に扱えるよう、子どもたちへの情報教育の必要性が高まっています。

また、「超スマート社会 (Society5.0*)」の到来が予測されるなか、さまざまな分野で人工知能 (AI) 技術の活用が始まっています。今ある職業の多くが将来、人工知能に置き換わるといった予測もあり、技術革新が労働のあり方や産業構造をも大きく変えようとしています。激しく変化し、複雑化する時代を生きる子どもたちが、自分の将来に夢や希望を持って主体的に社会にかかわり、自ら未来を切りひらいていくためには、知識や情報、技術を活用する力、人間関係を形成する力、自律的に行動する力など、これからの社会を生き抜くために必要な基礎となる能力の育成が求められています。

子どもの貧困も、大きな社会問題のひとつです。国際機関の調査で、日本の子どもの 7 人に 1 人が貧困の状態にあると指摘されており、先進国のなかでも高い貧困率になっています。子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることのないよう、子どもたちの健やかな成長を、社会全体で支えていかなければなりません。

わが国は、まもなく人生 100 年時代*を迎えようとしています。誰もが幸せに、いつまでも生きがいをもって健康的な生活を送るためには、一生涯学び続けられること、

何歳からでも学び直しができ、地域とのつながりを持ち活躍できる場所があることが重要であり、人生 100 年時代*を見据えた生涯学習の仕組みづくりが求められています。

社会の潮流はこれからも変化し続けます。その一方で、これまで成長一辺倒だった社会の価値観に対して、持続可能性という考え方が重視されるようになっていきます。持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとした社会の持続的な成長・発展を目標とする国際的な取組みも広がり、国は平成 28 年に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、持続可能で強靱な、誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組みを推進しています。本市においても、社会の持続的な発展を支える人材を育てるためには、人と人とがつながり、学校・家庭・地域が連携・協働し、市民総がかりで大阪狭山市の教育をすすめていくことが重要です。この計画は、「第 1 期大阪狭山市教育振興基本計画」が掲げた「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念として継承しながら、教育を取り巻く課題の解決をめざすとともに、新しい時代を見据えた、次代の教育を実現するために、私たち大阪狭山市民の共通の目標とすることを目的としています。

SDGs のロゴ



SDGs（エス・ディー・ジーズ）「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015 年 9 月、国連サミットで採択された成果文章「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（通称：2030 アジェンダ）」の柱として、世界共通の 17 のゴール（目標）、目標ごとの 169 のターゲットから構成されています。国連に加盟している 193 の国と地域が 2030 年を期限に達成をめざすものです。

(2) 国の動向

《教育基本法の改正》（平成 18 年 12 月）

教育を取り巻くさまざまな状況の変化を踏まえたうえで、「人格の完成」や「個人の尊厳」など普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育を築くという基本理念が明示されました。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正》（平成 27 年 4 月）

教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。

《社会教育法の改正》（平成 29 年 3 月）

地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動*」を実施する教育委員会において、地域住民などと学校との連携協力体制を整備することや、地域住民などと学校の情報共有や助言などを行う「地域学校協働活動推進員*」の委嘱に関する規定が整備されました。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正》（平成 29 年 4 月）

平成 27 年 12 月にとりまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会*の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。

《学習指導要領の改訂》（平成 30 年度から移行期間）

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図ることが示されました。

《学校における働き方改革に関する緊急対策の策定》（平成 29 年 12 月）

平成 29 年 12 月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」が示され、これにもとづく「中間まとめ」において示された具体的な方策を踏まえ、文部科学省が実施する内容を緊急対策としてとりまとめられました。

《第3期教育振興基本計画の策定》（平成30年6月）

平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」が閣議決定され、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策のあり方や、教育を通じて生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの方針により取組みが整理されました。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネット*を構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

（3）本市の動向

本市では、「第四次大阪狭山市総合計画」との整合性を図りつつ、平成27年3月に「第1期大阪狭山市教育振興基本計画」を策定し、各種教育施策をすすめてきました。

就学前教育*や子育てについては、「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）」や「大阪狭山市保育・教育指針」にもとづき施策を展開するとともに、平成31年2月に策定した「大阪狭山市歴史文化基本構想*」のもと、歴史文化を生かしたまちづくりの推進や郷土に対する誇りと愛着の深化にも取り組んできました。

また、「第四次大阪狭山市総合計画」が令和2年度末をもって終了することから、令和3年度を始期とする「第五次大阪狭山市総合計画」が策定される予定です。

それに先だって本計画を策定することから、「第五次大阪狭山市総合計画」における教育分野の取組みの方向性や考え方は、本計画で定める方針と整合を図り策定することとしています。

本市では、こうした国の動向や方向性を参酌するとともに、これまでの本市の教育施策の成果と課題、さらに、複雑化・多様化している子どもを取り巻く課題に対応するため、家庭、地域はもとより、大学などの教育機関、ボランティア、企業などの多様な主体が連携しながら、今後の本市がめざすべき教育目標を共有し、教育施策を推進します。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項にもとづいて策定する本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。また、国や府の関連計画を踏まえるとともに、市の最上位計画である「大阪狭山市総合計画」をはじめ、市の関連計画との整合を図っています。なお、本計画の計画期間中に見直しが必要なものについては、必要に応じて計画を推進するなかで適宜反映するものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。なお、社会状況の変化などにより必要な場合には、見直しを行うものとします。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
国	第 3 期教育振興基本計画 (平成 30 年度～令和 4 年度)									
府	大阪府教育振興基本計画 (平成 25 年度～令和 4 年度)									
市	第四次 (～令和 2 年度)	第五次大阪狭山市総合計画 (令和 3 年度～令和 12 年度)								
	第 2 期大阪狭山市教育振興基本計画 (令和 2 年度～令和 6 年度)									

4 計画の策定体制

(1) 「大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会」の設置

本計画の策定にあたり、有識者、関係団体、公募市民、行政関係者など16名を大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会委員として委嘱及び任命し、「大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、計画の内容について審議しました。

(2) アンケート調査の実施

計画策定及び今後の教育施策のための基礎資料とすることを目的に、市民のみなさんを対象にしたアンケート調査を実施しました。また、子どもたちの学校での状況と今後の学校教育のあり方について把握することを目的に、教職員アンケート調査もあわせて実施しました。

①調査対象

市 民：市内在住の16歳以上の市民から無作為抽出

教職員：市内の保育所・幼稚園・認定こども園、小中学校の全教職員

②調査期間

平成31年4月3日から4月24日

③回収状況

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
市 民	2,000 通	678 通	33.9%
保育所・幼稚園 認定こども園教職員	212 通	192 通	90.6%
小中学校教職員	321 通	243 通	75.7%

(3) パブリックコメントの実施

計画内容について、市民からの幅広い意見を考慮して最終的な意思決定を行うために、令和2年1月10日から1月31日にかけて、『第2期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）』に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

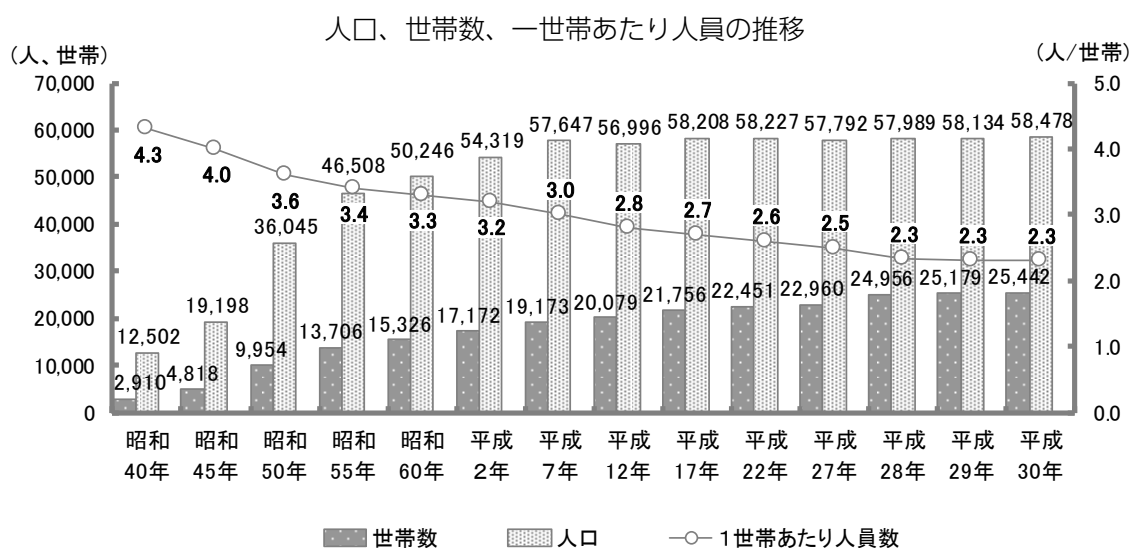


教育を取り巻く現状と 課題

1 人口などの状況

(1) 人口、世帯数、一世帯あたり人員の推移

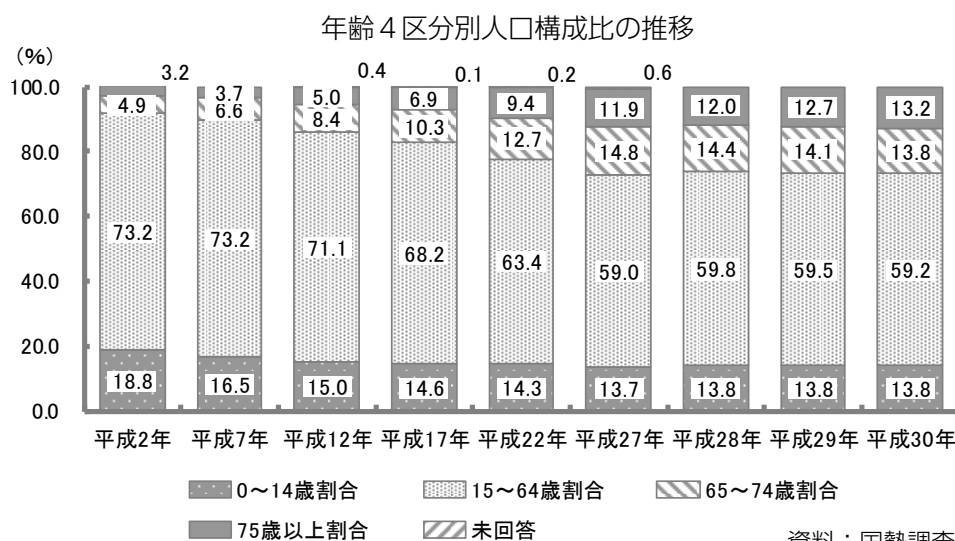
本市の人口は、平成7年以降わずかに増減を繰り返してきましたが、平成27年以降は微増傾向にあり、平成30年には58,478人となっています。一方、1世帯あたり人員数は減少を続けており、昭和40年には4.3人だったものが、平成30年には2.3人となっています。



資料：大阪府統計年鑑（昭和40～50年）、国勢調査（昭和55年～）
 ※平成28年以降の数値は住民基本台帳（各年9月末現在）をもとに参考値として掲載しています。

(2) 年齢4区分別人口構成比の推移

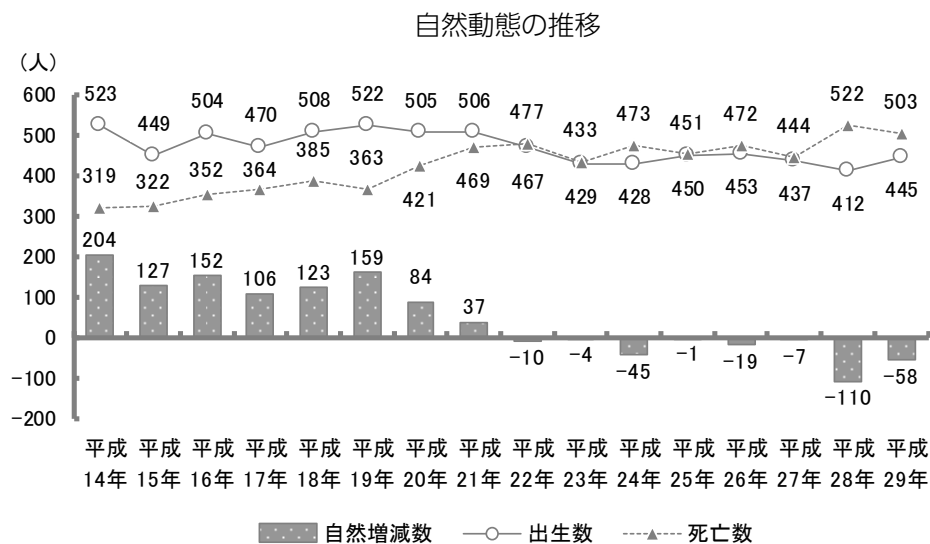
年齢4区分別人口構成比を見ると、0～14歳、15～64歳の割合が減少傾向となっており、65～74歳、75歳以上の割合が増加傾向となっています。



資料：国勢調査
 ※平成28年以降の人口は住民基本台帳（各年9月末現在）をもとに参考値として掲載しています。

(3) 自然動態

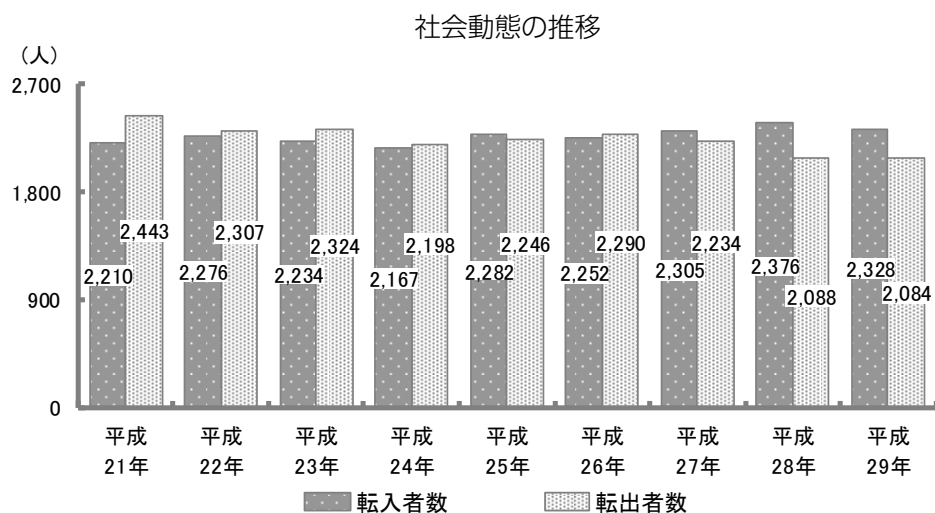
人口が増減する理由のうち、出生や死亡によるものを「自然動態」といいます。本市の自然動態では、出生数が死亡数を上回る自然増の状態が続いていましたが、死亡数が年々増加し、平成 22 年以降は自然減に転じています。



資料：総務省「市町村のすがた」、人口動態調査

(4) 社会動態

人口が増減する理由のうち、転入や転出によるものを「社会動態」といいます。本市の社会動態では、転入出ともに増減を繰り返していますが、転出者数は平成 27 年以降は減少しています。平成 29 年は転入者数が 2,328 人、転出者数は 2,084 人となっており、平成 27 年以降は転入超過の状態が続いています。

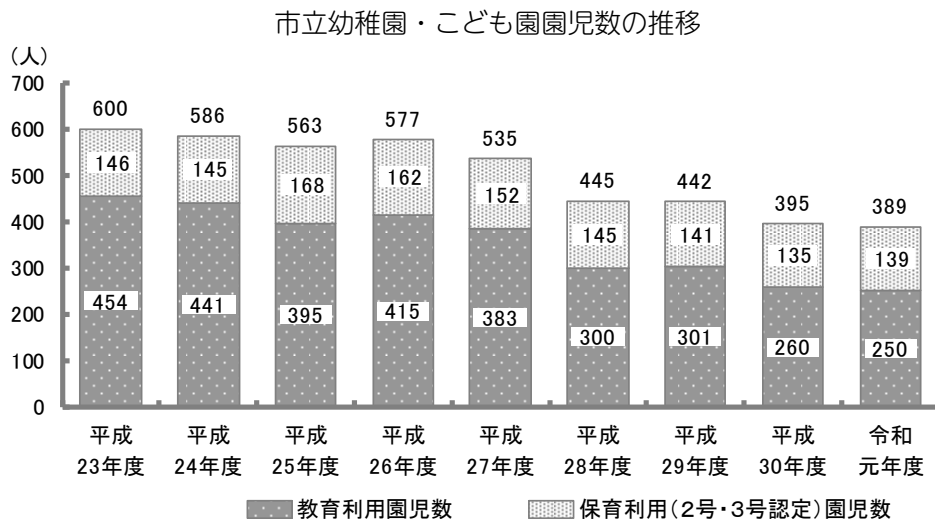


資料：住民基本台帳にもとづく人口動態統計

2 幼児教育、学校教育の状況

(1) 市立幼稚園とこども園の園児数の推移

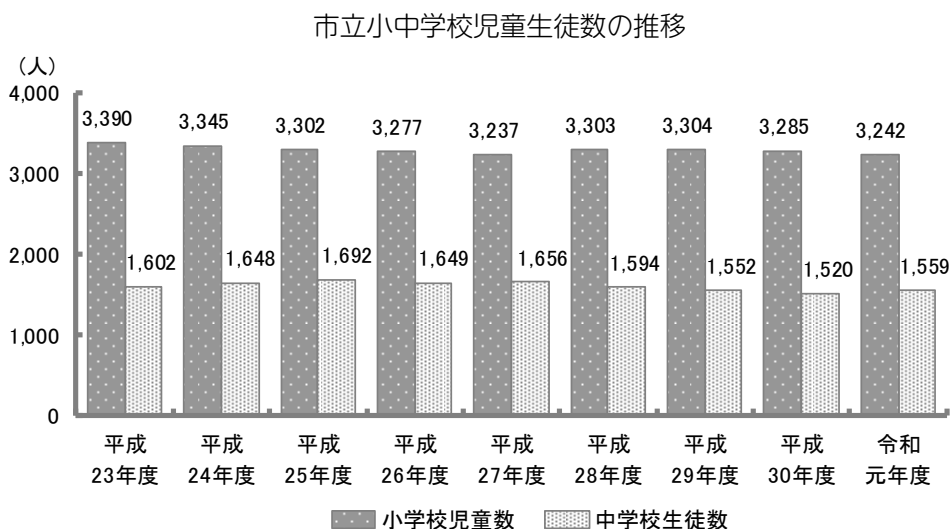
市立幼稚園とこども園の園児数は、減少し続けており、令和元年度では 389 人となっています。



※平成 26 年度まで南第三幼稚園、第 2 保育所を幼保一元化施設として運営、平成 27 年度に幼保連携型認定こども園に移行しました。

(2) 市立小中学校の児童生徒数の推移

令和元年度の小学校児童数は 3,242 人と、平成 23 年度に比べ 148 人減少しています。
令和元年度の中学校生徒数は 1,559 人と、平成 23 年度に比べ 43 人減少しています。



(3) 市立中学校の進路状況

中学校卒業者の進路先は、高等学校等の割合が全体の9割以上を占めており、平成30年度では99.4%となっています。そのほとんどが、全日制高校に進学しています。

市立中学校の進路状況

区分		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
卒業者総数		550	100.0	562	100.0	545	100.0	557	100.0	502	100.0
高等学校等 進学者数	全日制高校	525	95.5	536	95.4	518	95.0	535	96.1	475	94.6
	定時制高校	5	0.9	2	0.4	1	0.2	0	0.0	5	1.0
	通信制高校	13	2.4	16	2.8	17	3.1	14	2.5	13	2.6
	高等専門学校	1	0.2	1	0.2	2	0.4	0	0.0	3	0.6
	特別支援学校	2	0.4	3	0.5	1	0.2	1	0.2	3	0.6
	計	546	99.3	558	99.3	539	98.9	550	98.7	499	99.4
専修学校（高等課程）・通信		2	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.4
専修学校（一般課程）		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
就職者		0	0.0	0	0.0	3	0.6	3	0.5	0	0.0
その他		2	0.4	4	0.7	3	0.6	4	0.7	1	0.2

資料：学校基本調査（各年度5月1日）



(4) 教育相談の状況

適応指導教室「フリースクールみ・ら・い*」では、不登校、進路・奨学金に関する相談件数が多くなっており、学校教育グループでは、学校、就学相談に関する相談件数が多くなっています。

適応指導教室「フリースクールみ・ら・い」（特別教育相談、教育相談、進路相談）

単位：件

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
子育て	9	12	7	17	14	20	6	15	8
家庭行動	0	0	0	0	1	4	12	0	0
問題行動	3	1	1	5	10	16	4	0	4
いじめ	0	0	0	2	0	1	3	1	1
不登校	20	36	38	33	24	16	21	33	41
学校	10	5	6	6	3	1	1	2	6
進路・奨学金	45	29	39	36	44	22	32	15	21
その他	2	0	0	3	8	3	4	16	7
合計	89	83	91	102	104	83	83	82	88

資料：大阪狭山市教育委員会

学校教育グループ（教育相談）

単位：件

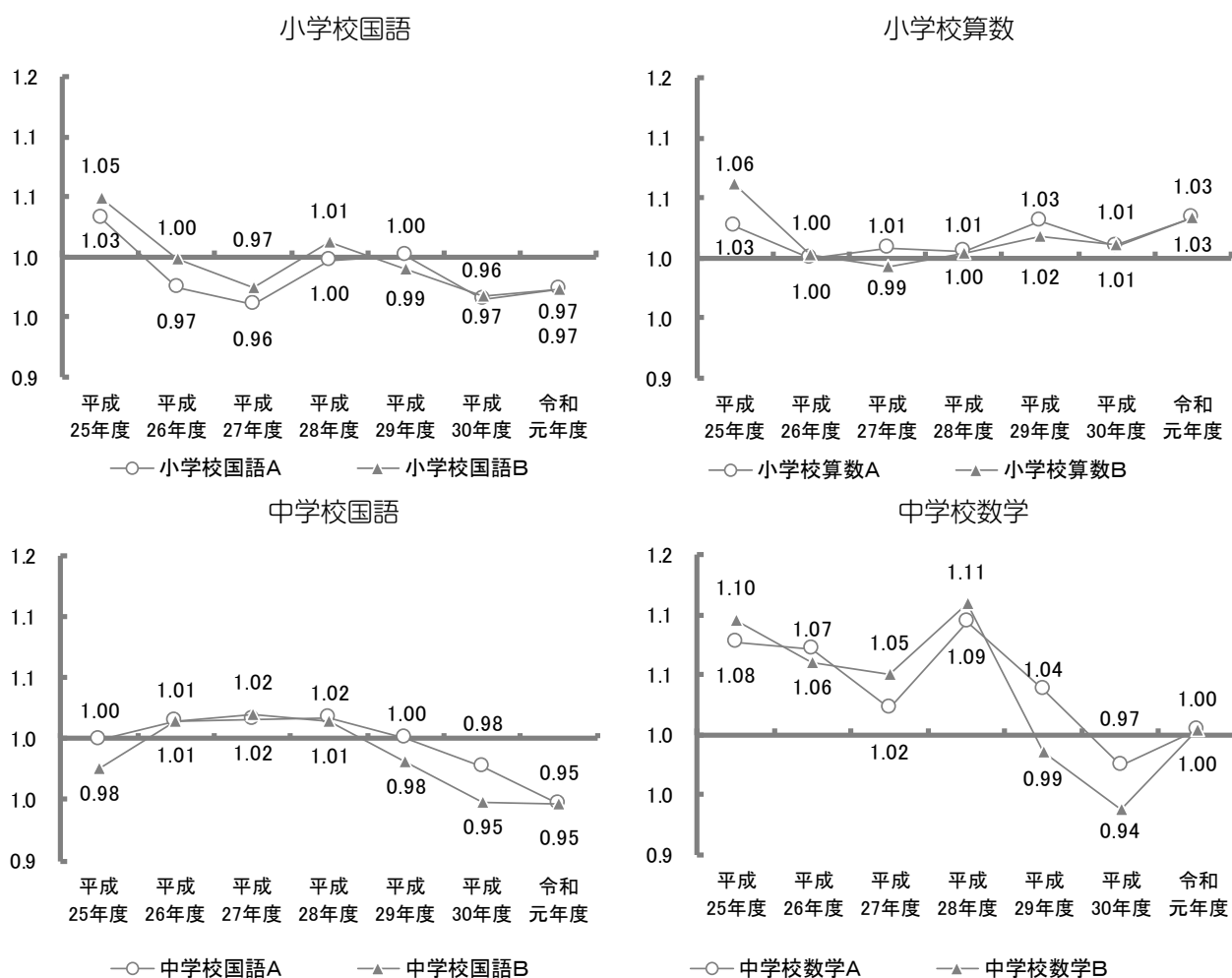
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
子育て	1	1	1	1	4	1	2	0	0
家庭行動	1	2	1	4	1	1	2	2	0
問題行動	4	4	3	6	2	0	0	5	1
いじめ	2	9	7	6	7	2	3	1	2
不登校	2	11	6	8	3	2	5	2	3
学校	10	10	11	20	7	26	8	14	14
進路・奨学金	1	1	13	0	0	0	1	1	1
就学相談	13	75	11	4	12	10	8	19	8
発達障がい	1	10	10	4	0	1	0	2	1
その他	3	6	14	15	14	15	12	0	0
合計	38	129	77	68	50	58	41	46	30

資料：大阪狭山市教育委員会

(5) 学力の状況

これからの子どもたちには、グローバル化や情報化などによる社会の変化に対応し、自分たちを取り巻くさまざまな社会の課題に向きあい、解決しようとする力が必要です。そのために、新しい学習指導要領*は、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力*、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を、総合的にバランスよく育てていくことをめざしています。また、これらの資質・能力を育むために、「主体的・対話的で深い学び*」の視点からの授業改善と、すべての学習の基盤である言語能力の育成が重視されています。さらに、子どもたちが学校の授業で学んだことを日常生活に応用したり、家庭や地域で経験したことを学校での学びに生かしたりするなど、子どもたちが学んだことを実生活で活用し、身に付けていくことが大切です。

全国学力・学習状況調査結果



資料：全国学力・学習状況調査

※ グラフの値は全国平均を「1」としたときの、市の平均正答率比を示しています。
令和元年度からは「A問題（知識・技能など）」と「B問題（活用など）」の区分が見直され、知識・活用を一体的に問う問題となっています。

「全国学力・学習状況調査*」における学力調査の結果では、本市の小学校、中学校の平均正答率は、一部の年度で全国平均と比較して落ち込みがみられるものの、おおむね全国平均に近い数値で推移しています。しかし、ここ数年は小中学校のいずれも、国語が全国平均を下回っています。

また、教科で学習したことを実生活で活用する場面の設問などで、課題が見られます。「全国学力・学習状況にかかる児童生徒質問紙調査*」の結果でも、「授業で学習したことを普段の生活のなかで活用しようとしている」といった質問項目で、肯定的な回答をする子どもの割合が、全国平均よりも低い年度があります。また、家庭学習についての質問では、平日に学校の授業時間以外は「全く勉強しない」と回答する子どもの割合が、全国平均よりも高い年度があります。

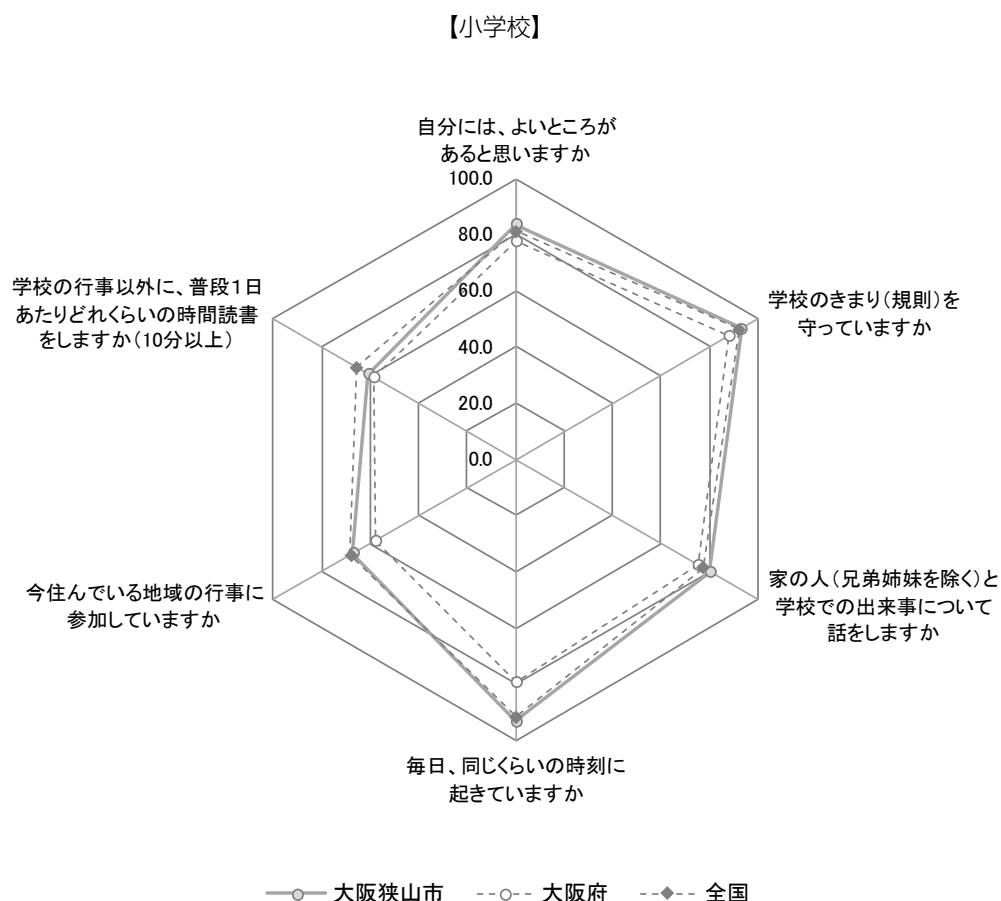
このような調査結果の分析から、本市の子どもたちの学力をさらに高めるためには、国語を要とした言語能力の向上をめざす授業改善と、読書活動のいっそうの充実が必要です。さらに、家庭や地域との協力のもと、子どもたちが学校で学んだことを実生活で生かすことのよさを実感し、学習意欲を高められるよう、各教科の学習の過程において、言語活動や体験活動を効果的に位置付けることが大切です。



(6) 生活・学習の状況

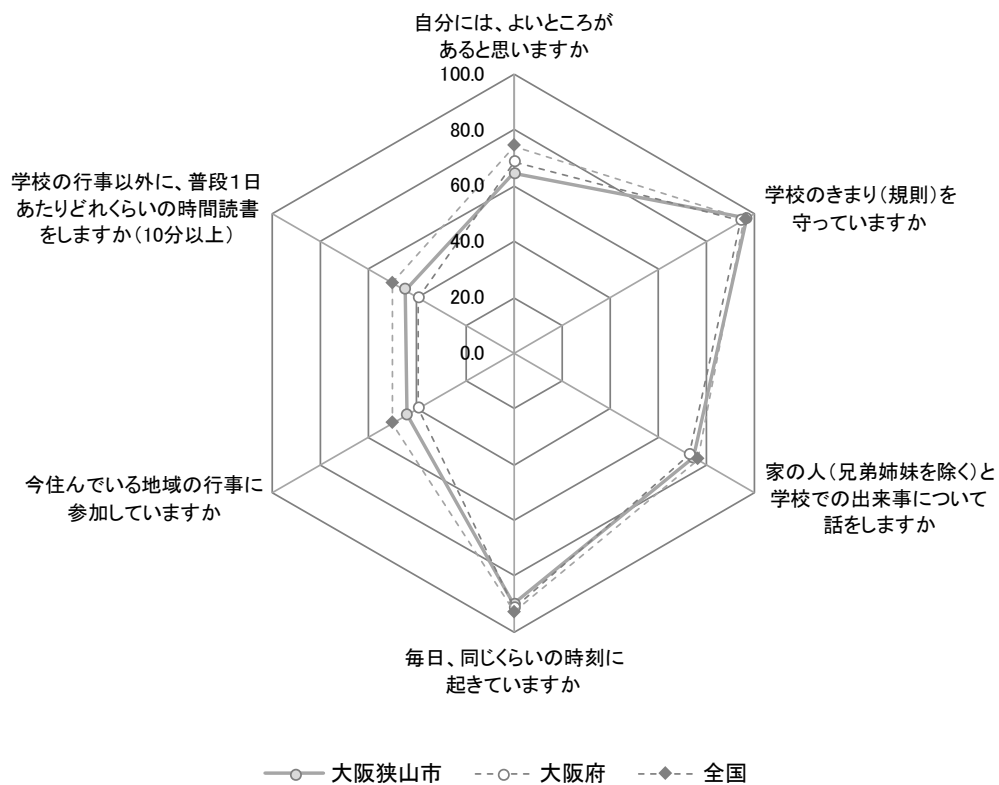
「全国学力・学習状況にかかる児童生徒質問紙調査*」の結果を見ると、小学校では、「自分にはよいところがある（自己肯定感）」「学校の規則を守っている」「家の人（兄弟姉妹を除く）と学校での出来事について話をする」「毎日、同じくらいの時刻に起きている」で全国より高く、中学校では、「学校の規則を守っている」が全国よりわずかに高くなっています。また、「地域の行事に参加している」「普段1日あたり10分以上読書をする」の項目は全国的に小学校と比べて中学校が低位となっており、本市の状況も同様となっています。中学校では部活動が始まるなど、小学校時と課外のスケジュールが異なってくるため、発達段階に応じた取組みの工夫が必要です。

全国学力・学習状況にかかる児童生徒質問紙調査結果（令和元年度）



資料：全国学力・学習状況調査結果

【中学校】



資料：全国学力・学習状況調査結果



3 アンケート結果からみる大阪狭山市の教育に対する期待

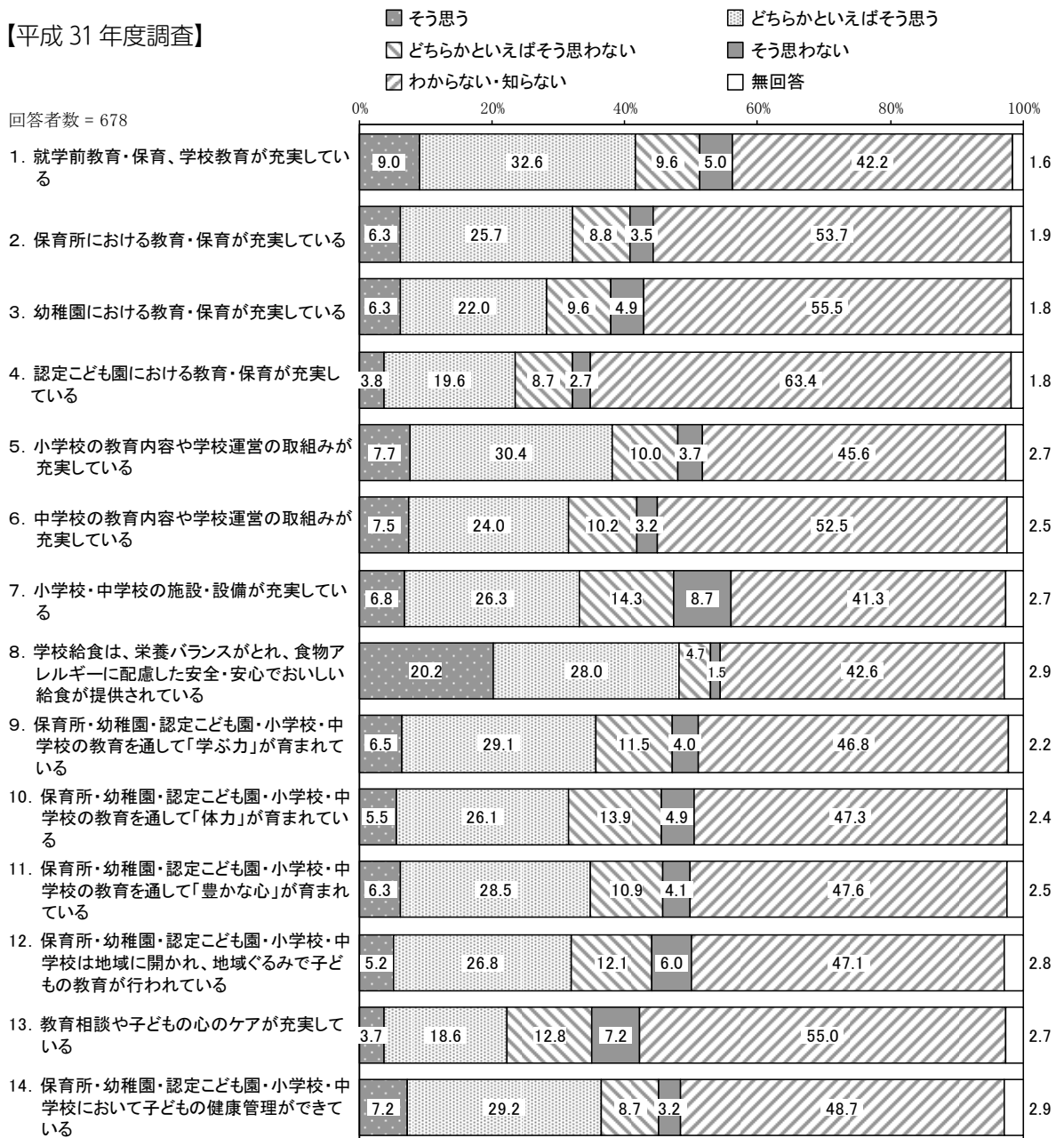
① 就学前教育・保育や学校教育について

○就学前教育・保育や学校教育における現在の取組み（市民アンケート 問8）

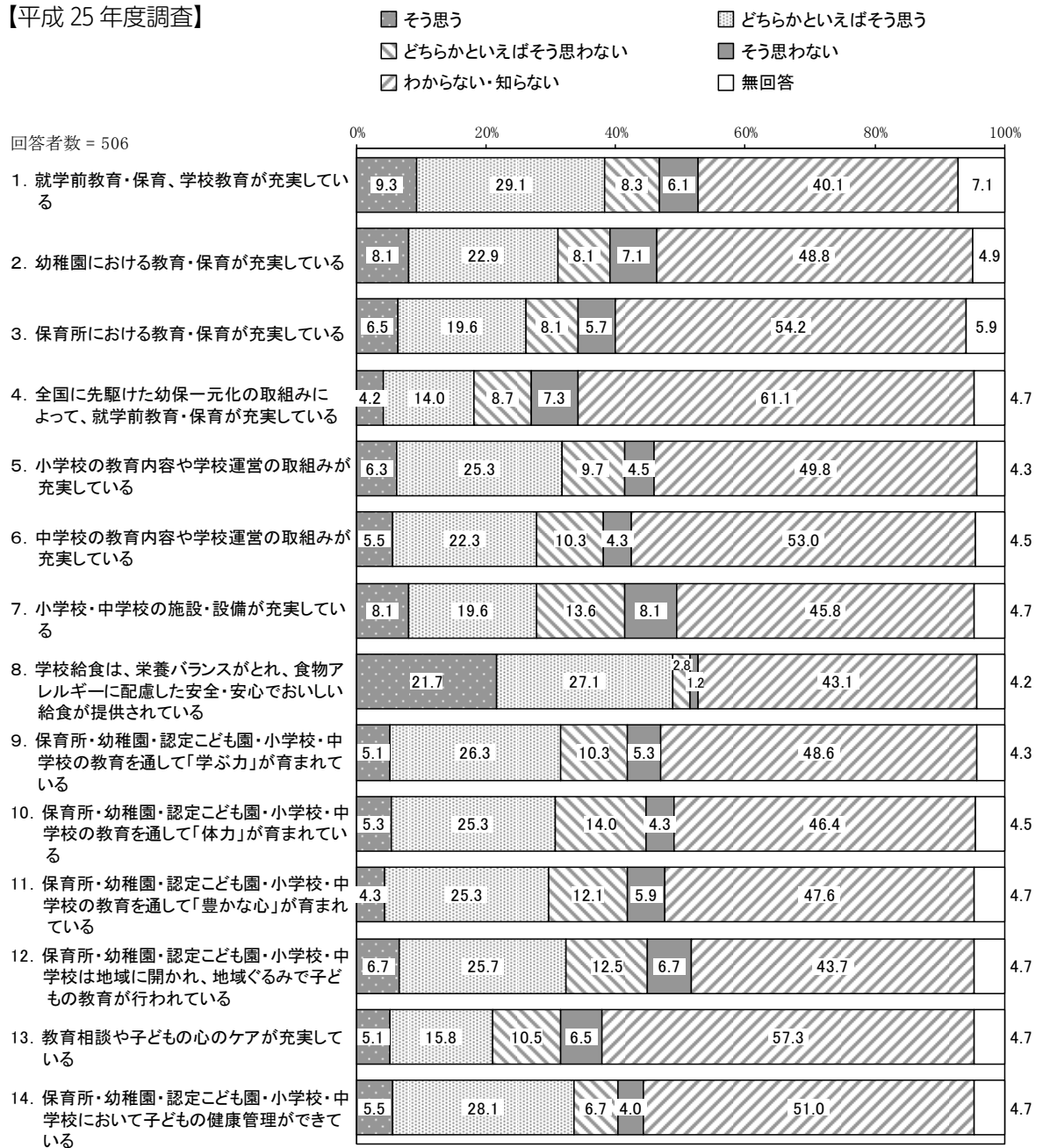
本市の就学前教育*・保育、学校教育における現在の取組みについて、平成25年度調査と比較すると、『4. 認定こども園における教育・保育が充実している』『5. 小学校の教育内容や学校運営の取組みが充実している』『7. 小学校・中学校の施設・設備が充実している』『11. 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の教育を通して「豊かな心」が育まれている』で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた割合が増加しています。

【平成31年度調査】

回答者数 = 678

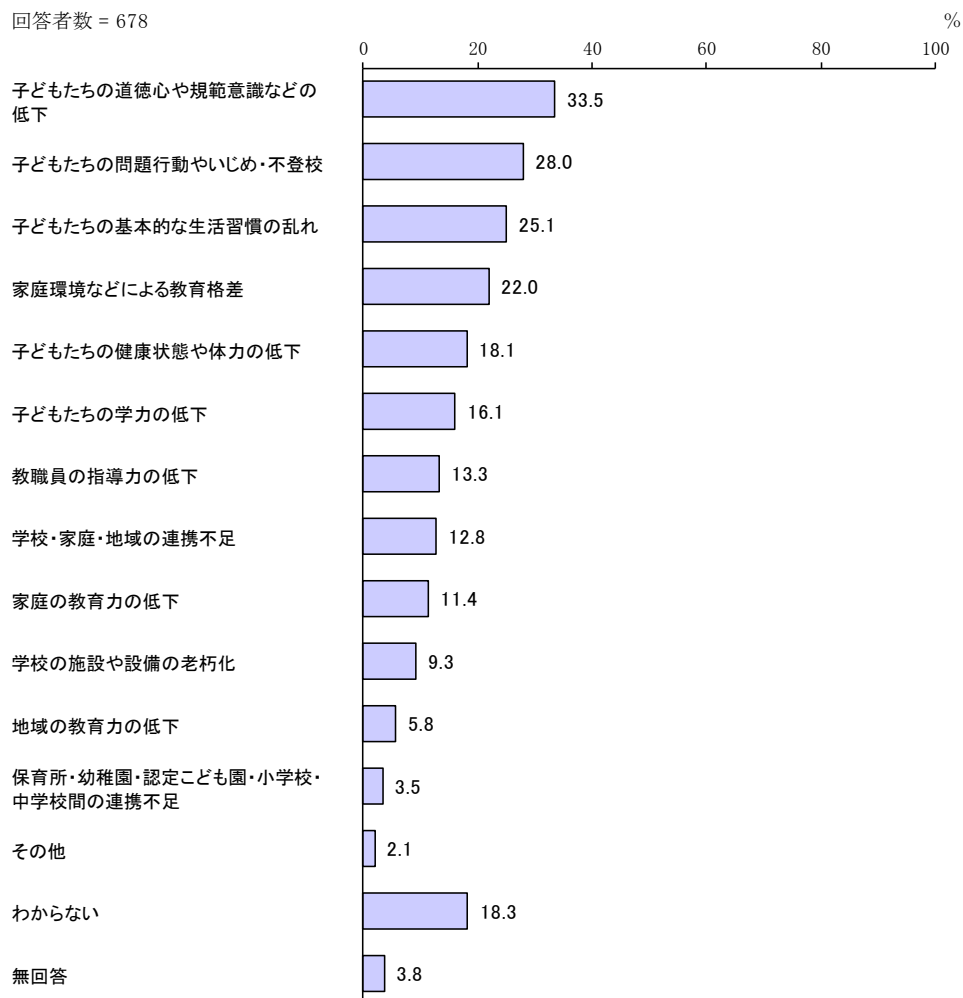


【平成 25 年度調査】



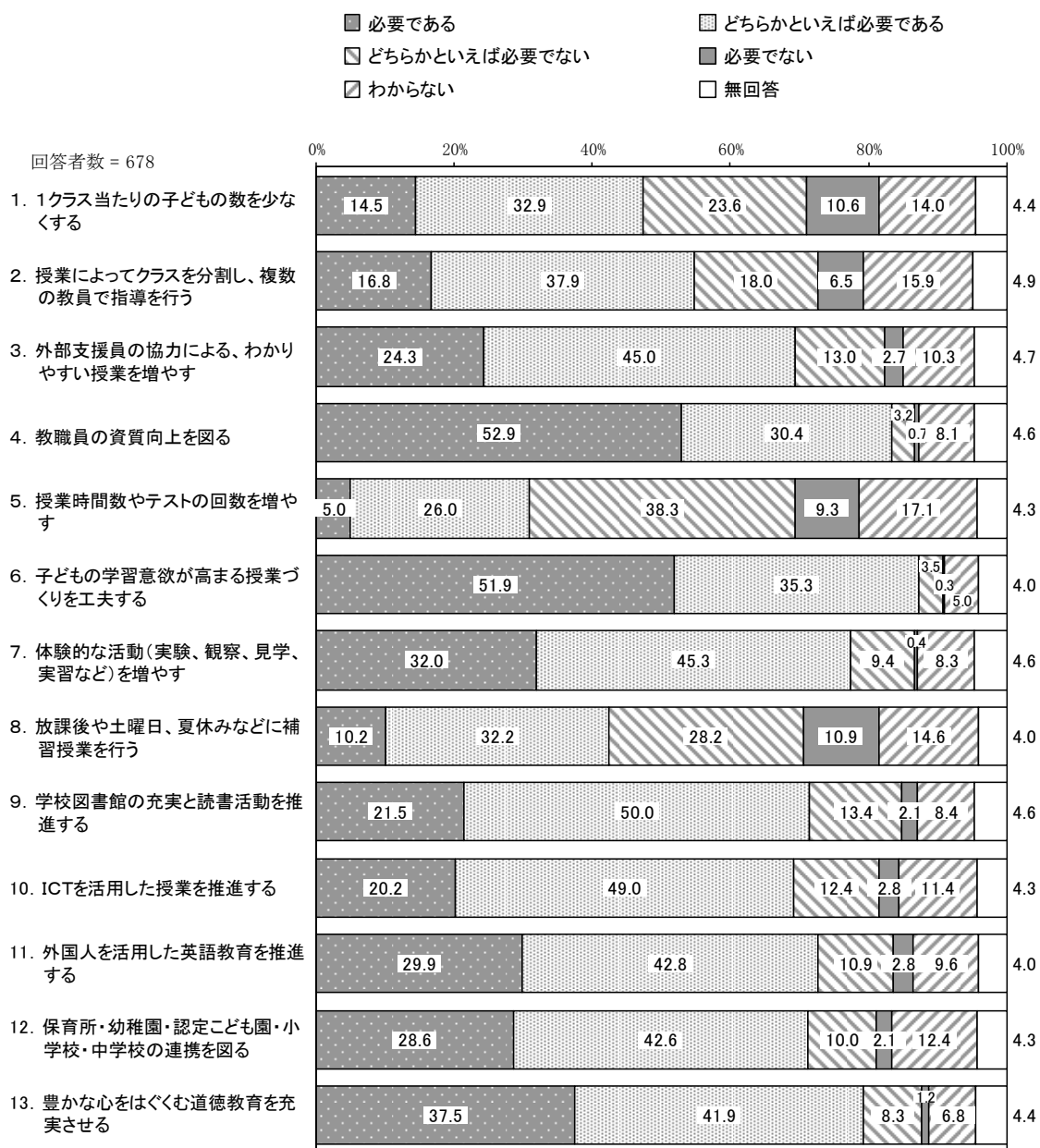
○子どもたちの教育について、課題と思っていること
 (市民アンケート 問11【複数回答】)

本市の子どもたちの教育について、何が課題と思うかについて、「子どもたちの道徳心や規範意識などの低下」の割合が33.5%と最も高く、次いで「子どもたちの問題行動やいじめ・不登校」の割合が28.0%となっています。



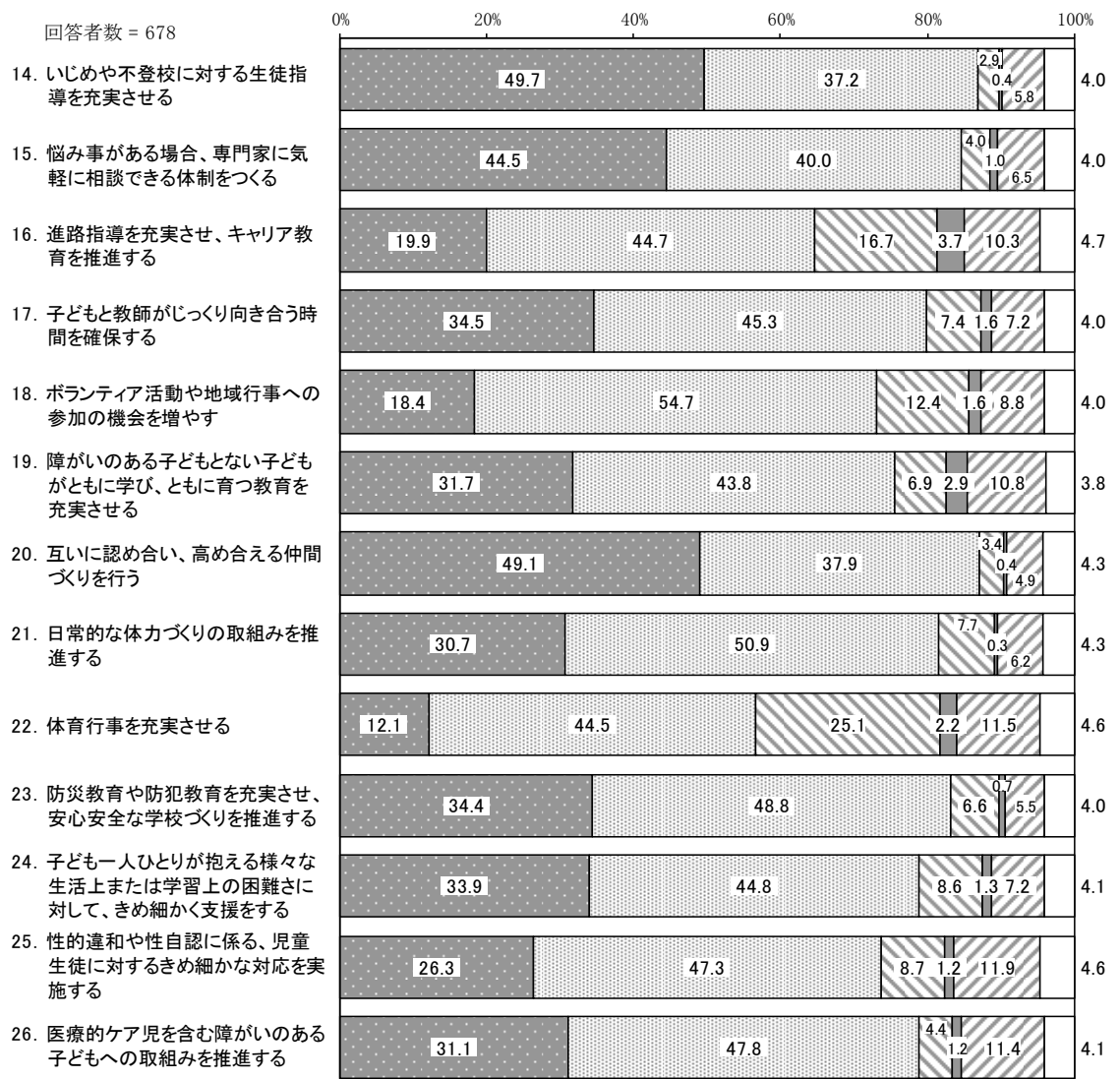
○力を入れて行う必要がある教育施策や教育事業（市民アンケート 問 13）

学校教育のなかで、力を入れて行う必要があると思う教育施策や教育事業について、『6. 子どもの学習意欲が高まる授業づくりを工夫する』『20. 互いに認め合い、高め合える仲間づくりを行う』で「必要である」と「どちらかといえば必要である」をあわせた割合が高く、約9割となっています。





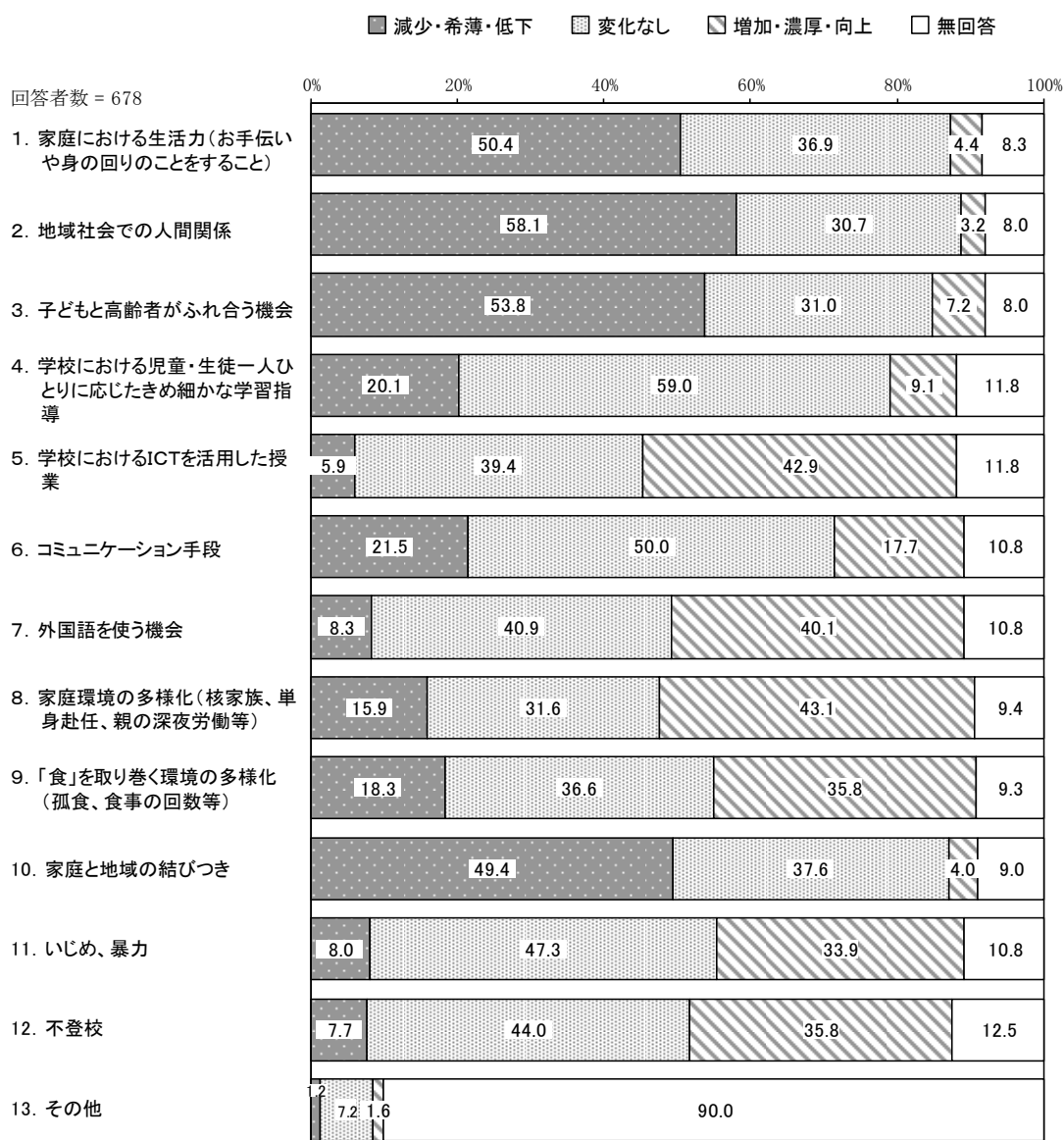
回答者数 = 678



② 家庭教育・地域教育について

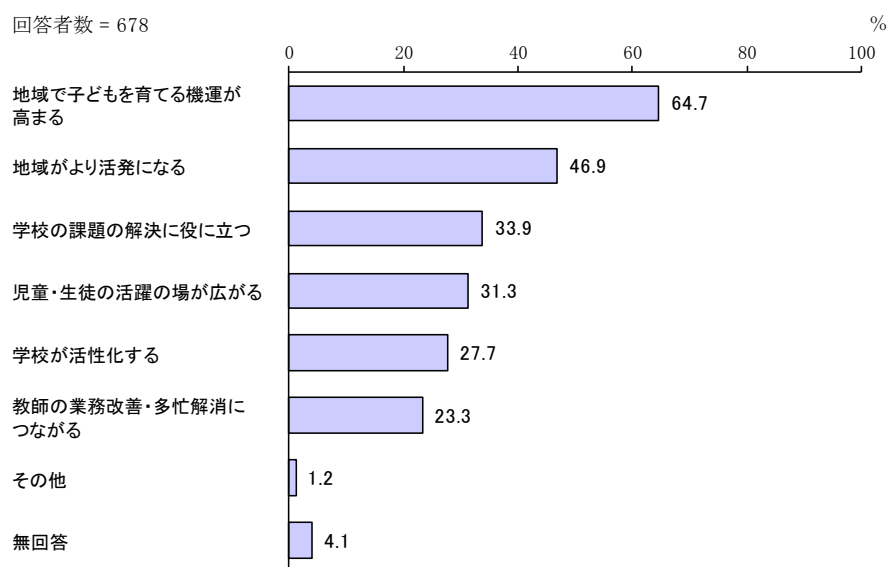
○子どもたちを取り巻く環境は、どのように変化してきたと思うか
(市民アンケート 問 15)

子どもたちを取り巻く環境は、どのように変化してきたと思うかについて、『1. 家庭における生活力（お手伝いや身の回りのことをすること）』『2. 地域社会での人間関係』『3. 子どもと高齢者がふれ合う機会』で「減少・希薄・低下」の割合が高く、5割を超えています。



○学校・家庭・地域が相互の連携・協力することにより、効果があると思うこと
(市民アンケート 問 19【複数回答】)

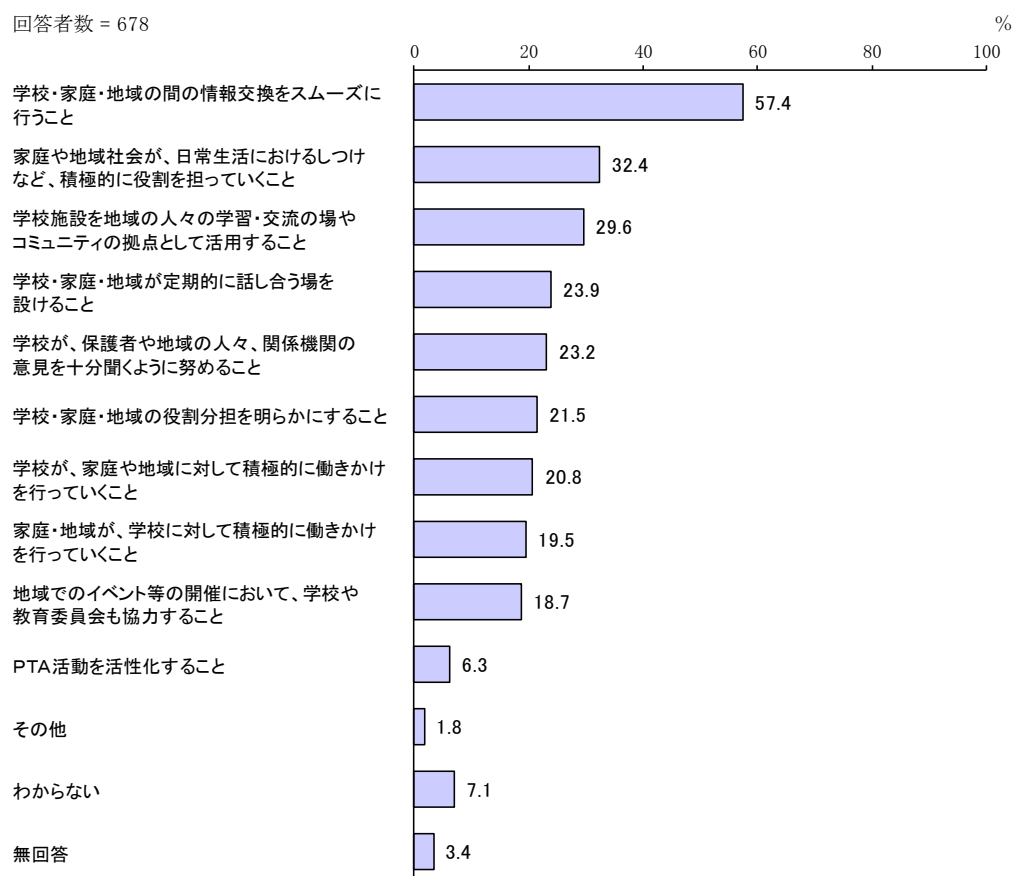
学校・家庭・地域が相互の連携・協力することによる効果について、「地域で子どもを育てる機運が高まる」の割合が 64.7%と最も高く、次いで「地域がより活発になる」の割合が 46.9%、「学校の課題の解決に役に立つ」の割合が 33.9%となっています。



○学校・家庭・地域が相互の連携・協力を深めていくうえで大切なこと
(市民アンケート 問 20【複数回答】)

学校・家庭・地域が相互の連携・協力を深めていくうえで大切なことは何だと思うかについて、「学校・家庭・地域間の情報交換をスムーズに行うこと」の割合が 57.4%と最も高く、次いで「家庭や地域社会が、日常生活におけるしつけなど、積極的に役割を担っていくこと」の割合が 32.4%となっています。

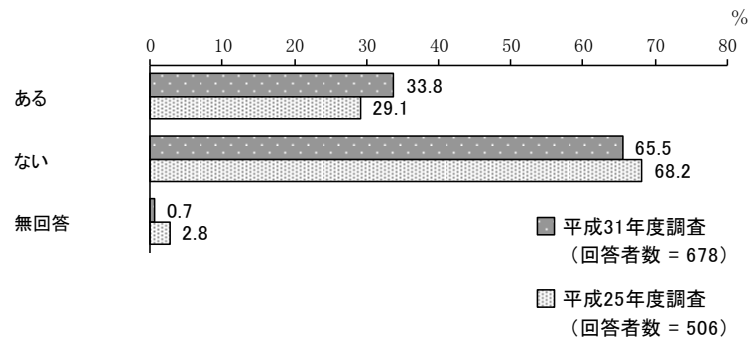
回答者数 = 678



③ 生涯学習・文化・スポーツなどについて

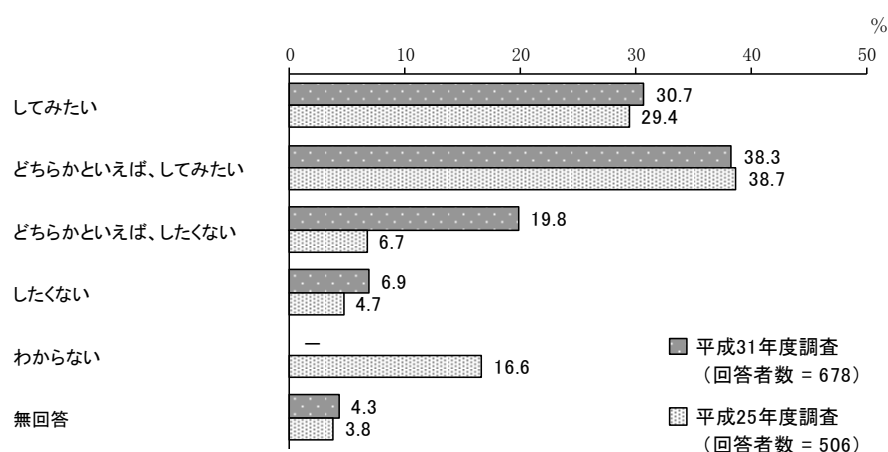
○自分からすすんで生涯学習・文化・スポーツなどの活動をした経験 (市民アンケート 問 24)

この1年くらいの間に、自分からすすんで生涯学習・文化・スポーツなどの活動をしたことが、「ある」の割合が33.8%となっており、平成25年度調査と比較すると高くなっています。



○生涯学習・文化・スポーツなどの活動意向 (市民アンケート 問 25)

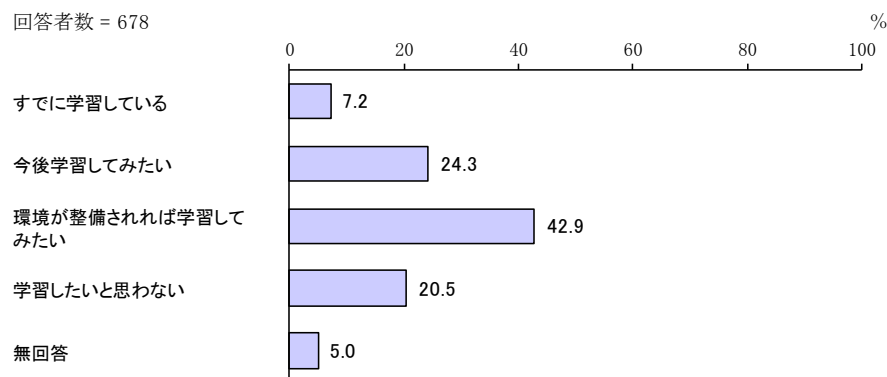
今後、自分からすすんで生涯学習・文化・スポーツなどの活動を、「してみたい」と「どちらかといえば、してみたい」をあわせた割合が69.0%となっており、平成25年度調査と比較すると高くなっています。



※平成31年度調査には「わからない」の選択肢はありません。

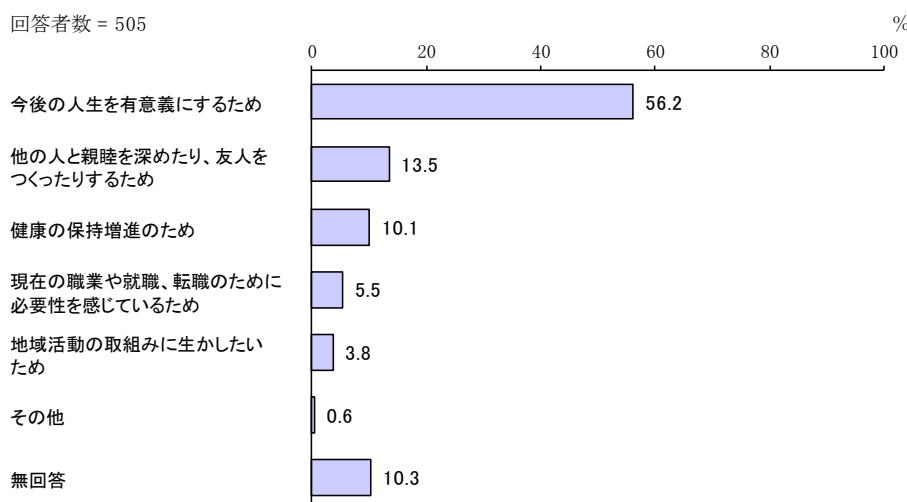
○教育機関など（大学・公民館など）での学習（市民アンケート 問 30）

リカレント教育や社会人の学び直しが注目されているなか、今後、教育機関（大学・公民館）などでの学習について、「環境が整備されれば学習してみたい」の割合が42.9%と最も高く、次いで「今後学習してみたい」の割合が24.3%、となっています。



○“学習してみたい”と思う理由（市民アンケート 問 30-1）

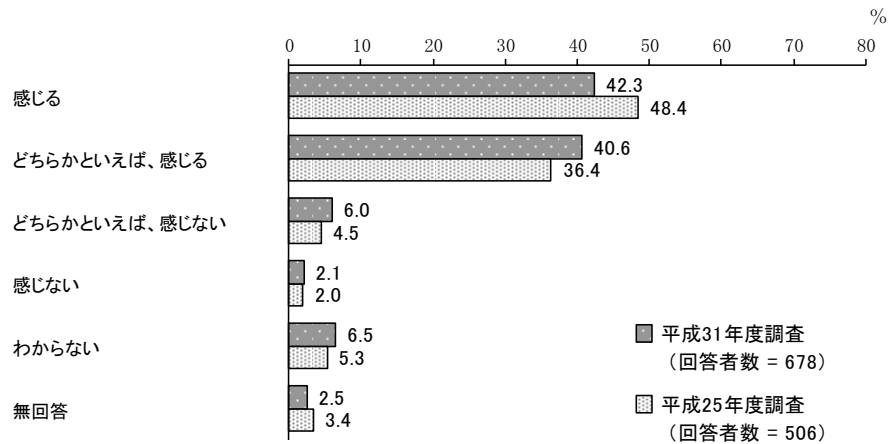
「すでに学習している」「今後学習してみたい」「環境が整備されれば学習してみたい」と回答した理由については、「今後の人生を有意義にするため」の割合が56.2%と最も高く、次いで「他の人と親睦を深めたり、友人をつくったりするため」の割合が13.5%、「健康の保持増進のため」の割合が10.1%となっています。



④ 市への愛着や市の特長・誇りについて

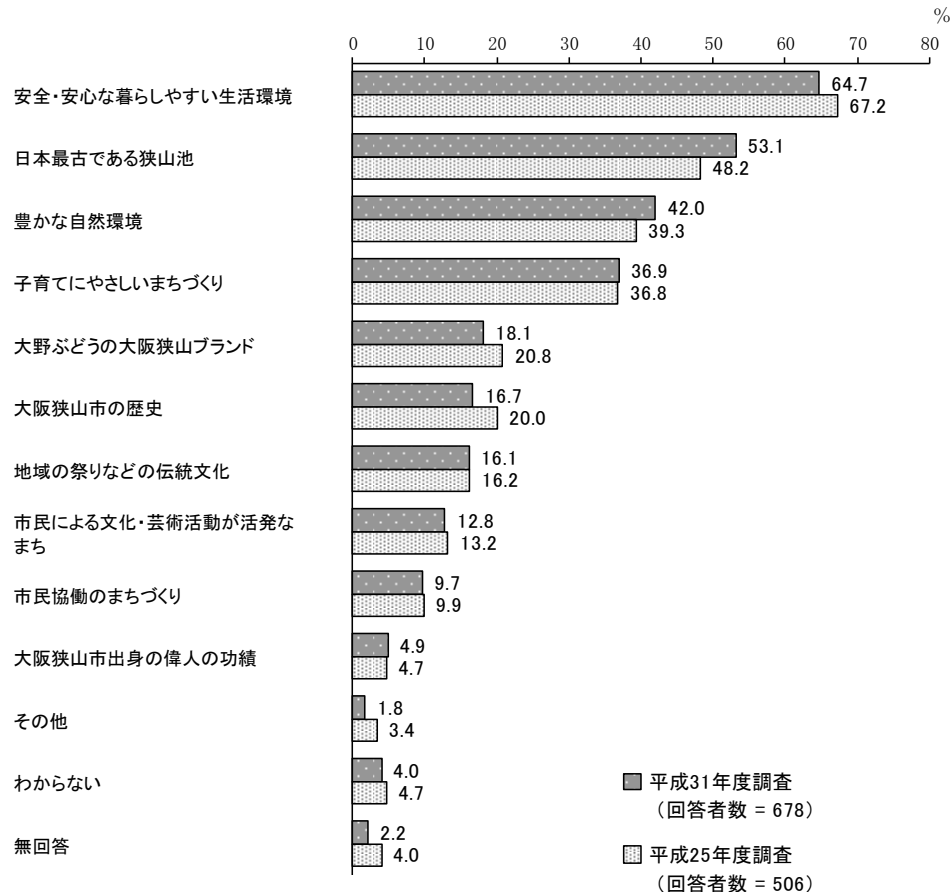
○大阪狭山市への愛着（市民アンケート 問 31）

本市に愛着を、「感じる」と「どちらかといえば、感じる」をあわせた割合が 82.9% となっています。



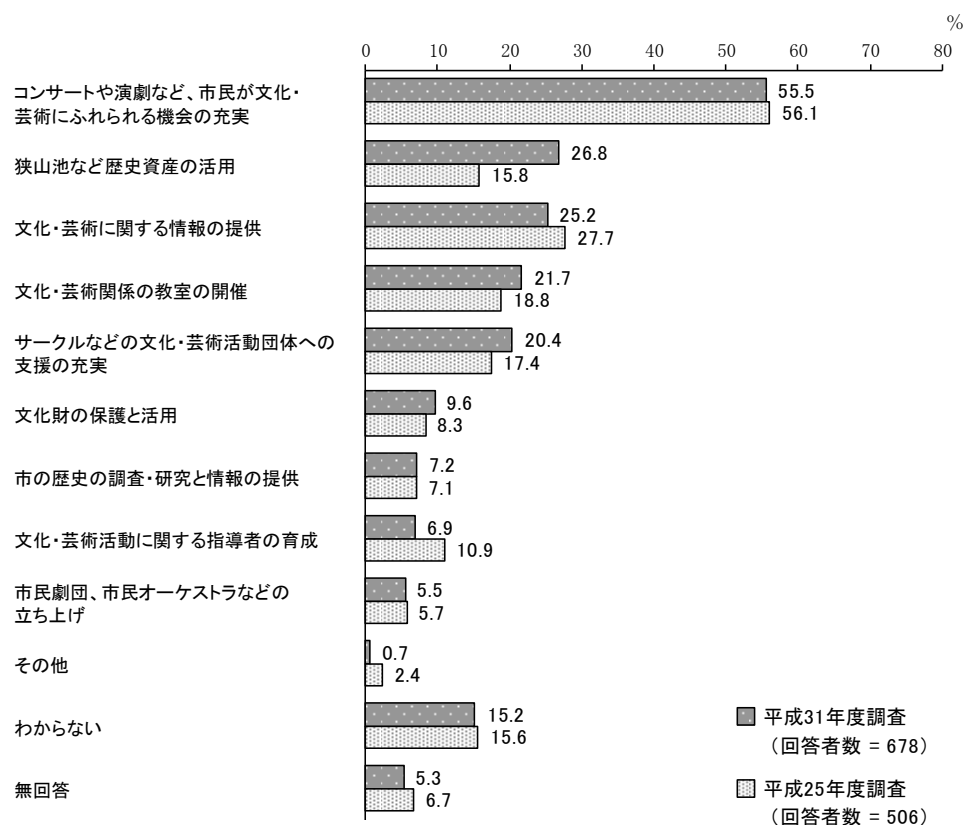
○大阪狭山市の特長や誇りとして、大事にしていきたいと思うこと（市民アンケート 問 32【複数回答】）

本市の特長や誇りとして、あなたが大事にしていきたいと思うことは、「安全・安心な暮らしやすい生活環境」の割合が 64.7%と最も高く、次いで「日本最古である狭山池」の割合が 53.1%、「豊かな自然環境」の割合が 42.0%となっています。



○文化芸術活動をより充実させていくために必要な取組み
(市民アンケート 問 27 【複数回答】)

本市の文化芸術活動をより充実させていくために、必要な取組みは、「コンサートや演劇など、市民が文化・芸術にふれられる機会の充実」の割合が 55.5%と最も高く、次いで「狭山池など歴史資産の活用」の割合が 26.8%、「文化・芸術に関する情報の提供」の割合が 25.2%となっています。平成 25 年度調査と比較すると、「狭山池など歴史資産の活用」の割合が増加しています。

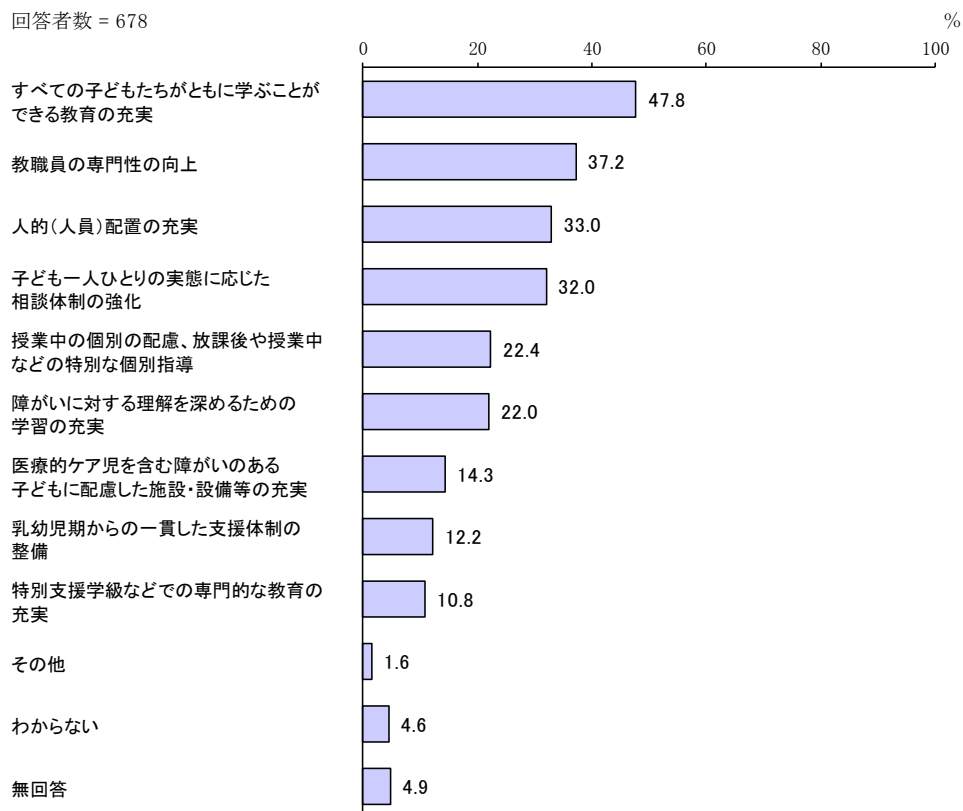


⑤ 教育に関する施策全般について

○子どもたち一人ひとりの学びを保障するために必要な取組み
(市民アンケート 問 17【複数回答】)

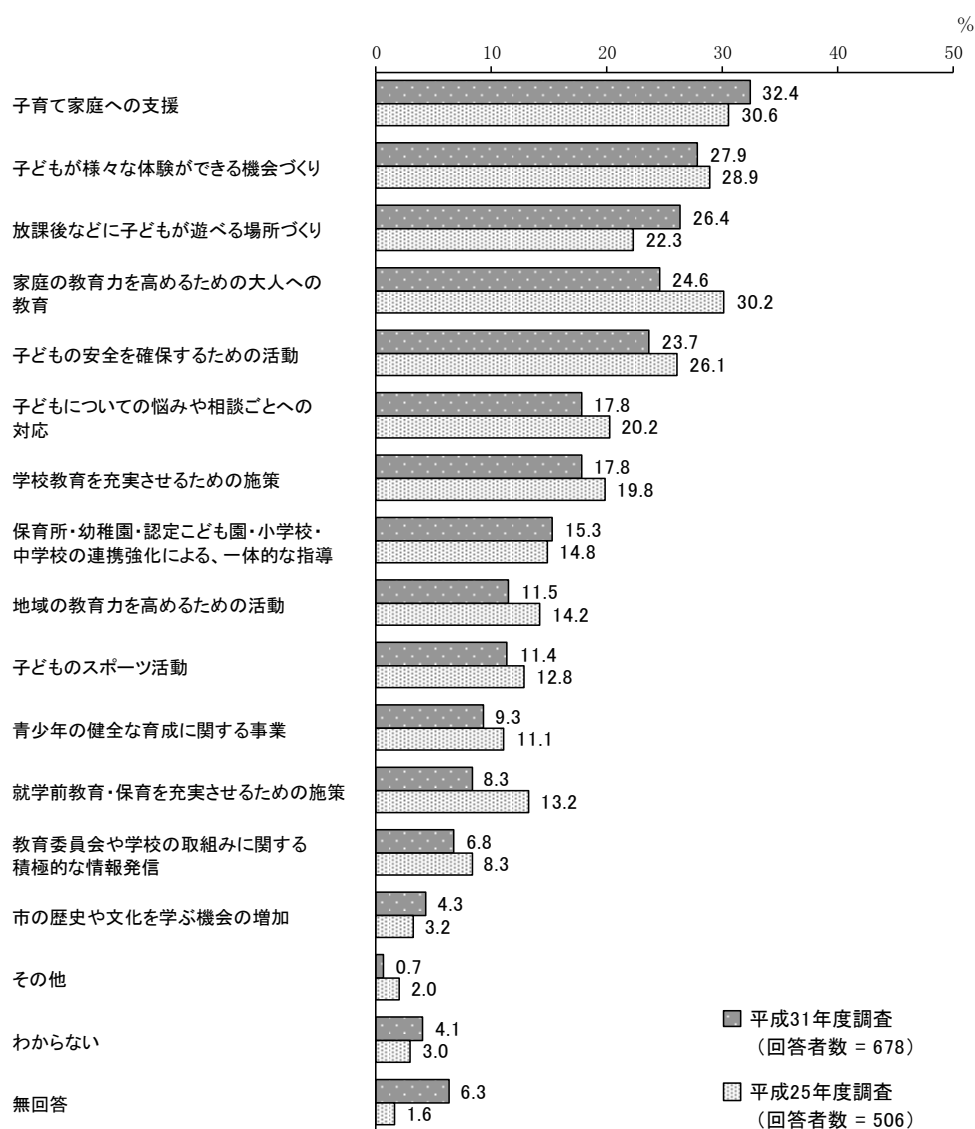
子どもたち一人ひとりの学びを保障するために必要だと思う取組みについて、「すべての子どもたちがともに学ぶことができる教育の充実」の割合が 47.8%と最も高く、次いで「教職員の専門性の向上」の割合が 37.2%、「人的（人員）配置の充実」の割合が 33.0%となっています。

回答者数 = 678



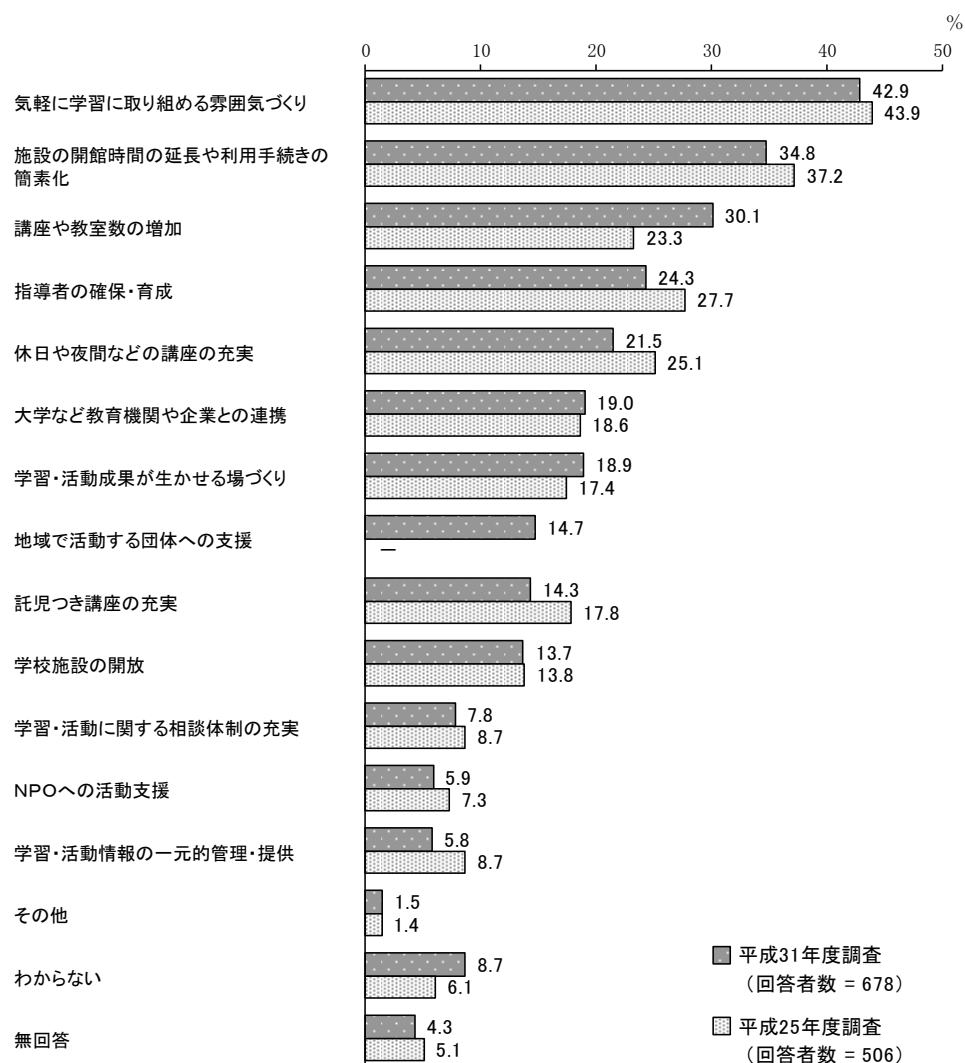
○子どもが健やかに育まれるようにするために、市が力を入れるべきこと
(市民アンケート 問 33【複数回答】)

子どもが健やかに育まれるようにするために、市が力を入れるべきと思う取組みについて、「子育て家庭への支援」の割合が 32.4%と最も高く、次いで「子どもが様々な体験ができる機会づくり」の割合が 27.9%、「放課後などに子どもが遊べる場所づくり」の割合が 26.4%となっています。



○人々が学びたいときに学べるようにするために、市が力を入れるべきこと
(市民アンケート 問 34 【複数回答】)

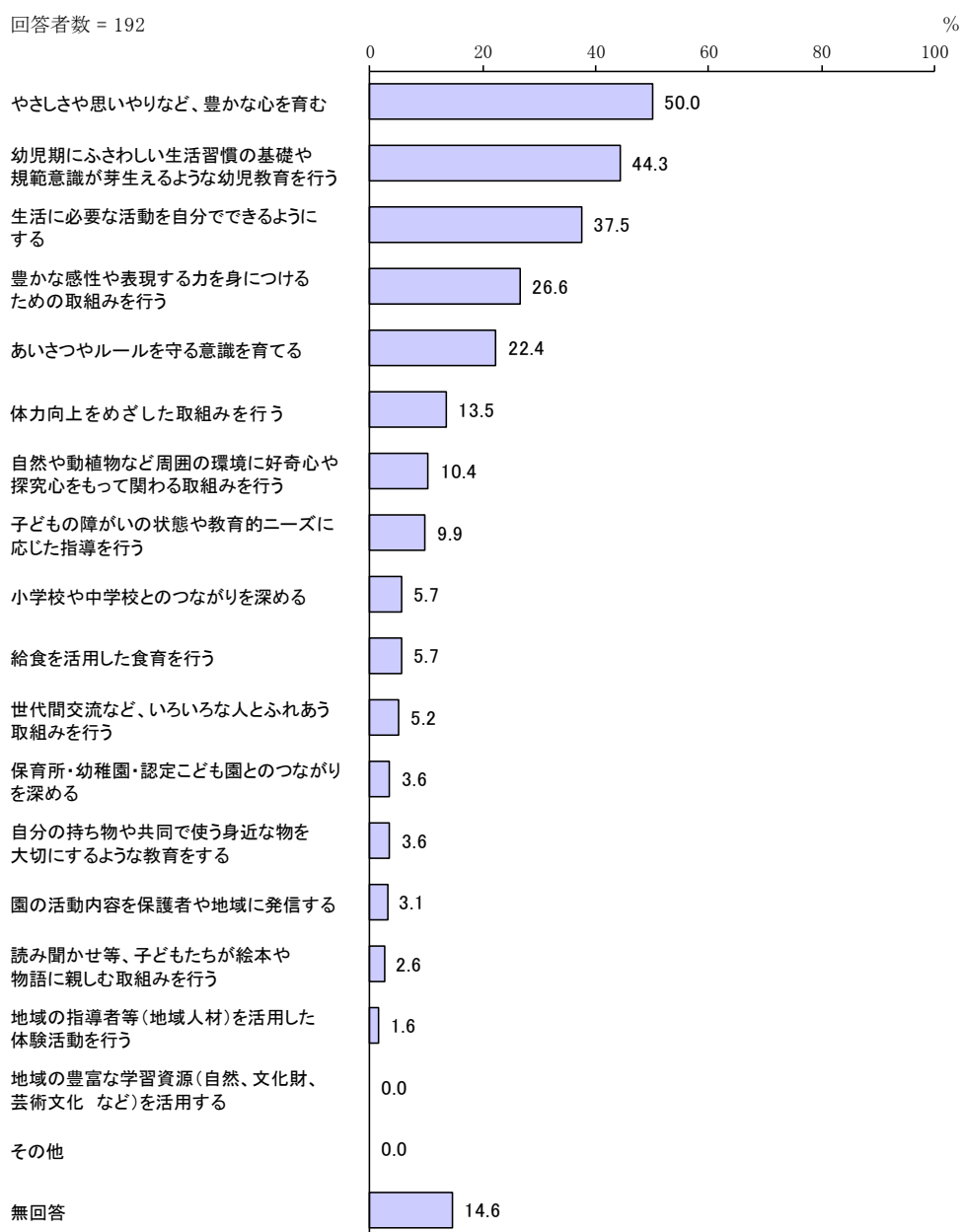
生涯学習の一環として、人々が学びたいときに学べるようにするために、市が力を入れるべきと思う取組みについて、「気軽に学習に取り組める雰囲気づくり」の割合が42.9%と最も高く、次いで「施設の開館時間の延長や利用手続きの簡素化」の割合が34.8%、「講座や教室数の増加」の割合が30.1%となっています。



○就学前教育で、重要だと思うこと

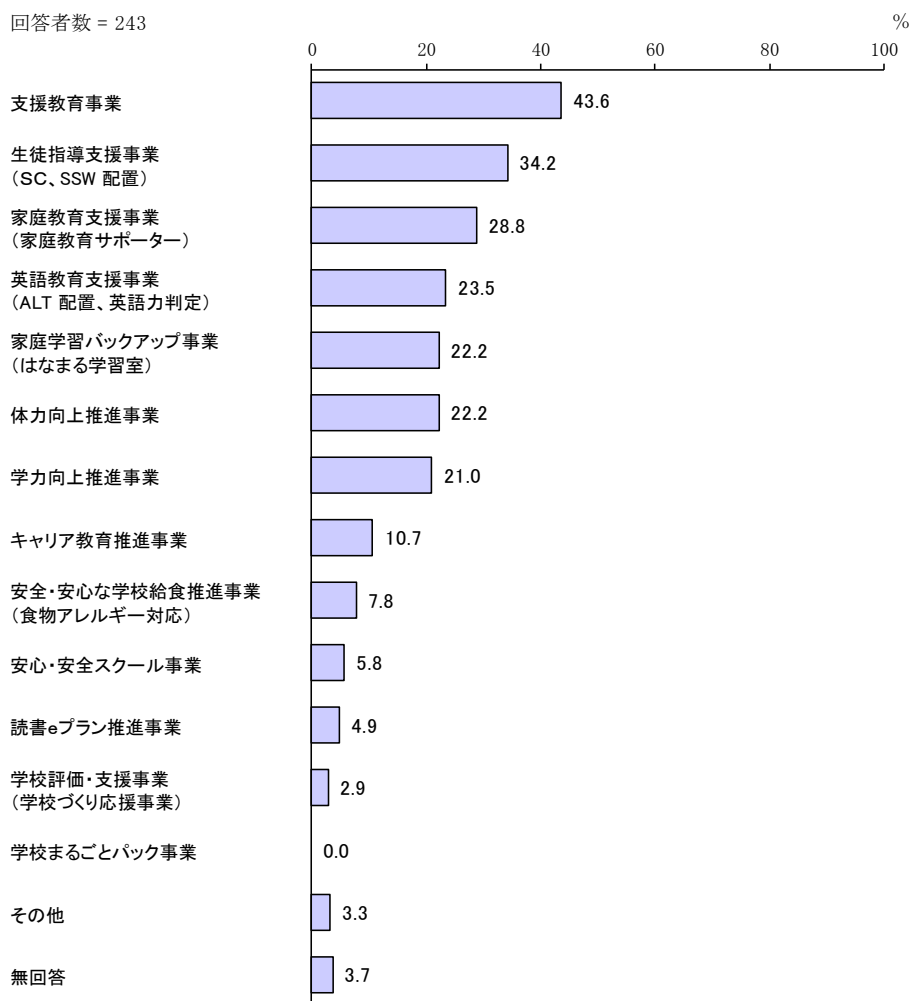
(保育園・幼稚園・認定こども園職員アンケート 問7【複数回答】)

本市の就学前教育*で、重要だと思うことについて、「やさしさや思いやりなど、豊かな心を育む」の割合が50.0%と最も高く、次いで「幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識が芽生えるような幼児教育を行う」の割合が44.3%、「生活に必要な活動を自分でできるようにする」の割合が37.5%となっています。



○学校教育で特に重点をおいて取り組む必要があるもの
(学校教職員アンケート 問7 【複数回答】)

本市の学校教育で今後、特に重点をおいて取り組む必要がある事業について、「支援教育事業」の割合が43.6%と最も高く、次いで「生徒指導支援事業（SC、SSW 配置）」の割合が34.2%、「家庭教育支援事業（家庭教育サポーター）」の割合が28.8%となっています。



4 アンケート結果などから抽出された課題

アンケート結果やこれまで実施した取組施策の結果などから抽出された課題を、「第1期大阪狭山市教育振興基本計画」の基本方針ごとに課題を整理しました。

(1) これからの社会を生き抜く力を養います

- 幼児期の教育は、子どもにとって生涯にわたる人格の基礎を培ううえで、大変重要な役割を果たします。この時期には、さまざまな遊びを通して、目標に向かってがんばる力、他者とのかかわる力、感情をコントロールする力といった「非認知能力*（内面的な能力）」を育むことが必要です。また、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校が連携を深め、学びの連続性*と一貫性を踏まえて、基礎的な資質・能力を育成する必要があります。
- 知識や技能などの「認知能力」を育成するためには、学校において、子どもの学習意欲が高まる授業づくりを工夫することが必要です。
- 子どもたちが自身の生き方を自身の力で選択できるように、キャリア教育*のさらなる充実が求められています。
- 子どもたちの豊かな心や物事に自ら取り組もうとする意欲、きまりの必要性を理解し自分の気持ちを調整する力を醸成するために、基本的な生活習慣を身に付けることが重要です。
- 子どもたちの「読解力」の低下が課題となっています。「全国学力・学習状況調査*」の結果でも、国語の結果が全国平均を下回っており、これらの改善策のひとつとして、本に親しみ、読書習慣を身に付ける取組みが求められています。
- 支援学級に入級する児童生徒の増加にあわせて、学びの支援員*や特別学びの支援員*の確保が求められています。また、一人ひとりの個の成長に応じた支援のために、高度な専門性を備えた相談員を配置することが必要となっています。
- 「子どもたちの道徳心や規範意識などの低下」が課題となっています。子どもたちの規範意識、自尊感情、他者への思いやりの心、主体的に判断し適切に行動する力を育むためには、深く考え議論する道徳*教育や、人権感覚を育むための人権教育の推進が必要です。また、グローバル化が進展するなか、さまざまな価値観や文化的背景を持つ人たちと、互いを認め尊重し、支えあうことができるよう、多文化共生教育の推進が求められています。教職員には、外国にルーツのある子どもや性的マイノリティ*の子どもたちへの配慮など、人権課題への対応力の向上が求められています。

- 子どもたちの偏食や欠食、食生活の乱れによる肥満ややせなどが課題となっています。学校保健、学校給食、食物アレルギーへの対応などを食育*の観点から充実させ、子どもたちの心身の健康保持増進を図ることが求められています。
- グローバル化の進展に伴い、多様な文化を持つ人たちとのコミュニケーション能力が求められています。英語教育支援事業など、現在の取り組みのよさを生かしながら、外国語（英語）教育を充実させていくことが求められています。
- Society5.0*時代を生きる子どもたちにとって、ＩＣＴ*を基盤とした先端技術の活用が求められています。情報活用能力の育成や、プログラミング的思考を育むためのプログラミング教育*の充実が必要となっています。
- いじめや暴力行為などの問題行動は社会的な課題となっています。未然防止、早期発見・早期対応につながる取り組みをすすめるとともに、価値観が異なる他者の多様性を認め、尊重し、理解できる寛容な心を育む教育が求められています。
- 新しい学習指導要領*への理解や、学校現場が抱えるさまざまな課題への対応力を高めるために、教育委員会による体系的な研修、各学校での校内研修、実践研修、ＯＪＴ*の充実など、教職員の資質向上に向けた取り組みが求められています。
- 選挙権が18歳に引き下げられ、子どもたちに、社会の一員であるという意識を育てるため、主権者教育*の充実が求められています。また、地域住民の一員として、地域活動に主体的に参画する姿勢を育み、市民性教育*を通して、地域を担う人材の育成に取り組む必要があります。

(2) 安全で快適な教育環境を整備します

- 学校が抱えるさまざまな課題に対して、教職員のみで対応するのではなく、専門家など多様な人材と連携、役割分担する体制を整備し、チームとして対応できるようにする必要があります。
- 学習指導要領*に掲げられた「社会に開かれた教育課程*」を実現するために、学校が、家庭や地域とともに子どもを育てるという視点に立ち、地域に根差した教育活動を行うことが求められています。
- 専門家や部活動などの外部支援員を積極的に活用するとともに、保護者や地域住民の意見も反映させながら、社会全体で学校運営を支えていく仕組みづくりが必要となっています。
- 老朽化する教育施設の劣化状態を適切に把握し、今後の大規模改造工事を、遅滞なく計画的にすすめる必要があります。
- 子どもが抱えるさまざまな課題に対して、組織的な支援が行えるように、学校をはじめ、保健・医療・福祉などの関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を推進することが必要となっています。

(3) 学校・家庭・地域が連携した教育を推進します

- 学校・家庭・地域が連携した取組みをすすめることで、子どもたちの、自ら学び、判断し、他者と協力しながら課題を解決する能力を育成する必要があります。
- 子育てに関する学習機会の充実など、家庭教育を支援する施策を推進し、家庭教育力を高める必要があります。
- 地域社会とのさまざまなかかわりを通して、子どもたちに地域への愛着や誇りを育成する必要があります。
- 子どもたちの放課後の居場所へのニーズが高まっています。スポーツや文化活動などが体験できる「さやま元気っこ推進事業」の拡充のほか、地域人材や地域団体とも連携し、子どもの居場所に選択肢を増やす取組みが必要となっています。
- 学校・家庭・地域の情報共有をスムーズに行い、地域住民の教育活動への参画を促進する必要があります。また、地域で取り組まれているさまざまな活動を教育の場と位置付け、学校を核とした連携・協働体制を構築する必要があります。
- 学校・家庭・地域が「地域とともにある学校づくり」を共通認識し、地域や校区の実情にあったコミュニティ・スクール*制度の導入をすすめることが必要です。

(4) 生涯にわたるスポーツ・学習活動を支援します

- 多様化する市民のニーズを的確に把握し、それぞれのライフステージに応じたスポーツの機会づくりをさらに充実する必要があります。また、各種団体や学校との連携を深め、市民のスポーツ活動への参加を促進する必要があります。
- 人生 100 年時代*を見据えて、すべての人が生涯を通して活躍できるよう、必要な知識・技能の習得、人的なネットワークの構築などを支援する取組みが必要です。また、社会教育や生涯学習の観点から地域人材の育成に取り組み、循環型の生涯学習社会*の実現をめざす必要があります。

(5) 郷土愛を育み、歴史文化を振興します

- 「大阪狭山市歴史文化基本構想*」や「史跡狭山池保存活用計画*」にもとづき、市内の歴史文化遺産の価値や魅力とともに、豊かな自然環境について、積極的に保護し活用していくことが必要です。
- 本市のシンボルであり誇りでもある「狭山池」など歴史文化遺産を教育や学習に生かすとともに、自然や地域の祭り、伝統文化にふれ、その地域の潜在能力を引き出す「地元学*」を通して、郷土を愛する心を育むことが必要です。





計画の基本理念・ 基本方針

1 基本理念

本市は、平成 27 年 3 月に策定した「第 1 期大阪狭山市教育振興基本計画」にもとづき、「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念とし、さまざまな教育施策を展開してきました。

この基本理念は、少子高齢化やグローバル化がすすむ社会環境へ対応できる人づくりや、地域社会での人間関係の希薄化に対応する環境づくりをすすめるうえで、今後に必要な教育の方向性を示しています。従って、本計画でも、これまでの基本理念を継承することとしました。

変化の激しい時代にあって、大阪狭山市民がつどい、学びあい、助けあうことによって、一人ひとりが楽しく、豊かで健康な生活を送ることをめざします。

そのためには、さまざまな課題を乗り越えていく市民の主体性を生み出す力を育み、お互いがつながることによって、まちづくりに取り組んでいく教育を創造します。

また、子どもたちが必要とされる学力を身に付け、学びに向かう力*や人間性を育てるとともに、ふるさと大阪狭山市を愛する心を大切にする教育をすすめます。

学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり

「学びあい」は、生涯にわたり、家庭や地域社会、学校や職場といったそれぞれの場でかわりあい、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、多様なあり方を認めあいながら幅広い知識や考え方を学びあう主体的な活動を示しています。

「つながりあい」は、主体的に人とのネットワークを幅広く育み、つながりの力を大切にする活動を支える本市の教育のあり方を示しています。

そして、「未来に輝く人づくり」は、つながりを深めることによって、人・地域が輝き、人づくりがまちづくりの礎であるとの大阪狭山市のまちづくりの姿勢と教育がめざす方向性を示しています。

2 めざす子ども像

国や府の関連計画の方向性と、第五次大阪狭山市総合計画や本市が直面する社会情勢などを踏まえ、「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」の基本理念が表す子ども像を明確にします。

自分らしく、いきいきと学び、さやまを愛する子

「自分らしく」とは、自分をかけがえのない存在と実感し、夢や志に向かって、自分の力や個性を最大限発揮するとともに、思いやりの心や規範意識、自尊感情を持ち、よりよい人間関係を築こうとする子どもの姿をめざしています。

「いきいきと学び」とは、学ぶことに喜びを抱き、自ら学び、課題を見つけ、主体的に判断し、可能性にたくましく挑戦しようとする子どもの姿をめざしています。

「さやまを愛する子」とは、豊かな自然に囲まれ、歴史と文化が息づく大阪狭山市の恵まれた環境のなかで、ふるさと「さやま」のすばらしさに自ら気付き、伝統や文化を尊重し、未来の「さやま」を創造しようとする子どもの姿をめざしています。そして、人・地域・歴史文化とのつながりあいのなかで、郷土への誇りと愛着を育み、時代の変化にも翻ろうされずに、生涯輝くことができる力を備えた子どもの育成をめざします。

3 基本方針

基本方針1 これからの社会を生き抜く力を養います

現代社会は知識や情報、技術を基盤とする社会であり、日々新しい知識、情報、技術が生み出されています。また、これらをめぐる変化は加速度を増しており、ひとつの出来事が瞬時に拡散し複雑に影響しあい、社会の変化を予測することをますます困難にしています。

近い将来、IoT*やビッグデータ*、人工知能（AI）をはじめとする技術革新がいつそう進展し、私たちの暮らしや産業構造などを大きく変える超スマート社会（Society5.0*）が到来すると言われています。技術革新により、労働の多くで人工知能やロボットへの代替が可能となる一方で、これまでになかった職業が新たに生まれることも考えられます。人口構造の変化も相まって、雇用や労働環境が、今後大きく変化することが予想されます。

教育の状況では、生活体験の不足などから、生活に関する基本的な技能が十分に身に付いていない子どもが増えていることが指摘されており、幼児教育の重要性への認識が高まっています。小中学生の学力は、おおむね良好な状況を保ってはいるものの、学習したことを実生活に活用するといった面では課題があるといわれています。そのほか、読解力が低下していること、子どもたちの自己肯定感が低いことなどが課題にあげられています。同じことは、本市の「全国学力・学習状況調査*」や「全国学力・学習状況にかかる児童生徒質問紙調査*」からも読み取ることができます。

次代を担う子どもたちが、自ら未来を切りひらくためには、知識や情報、技術を活用する力、人間関係を形成する力、自律的に行動する力など、これからの社会を生き抜くために必要な基礎となる能力を身に付けることが重要です。家庭を教育の出発点に、就学前からの連続した学び、社会につながる教育の実践を通して、子どもたちが、これからの社会を生き抜く力を養います。

【 重点目標 】

- (1) 遊びを通して豊かに学ぶ就学前教育*・保育の充実
- (2) 社会の変化に即した新たな学びの展開
- (3) 豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進
- (4) 教職員の資質向上

基本方針2 一人ひとりを大切にする教育を推進します

現代社会は、人間関係が希薄化し、地域社会全体の教育力の低下が指摘されています。そうしたことから、みんなが信頼しあえるような共生社会*の実現が願われています。共生社会においては、すべての人がかけがえのない存在として、人間としての尊厳が認められ、周囲の人々によって支えられます。年齢や性別、国籍、経済状況、障がいの有無などによらず、人権や多様性が尊重されねばなりません。

例えば、これまで必ずしも十分に社会参画できる環境になかった障がい者などが、積極的に参加でき、貢献できるような社会づくりが必要です。国は平成26年に「障害者の権利に関する条約」に批准しましたが、障がい者が障がいにもとづいて教育制度から排除されないこと、障がい者が他者との平等を基礎にして、地域社会において教育を受けることができること、そのために個人に必要とされる合理的な配慮が提供されることなどが求められています。このような教育をすすめることにより、多様な人々と共に生きる喜びを得ることが重要です。

子どもが被害にあう事件や事故、災害が各地で多発しています。また、いじめ事象は子どもの生命や身体に重大な危険を生じさせるだけでなく、心身の健全な成長や人格形成にも大きな影響を与えます。子どもたちがいきいきと健やかに成長するためには、安全で安心に学校生活が送れるような教育環境の構築が不可欠です。

誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあい、多様なあり方を認めあい、すべての人が参加できる社会の実現は、取り組むべき最も重要な課題です。誰一人取り残さないインクルーシブな社会づくりをめざし、一人ひとりを大切にする教育を推進します。

【 重点目標 】

- (1) 子ども理解と支援教育の充実・推進
- (2) 個の成長を支える教育の充実
- (3) 安全安心な学校生活の確保
- (4) 多様性理解の促進

基本方針3 持続可能な社会のための教育環境を充実します

現在、わが国では、生産年齢人口の減少、気候変動が原因といわれる自然災害の発生、子どもの貧困など、さまざまな問題が深刻化しています。

持続可能な開発目標をはじめとした社会の継続的な成長・発展を目標とする国際的な取り組みが広がるなか、これからの社会をよりよいものにするためには、誰一人取り残さない持続可能な社会*を構築することが求められています。

学習指導要領*では、「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という理念のもと、「社会に開かれた教育課程*」というキーワードが示されています。学校が、家庭や地域の人たちとともに子どもを育てていくという視点に立って、学校教育を学校内に閉じずに、そのめざすところを地域社会と共有しながら実現させることが求められています。

学習成果を学習者自らが主体的に社会に還元し、社会全体の教育力の向上を図る「知の循環型社会*」は、持続可能な社会の基盤になります。社会の持続的な発展を支える人材を育てるためには、人と人とがつながり、学校・家庭・地域が連携・協働し、市民総がかりで本市の教育をすすめていくことが重要です。学校を核とした地域づくりを積極的にすすめることで、本市の未来の担い手である子どもたちの学びや成長を地域全体で支え、持続可能な社会のための教育環境を充実します。

【 重点目標 】

- (1) 時代の変化に対応した学習環境などの整備
- (2) 学校経営改革の推進
- (3) 家庭教育の支援
- (4) 地域の教育力の育成と社会に開かれた教育課程*の実現

基本方針4 郷土を愛し自ら学び、高めあう学習を推進します

日本は世界有数の長寿国であり、日本人の平均寿命は伸び続けています。今の子どもたちが大人になるころには、長寿社会はさらにすすみ、将来的には日本人の半数が100歳よりも長い人生を送ることになるともいわれています。日本の社会は、まもなく「人生100年時代*」を迎えようとしています。

100年という長い期間を充実したものにするには、人生のあらゆるステージに活躍できる場があること、生活の身近なところに人と人とのつながりがあり、支えあいのなかで暮らし続けられることが必要です。そのためには、学びの仕組みもまた、人生100年時代に対応できるものに、見直していかなければなりません。学びは青年期までに完了するものではなく、社会人や高齢者になってからも新たな学びに挑戦できること、何歳になっても学び直しができることが、人生をより豊かなものにするための大切な要素です。いつでも、どこでも、誰もが主体的な学びの実現ができるように、生涯学習の環境を整備することが求められています。

地域を担う人材の不足や、地域のつながりの希薄化が問題となっています。文化活動やスポーツ活動など、身近にあるさまざまな学びは、個人の学習活動にとどまらず、地域コミュニティや地域人材を育てることにもつながります。また、まちの歴史や文化、自然環境への深い理解は、地域の絆を強くし、アイデンティティ*を醸成します。

すべての人が元気に生きがいをもって暮らすことができる社会の実現をめざし、人生100年時代を見据えた生涯学習の環境を整備することで、郷土を愛し自ら学び、高めあう学習を推進します。

【 重点目標 】

- (1) 生涯スポーツ活動の推進
- (2) 生涯学習や文化芸術活動の推進
- (3) 歴史文化遺産の継承と活用
- (4) 郷土愛の育成

4 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本方針 〕

〔 重点目標 〕

基本
理念

めざす
子ども像

自分らしく、いきいきと学び、ややまを愛する子
学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり

1 これからの社会
を生き抜く力を
養います

(1) 遊びを通して豊かに学ぶ就学前教育*・保育の充実

(2) 社会の変化に即した新たな学びの展開

(3) 豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進

(4) 教職員の資質向上

2 一人ひとりを大切にする教育を
推進します

(1) 子ども理解と支援教育の充実・推進

(2) 個の成長を支える教育の充実

(3) 安全安心な学校生活の確保

(4) 多様性理解の促進

3 持続可能な社会*
のための教育環
境を充実します

(1) 時代の変化に対応した学習環境などの整備

(2) 学校経営改革の推進

(3) 家庭教育の支援

(4) 地域の教育力の育成と社会に開かれた教育課程の実現

4 郷土を愛し自ら
学び、高めあう
学習を推進しま
す

(1) 生涯スポーツ活動の推進

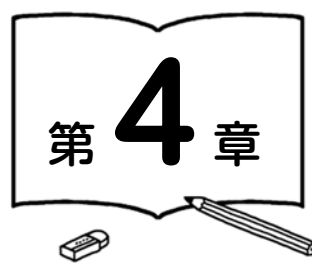
(2) 生涯学習や文化芸術活動の推進

(3) 歴史文化遺産の継承と活用

(4) 郷土愛の育成

〔 取組施策 〕

①質の高い幼児教育・保育の提供 ②道徳心や規範意識を育む指導の充実 ③基本的な生活習慣づくり	④個々の発達と集団に即した指導の充実 ⑤発達や学びの連続性*を踏まえた就学前教育*・保育の充実 ⑥親と子がともに育つ乳児期からの子育て支援の充実
①主体的・対話的で深い学び*をめざす授業づくり ②互いに認めあい、協働する集団づくり ③すべての教科における言語活動の充実 ④学校図書館活用の充実と読書活動の推進	⑤英語教育の推進 ⑥環境教育*の推進 ⑦プログラミング教育*とＩＣＴ*の活用・教育の情報化の推進 ⑧自己学習力（家庭学習習慣）の確立
①道徳教育の充実 ②人権教育の充実 ③不登校、問題行動などの未然防止と指導体制の充実	④体力の向上 ⑤食育*の推進 ⑥安全で安心な学校給食の充実
①調査研究や授業改善を推進する体制づくり ②教職員研修の充実 ③リーダーの育成とチームワークづくりの推進	④教職員の資質・能力の向上 ⑤教職員の長時間勤務の削減に向けた取組みの推進
①支援教育の充実 ②相談体制の充実と支援の推進	③関係機関との連携による発達障がいなどの早期支援 ④学校における指導体制の充実と学習環境の工夫
①キャリア教育*の推進 ②個に応じた指導と指導体制の充実	③プログラミング教育とＩＣＴの活用・教育の情報化の推進（再掲） ④道徳教育の充実（再掲）
①安全管理の充実 ②防災教育の推進 ③安全教育（防犯・交通安全）の推進	④いじめ防止基本方針*にもとづく取組みの推進 ⑤非行防止教室及び薬物乱用防止教室の実施
①多文化共生教育の推進 ②性的マイノリティ*にかかる子どもへの対応	③日本語以外の母語を使用する子どもへの対応
①学校施設などの整備・改修 ②給食施設の整備・改修	③指導内容に応じた備品の配備 ④学校規模の適正化の検討
①保・幼・こ・小・中の連携 ②生徒指導、教育相談*の充実 ③働き方改革と持続可能な学校指導体制の整備 ④専門家のサポートによる指導体制づくり	⑤家庭に対する教育支援の推進 ⑥就学や進学に対する相談・支援体制の充実 ⑦保護者や地域住民への情報発信の充実
①子どもの権利を大切にする家庭教育に関する啓発の推進 ②子育て家庭への支援の充実 ③家庭の教育力向上をめざした成人教育*の充実	④教育に関する保護者相談体制の充実 ⑤生活習慣の確立への支援
①地域と連携した豊かな社会性を持つ人材の育成・活用 ②安全・安心な地域の環境づくりと子どもの居場所づくり ③家庭・地域との連携による学校の活性化 ④放課後の活動の充実	⑤青少年の健全育成の推進 ⑥地域とともにある学校づくりへの転換 ⑦学校支援ボランティアの育成 ⑧地域の教育力向上、学校教育と社会教育の連携
①誰もが気軽に参加できるスポーツ機会の充実 ②体育協会・総合型地域スポーツクラブ*などと連携した事業の充実	③スポーツ施設の整備・改修 ④市民の体力維持・向上
①社会教育事業や学習機会の充実 ②生涯学習情報の提供 ③読書活動の推進 ④社会教育施設などの整備・運営	⑤文化芸術に親しむ機会の充実 ⑥学習成果の活用と指導者の養成 ⑦国際交流の推進
①文化財の調査研究と適切な管理 ②歴史文化遺産の保存と活用の推進	③歴史文化遺産保存活用などの整備・運営
①歴史文化遺産を生かした学習機会の充実 ②小中学校の「ふるさとさやま学習」カリキュラムづくり	③郷土を学ぶ地域活動の推進



第4章 施策の展開

基本方針 1 これからの社会を生き抜く力を養います

重点目標 1 遊びを通して豊かに学ぶ就学前教育・保育の充実



【現状と課題】

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期の教育・保育は、子どもの心身の健やかな成長を促すうえで、大変重要な役割を担っています。

「就学前教育*・保育のなかで身に付けることが重要だと思う能力や態度」との市民アンケートの設問で、「人を思いやる心」が半数を超えて最も高くなっています。また、子どもたちの教育について、「子どもたちの道徳心や規範意識などの低下」を課題と感じている割合が3割以上と最も高くなっており、道徳性の芽生えに重きを置いた教育・保育が求められています。家庭の教育力の低下が指摘されるなか、発達の段階や学びの連続性*を踏まえた教育課程を編成し、遊びや生活などの直接的、具体的な体験活動を通して、豊かな心を育む教育・保育を社会全体で取り組む必要があります。

国は、「子ども・子育て支援新制度*」により、乳幼児期における教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することを目的とした取組みをすすめています。

本市においても、少子化の進行や女性の社会参画の進展により、幼稚園の園児数が減少する一方で、保育を必要とする子どもが年々増加しています。新制度のもと保育所・幼稚園・認定こども園という教育・保育施設がそれぞれの特色を生かしながら、質の高い教育・保育を効果的に提供する体制づくりをすすめる必要があります。

また、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化に伴い、子育て家庭が地域のなかで孤立しないよう、社会全体で支える取組みが重要となっています。

【施策の方向性】

遊びを通して、道徳心や規範意識の醸成を図り、基本的な生活習慣の定着に向けた指導を充実させるとともに、発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育を推進します。また、子育て家庭を社会全体で支えていくため、「子ども・子育て支援新制度」にもとづき、子育て支援を充実させるとともに、家庭・地域、関係機関の連携をすすめ、子どもの健やかな成長を支援します。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 質の高い幼児教育・保育の提供	・「子ども・子育て支援新制度」にもとづき、保育所・幼稚園・認定こども園がそれぞれの特色を生かして質の高い教育・保育活動を展開し、子どもの成長・発達を促進します。また、多様化する保護者のニーズに柔軟に対応し、その選択にもとづき子どもを受け入れられるよう、教育・保育の提供体制を整備します。 ・幼児期における教育・保育の質の向上を図るため、施設間の職員交流や情報交換の場を充実させるとともに、子ども同士の交流活動を推進します。
② 道徳心や規範意識を育む指導の充実	・遊びや集団生活を通して人とのかかわる力、自分の気持ちを調整する力の基礎を養い、道徳心や規範意識を育む指導を充実します。 ・自分の生活に関係の深いいろいろな人とふれあい、共に楽しみ、共感しあう体験を通して、人とのかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができる活動を推進します。
③ 基本的な生活習慣づくり	・基本的な生活習慣を身に付けられるよう、家庭と十分に連携しながら、子どもの生活リズムの定着を図り、健康な心と体づくりをめざします。
④ 個々の発達と集団に即した指導の充実	・障がいやサポートの必要がある子どもについて、関係機関との連携を図りながら、集団生活のなかで一人ひとりの発達を促します。
⑤ 発達や学びの連続性*を踏まえた就学前教育・保育の充実	・「小1プロブレム*」などの課題解消を視野に、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携をいっそう強化し、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育を充実します。 ・預かり保育や未就園児事業の充実、多様化する保護者のニーズへの対応など、さまざまな課題を検討し、子どもたちが健やかに育つよう、将来を見据えた環境づくりをすすめます。
⑥ 親と子がともに育つ乳児期からの子育て支援の充実	・市民との協働によるさまざまな子育て支援の取組みと地域子育て支援拠点事業の運営を充実します。 ・認定子育てサポーター*の養成を図り、地域でのつながりを深めながら、子育て家庭を支援します。 ・子育て家庭の親と子が会員となり、地域の協力を得ながら運営するプレイセンターの活動を支援します。 ・市民が会員となって子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター*が、それぞれの地域で活発に活動できるよう支援します。

重点目標 2 社会の変化に即した新たな学びの展開



【現状と課題】

これからの社会は、グローバル化や技術革新の進展により、変化の激しい、先行き不透明な時代となることが予想されています。社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していくなかで、子どもたちに必要となるのは、社会がどのように変化しようとも自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力です。

新しい学習指導要領*では、子どもたちがこれからの時代に求められる資質や能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、単元など内容や時間のまとまりのなかで、習得・活用・探究のバランスを工夫するなど「主体的・対話的で深い学び*」の視点に立った授業改善をすすめることが求められています。

また、社会の変化に対応する教育を適切に行っていくためには、学校において各教科、道徳、特別活動などについて相互の連携を図り、教育課程にもとづく教育活動の質を向上させ、子どもたちにつけたい資質や能力を明確にしたうえで、学校の特色を生かした「カリキュラム・マネジメント*」による新たな学びの展開を探っていく必要があります。



【 施策の方向性 】

学校教育において子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能の習熟とともに、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力のバランスのよい育成に努めます。そのために、子どもが自ら課題を発見し、解決に向けて取り組む力を養えるよう「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る指導方法の工夫・改善に取り組むとともに、少人数指導などきめ細かな指導を充実します。

また、子どもたちが自己有用感を持って、これからの社会の課題に対応しながら自立して生き抜く力を身に付けられるよう、計画的、組織的、系統的な学校教育の取り組みを推進します。

【 主な取り組み 】

取組施策	取組内容
① 主体的・対話的で深い学びをめざす授業づくり	・単元や題材などのまとまりのなかで育成をめざす資質・能力を明確にしたうえで、習得・活用・探究などの学びの過程を工夫します。 ・言語活動や観察・実験、調査などの体験的な活動、芸術的な表現活動など、子どもが主体的に思考したり、表現したりする学習活動を工夫します。 ・デジタル教材やタブレット端末などのＩＣＴ*機器を活用し、わかりやすい授業づくりの工夫や、効果的な教材教具の研究開発を推進し、学習意欲の向上を図ります。 ・学習指導要領の目標に準拠した評価を行います。子どもたち一人ひとりのよい点や可能性、進歩の状況などについても評価し、意欲を高められるよう努めます。
② 互いに認めあい、協働する集団づくり	・互いを尊重しあうことが大切であるという価値観のもと、グループ学習や討論など、子ども同士が学びあう場を設定し、協働しあう集団づくりをすすめます。
③ すべての教科における言語活動の充実	・学校生活全体で、自分の考えや問いをすすんで発信する活動を重視した取り組みをすすめます。 ・総合的な学習の時間を中心に、すべての教科・領域において、身近な社会の課題と学習内容を関連付け、情報を収集して発信する活動などを計画し、自分の考えや意見を積極的に周囲に伝えようとする意欲と言語能力を育みます。

取組施策	取組内容
④ 学校図書館活用の充実と読書活動の推進	・市立図書館の連携による、子どもの「読む・調べる」習慣づくりに資する「読書eプラン*」を推進します。 ・学校図書館司書と連携しながら、学校図書館を使った授業を日常的に計画し、「読書・学習・情報」という三つの力の育成をめざします。 ・ブックスタート事業*やブックスタートフォローアップ事業*により、乳幼児期から家庭内で読書に親しむ習慣づくりを推進します。
⑤ 英語教育の推進	・外国人英語指導助手（A L T）*による実践的な指導などにより、子どもたちの英語に対する学習意欲を高め、英語を通じたコミュニケーション能力の向上をめざします。 ・小学校から中学校に円滑につながるよう、小学校におけるCAN-DOリスト*を活用した英語教育のカリキュラムを作成します。
⑥ 環境教育*の推進	・子どもたちが環境への理解を深め、責任を持って環境を守るための行動がとれるよう、社会科、理科、家庭科などの教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動における環境にかかわる内容を充実させるとともに、学校の教育活動全体を通じた環境教育を推進します。
⑦ プログラミング教育*とICTの活用・教育の情報化の推進	・プログラミング教育を通して、物事を論理的に考える力であるプログラミング的思考を育みます。 ・日常の授業でICT機器を活用することを通し、情報活用能力を育みます。 ・目的に応じて情報手段を適切に活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理し、発信できる能力である情報活用能力を育みます。 ・子どもに対する情報モラル*教育、情報リテラシー*教育を充実し、ネットトラブルなどから子どもを守る取組みを推進します。
⑧ 自己学習力（家庭学習習慣）の確立	・学習習慣や生活習慣の形成に向けて、家庭学習の時間や方法、テレビやゲーム、携帯電話についてのルールづくりなど、家庭との連携による取組みを行います。 ・自学自習ノートなどを活用し、子どもの学習意欲を高め自学自習の習慣づくりを図ります。 ・経済的な事情により学習機会が少ない子ども（主に中学3年生）に対して、土曜日や長期休業中の学習をサポートします。

重点目標3 豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進



【現状と課題】

子どもたちがたくましく成長し、充実した人生を送るためには、「知・徳・体」の調和のとれた発達が大変重要です。しかしながら、市民を対象としたアンケート結果では、子どもたちの教育について課題とを感じるものとして、「道徳心や規範意識などの低下」「問題行動やいじめ・不登校」「基本的な生活習慣の乱れ」が上位を占めており、とりわけ子どもたちの「心の育ち」に対する懸念が、高い割合となっています。

新学習指導要領*で教科化された「特別の教科道徳」では、いじめ問題への対応の充実と、子どもたちが道徳的価値を自分自身のこととして捉え、「深く考え、議論する道徳*」の実現が求められています。また人権尊重の理念についての正しい理解や実践ができる態度の育成をめざし、教育活動全体を通して人権教育を推進するとともに、さまざまな体験的な学習活動を通して、心の教育を充実することが必要です。

近年、子どもの体力の低下、運動能力の二極化が進んでいると言われています。また、偏った栄養摂取や欠食による肥満ややせなど、食生活に起因する健康課題も顕著になっています。さらに、青少年による薬物乱用など、子どもの健康をむしばむ今日的な課題も深刻化しており対策が求められます。

「知・徳・体」の調和の取れた教育活動を通して、子どもたち自身が心や体の健康の価値を認識し、自分自身を大切にする態度の育成など、生涯にわたる心身の健康の保持に必要な知識、生活習慣を身に付ける取組が必要です。

【施策の方向性】

子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的なさまざまな価値について理解を深めるとともに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、人としての生き方について考える学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成します。また、自尊感情や自己肯定感を高める指導を充実します。

いじめや不登校対策については、チームで対応できるよう生徒指導体制を充実します。児童会や生徒会などの取組み、地域の人々とのふれあい、さまざまな体験活動などを通して、子ども自身の問題解決力を育むことで、問題行動などの未然防止に努めます。

子どもたちが健やかな体をつくり、健康で安全な生活を送ることができるよう、体力の向上を図るとともに、食育*の推進や安全で安心な学校給食の提供に努めます。

【主な取組み】

取組施策	取組内容
① 道徳教育の充実	・「生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識」などの道徳性を身に付けることをめざします。 ・道徳教育の要である道徳の授業の指導内容、指導方法及び教材開発などについての実践研究を推進します。 ・豊かな人間性や社会性などを育むために、成長段階に応じて、社会体験や自然体験など、さまざまな体験活動を充実します。
② 人権教育の充実	・本市人権教育基本方針にもとづき、人権課題ごとの担当教員を全小中学校に配置し、人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成することにより、計画的、組織的に取組みをすすめます。 ・子どもがその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性及び個別の人権課題について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるよう、すべての教育活動を通して、相手の考えや気持ちを想像する力、共感し理解する力、互いにわかりあうためのコミュニケーション能力、さまざまな立場の意見を調整し、解決する能力などの育成に取り組めます。 ・子どもの発達段階に応じて、命の尊さについて学びを深め、平和を希求する心を育む平和学習に取り組めます。
③ 不登校、問題行動などの未然防止と指導体制の充実	・不登校や問題行動などに対する教職員の指導力の向上を図り、子どもの背景に着目しながら、未然防止、早期発見と丁寧な対応に努めます。 ・学校とＳＣやＳＳＷ、ＳＬや適応指導教室「フリースクールみ・ら・い*」との連携による取組みや相談活動を通して、子どもの状況に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

取組施策	取組内容
④ 体力の向上	・「全国体力・運動能力調査」の結果にもとづいた体力向上プランや地域人材の活用により、子どもが運動することの楽しさを実感し、すすんで運動する習慣が身に付くよう体育の授業づくりを推進します。 ・子どもの健康への関心を高めるとともに、生活習慣病の予防や薬物乱用の防止、性に関する教育を推進します。
⑤ 食育の推進	・発達の段階に応じた食に関する知識を学び、食を選択する力や望ましい食習慣を身に付け、正しい食生活を実践できる子どもの育成に取り組みます。 ・「大阪狭山市食育推進計画*」にもとづき、家庭や地域、関係機関の連携を図りながら、子どもたちが正しい食生活を実践できるよう、保護者への積極的な啓発活動を行います。
⑥ 安全で安心な学校給食の充実	・食中毒対策や食物アレルギー対応など安全で安心な学校給食の充実に努め、栄養バランスのよい魅力ある学校給食の提供をめざします。



【現状と課題】

学校の教職員は従来から学習指導や生徒指導など幅広い業務を担っており、いずれの業務においても、子どもの状況把握に努め、効果的な指導につなげられるよう取り組んできました。近年子どもを取り巻く環境が急激な変化を続けるなか、教育課題が複雑化・困難化してきており、学校の教職員に求められる役割も多様化しています。

教職員が学校における多様な課題に対応し、時代に即した新たな教育を実践するためには、教職員の学び続けようとする活動をしっかりと支えて、学習指導を絶え間ない工夫改善につなげていく必要があります。また、教職員の長時間労働が社会問題となっており、「働き方改革」による教職員の業務負担軽減と勤務時間の削減の推進が喫緊の課題となっています。

このような状況から、今後も学校と教育委員会、地域の連携を推進し、学校組織の機能強化とともに、教育の直接の担い手である教職員の資質向上を図ることが重要です。

【施策の方向性】

子ども一人ひとりの個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、さまざまな教育課題に適切に対応できるよう、授業力や多様な教育課題への対応力など、教職員の資質と実践的指導力の向上に取り組めます。

教職員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、教職員の長時間勤務の削減につなげ、さらなる学校教育の質の向上を図ります。

【主な取組み】

取組施策	取組内容
① 調査研究や授業改善を推進する体制づくり	・「全国学力・学習状況調査*」の結果を各校で分析し、分析結果をもとに学校の取組みの成果と課題、改善方策を整理して学校ホームページで公開します。 ・「全国体力・運動能力調査」の結果を各校で分析し、体力向上プランを策定して子どもたちの体力を高める授業づくりを推進します。 ・プログラミング教育*やＩＣＴ*機器の活用などの今日的な教育課題について、外部専門家を講師に招き公開授業や担当者連絡会を実施し、成果普及に努めます。 ・学校運営協議会*（コミュニティ・スクール）や学校協議会*、「学校まるごとパック事業*」や「学校評価・支援事業」において、市民や外部専門家による学校評価を実施し、寄せられた意見を学校運営に反映します。
② 教職員研修の充実	・学校教育におけるさまざまな課題の解決と新たな研究の推進をめざして、時代の流れに即した研修を計画的に実施します。 ・参加型、継続型の研修を計画的に実施するとともに、専門家や学識経験者との連携を深め、教職員の専門性を向上させる研修の充実を図ります。 ・中学校区ごとの研修や保幼小中合同の研修会を通して、地域の実態や学びの系統性を踏まえた指導を推進します。 ・大阪府教育委員会や大学などとの連携により、教職員研修の内容の充実を図り、研究意欲の高い教職員を育成します。
③ リーダーの育成とチームワークづくりの推進	・「ステップアップ研修」「チームワーク研修」などを通して、教職員の主体性や協働性を育成し、次世代を担う教職員の意識を高めます。また、自分の学校を振り返るアンケートをすべての教職員対象に実施し、ＰＤＣＡ*サイクルにもとづく学校改善を通して、ミドルリーダー*の学校づくりに対する意識の向上と、教職員のチームワークづくりを推進します。
④ 教職員の資質・能力の向上	・各校において、大阪府の自己点検チェックリストや教育委員会作成資料「不祥事を予防するために*」などを定期的に活用し、不祥事予防と教職員の人権感覚の向上に努めます。 ・教育委員会主催の研修や各校における校内研修の計画的な実施を通して、教職員の専門性を高めるとともに、教職員間の学びあいや支えあいによる同僚性*の向上を図ります。
⑤ 教職員の長時間勤務の削減に向けた取組みの推進	・事務の効率化を図り、教職員の長時間勤務を削減するため、校務支援システム*の導入をすすめます。 ・定時退勤日やノークラブデー、学校閉庁日などの取組みにより、教職員が休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めます。

基本方針 2 一人ひとりを大切にする教育を推進します

重点目標 1 子ども理解と支援教育の充実・推進



【現状と課題】

「支援教育」とは、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握して特別の教育課程を編成して行う教育です。子どもたち一人ひとりの持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するためには、指導方法の工夫や学習環境の整備が必要です。

支援教育をめぐるっては、平成 18 年の国連総会における「障害者の権利に関する条約」や平成 28 年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの国の動きを踏まえ、インクルーシブ教育*の理念にもとづく「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進が求められています。

障がいのある子どもの在籍数や、通級指導教室*で指導を受ける子どもの数は年々増加しています。また、通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもへのきめ細かな配慮も課題となっており、各学校では、個別的教育支援計画*や個別の指導計画*にもとづく学校全体による支援体制の強化が急務となっています。

一人ひとりの状況に応じた誰一人取り残さない適切な指導・支援を行うために、相談体制の充実や教職員の専門性の向上、支援体制の充実と学習環境の工夫改善、関係機関との連携などをさらにすすめていく必要があります。

【施策の方向性】

インクルーシブ教育システムの構築を見据えながら、「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、子ども一人ひとりの自立と社会参加に向けた効果的な指導・支援を充実させるために、授業のユニバーサルデザイン*化、少人数指導、個別指導など、多様な指導方法を工夫します。

また、特別な教育的支援を必要とする子どもを理解し、個別的教育支援計画や個別の指導計画を有効に活用しながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができるよう、教職員の専門性の向上を図ります。さらに、本市の福祉部局や関係機関、専門家と緊密に連携し、校種間の円滑な引き継ぎや、連続性を大切にした支援体制や相談体制の充実に努めます。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 支援教育の充実	・「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を充実させ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の方法について、専門家による指導助言を仰ぎながら、研究を深めます。 ・障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流や共同学習などの機会を大切にし、ちがいを認めあいながら互いを大切にし、高めあおうとする態度を育みます。 ・保護者や地域住民の理解を促進するため、支援教育の啓発に努めます。 ・放課後等デイサービス*を利用している子どもへの支援について、学校と事業所が保護者の同意のもとで連携を図り、相互の役割の理解と支援の充実をめざします。
② 相談体制の充実と支援の推進	・子どもや保護者の思いを受けとめ、発達の段階や障がいの状況に応じた適切な支援が行えるよう、「特別就園就学相談」「巡回相談」などを実施し、就園前から学校卒業後までの系統性を踏まえた相談体制づくりをめざします。
③ 関係機関との連携による発達障がいなどの早期支援	・子どもネットワーク会議を中心に、教育、保健、医療、福祉が密接に連携し、発達障がいなどの早期発見、早期支援、継続的な支援体制の構築をめざします。 ・各校の子ども理解コーディネーターや通級担当者による連絡会、発達障がい実践研究会、多層指導モデル（M I M*）の活用などにより、つまずきの早期発見や指導方法についての情報交流を行い、すべての子どもを対象にした取組みを推進します。
④ 学校における指導体制の充実と学習環境の工夫	・支援教育に関する研修を充実し、教職員の専門性の向上を図ります。 ・すべての子どもたちにとって効果的な支援となるユニバーサルデザインの観点を取り入れた授業づくりや自尊感情を高める集団づくりをすすめ、安心感の持てる学習環境づくりを学校全体ですすめます。 ・少人数指導や習熟度別指導*、ティームティーチング*や一斉指導をバランスよく組みあわせた効果的な指導体制を充実します。

重点目標 2 個の成長を支える教育の充実



【現状と課題】

子どもたちが育つ社会環境の変化に加え、人工知能（AI）や技術革新による産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化などは、子どもたち自らの将来の捉え方にも大きな変化をもたらしています。

このような社会のなかで、子どもたちが希望をもって、自立的に自ら未来を切りひらいて生きていくためには、変化を恐れず、変化に対応できる力と態度を育てることが不可欠です。そのためには、日常の教育活動を通して、学ぶおもしろさや学びへの挑戦の意味を子どもたちが実感できることが大切です。子どもたちが、未知の知識や体験に関心をもち、仲間と協力して学ぶことの楽しさを通して、新たなことに挑戦する勇気とその価値を体得することで、生涯にわたって学び続ける意欲を維持する基盤をつくることができます。

また、社会体験や自然体験などの体験活動は、他者の存在の意義を認識し、社会への関心を高めたり社会との関係を学んだりする機会となり、将来の社会人としての基盤づくりにもつながります。

子どもたちが「生きる力*」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するさまざまな課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるようにする教育が強く求められています。

【施策の方向性】

子どもの発達の段階に応じ、教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育*の充実に取り組み、将来、子どもが社会的・職業的に自立し、社会のなかで自らの役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てます。

また、少人数指導などを通して、きめ細かな指導を充実します。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① キャリア教育の推進	・子どもたちの「学びたい」「働きたい」という意欲を高めるとともに、明確な目的意識を持って自己の進路を選択する能力が身に付くよう、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。 ・小学校から中学校までのキャリア教育にかかわる活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価ができるよう、「キャリア・パスポート（ポートフォリオ）＊」を作成し、活用します。
② 個に応じた指導と指導体制の充実	・個々のつまづきを丁寧に把握し、加配教員などの活用を工夫しながら、どの子も置き去りにしない授業づくりをめざし、少人数指導や習熟度別指導＊などを推進します。
③ プログラミング教育＊とICT＊の活用・教育の情報化の推進（再掲）	・プログラミング教育を通して、物事を論理的に考える力であるプログラミング的思考を育みます。 ・日常の授業でICT機器を活用することを通し、情報活用能力を育みます。 ・目的に応じて情報手段を適切に活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理し、発信できる能力である情報活用能力を育みます。 ・子どもに対する情報モラル＊教育、情報リテラシー＊教育を充実し、ネットトラブルなどから子どもを守る取組みを推進します。
④ 道徳教育の充実（再掲）	・「生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識」などの道徳性を身に付けることをめざします。 ・道徳教育の要である道徳の授業の指導内容、指導方法及び教材開発などについての実践研究を推進します。 ・豊かな人間性や社会性などを育むために、成長段階に応じて、社会体験や自然体験など、さまざまな体験活動を行います。

重点目標3 安全安心な学校生活の確保



【現状と課題】

学校は、知識や技術などを学び、友だちとの交わりのなかで自ら正しく判断する能力を養い、命の尊さや他者への理解、思いやりの心、責任感など、人間教育の基礎を育む大切な場です。そのためには、子どもたちが安全に成長し、安心して学べる場所でなければなりません。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体にも重大な危険を生じさせる恐れがあります。いじめは決して許されない行為である一方で、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものであることを十分に認識し、その防止と対策に取り組まなければなりません。そのためには、「大阪狭山市学校いじめ防止基本方針*」にもとづき、いじめの未然防止、早期発見と対応に努めるとともに、学校が、子ども一人ひとりと向きあうチームとして責任ある体制を整え、学校・家庭・地域・関係機関が緊密な連携体制を構築することが重要です。

また、子どもたちが被害にあう事件や事故が後を絶ちません。特に学校の登下校時の事件や事故が全国的に頻発しており、その対策が求められています。本市では現在、子どもの登下校時の安全対策として、さまざまな団体や個人が見守り活動に取り組まれており、効果をあげています。しかし、一方では、活動に参加する人材の高齢化や担い手不足といった課題も大きくなってきており、子どもたちの安全が地域社会全体で守られるよう、持続可能な仕組みづくりが必要です。

近年、台風や豪雨、猛暑など地球規模の気候変動が原因といわれる自然災害が全国各地で発生しています。また近い将来、南海トラフや上町断層を震源域とする巨大地震が、高い確率で発生することが指摘されています。大規模災害は起こりうるものとして常に意識し、学校施設の防災対策、防災機能を強化する必要があります。さらに、子どもたちに「自らの命を守り抜こうと主体的に行動できる態度」や「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」などを育成することが求められています。

【 施策の方向性 】

生活安全、交通安全などの安全教育を総合的かつ効果的に継続するとともに、大規模災害の教訓なども踏まえ、防災教育を強化する観点から、子どもたちが主体的に行動できる能力や態度を育成します。また、教職員の安全に関する知識・技能の向上を図るため、安全についての知識や指導方法を修得する機会の確保と充実に努めます。

いじめ防止のための取組みとして、「大阪狭山市いじめ防止基本方針*」にもとづく対策を充実します。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 安全管理の充実	・各校施設に安全管理員*を引き続き配置し、学校の安全対策の向上に取り組みます。
② 防災教育の推進	・児童生徒に危機回避能力の基礎が身に付くよう、学校における実践的な避難訓練などを計画的に実施します。また、地域と連携しながら災害時に基点となる学校の防災力の向上に取り組みます。 ・中学生を対象に「安全安心スクール」を実施し、地域防災に関する意欲を育みます。 ・小学校の避難訓練にあわせて、PTAや自治会、地域見守り活動をされているみなさんと連携し、児童の引渡し訓練を実施します。
③ 安全教育（防犯・交通安全）の推進	・防犯訓練や不審者対応避難訓練を実施し、学校における危機管理体制を確認し、教職員と児童生徒の危機管理能力の向上に努めます。 ・小中学校で児童生徒を対象に、関係機関と連携して非行防止教室や危機対応指導、交通安全教室を実施します。

取組施策	取組内容
④ いじめ防止基本方針* にもとづく取組みの推進	・「大阪狭山市いじめ防止基本方針」にもとづき、学校・家庭・地域・関係機関などが一体となって、いじめの早期発見・早期対応に努めます。 ・教育活動全体を通して、子どもの豊かな情操や道徳心を養い、よりよい人間関係を構築する能力や規範意識などの高揚に努め、いじめを未然に防ぐための取組みを推進します。 ・弁護士を研修講師やゲストティーチャーとして学校に招き、教職員対象研修や子ども向けの出前授業を充実します。 ・生徒会サミット*による学校間交流を通して、子どもたちがいじめ防止に向けた方策を話しあい、発信する活動を充実させます。 ・子どもに対する情報モラル*教育、情報リテラシー*教育を充実し、ネットトラブルなどから子どもを守る取組みを推進します。 ・「生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識」などの道徳性を身に付けることをめざし、道徳教育の要である道徳の授業の指導内容、指導方法及び教材開発などについての実践研究を推進します。また、豊かな人間性や社会性などを育むために、成長段階に応じて、社会体験や自然体験など、さまざまな体験活動を行います。
⑤ 非行防止教室及び薬物乱用防止教室の実施	・非行や薬物乱用の害から自分自身を守るため、警察や関係機関の方を講師に招いて、必要な知識などを身に付けるための非行防止教室及び薬物乱用防止教室を実施します。



【現状と課題】

グローバル化や技術革新がすすむにつれて、世界中のさまざまな人と出会い、さまざまな文化や価値観にふれる機会が、今後さらに増えることが予想されます。社会のあり方も、一人ひとりが個性や能力を発揮することで、新しい価値を創造し、互いの特長や強みを生かしあいながら、人としてより幸せに生きることのできる、多様性に富んだ社会を築くことが、持続可能な社会*の実現に向けた原動力にもなります。

これまでの学校教育は、高い水準の教育を普及し、社会の成長を支える人材の育成に大きな成果を上げてきました。また、学級などの集団の教育力を生かした指導、確かな学力の育成を担保する教科学習は、これまでの学校教育が培ってきた強みと言えます。しかし、その一方で、これまでの教育では十分に能力を伸ばしきれていない子どもがいることも、事実として受け止める必要があります。

障がいや不登校の問題、性的違和*、外国にルーツを持つことによる困難さなど、子どもたち一人ひとりが抱える課題に丁寧に対応する一方で、その子どもの長所や強みを生かすといった視点にたち、多様な個性が生かされる教育の充実が不可欠です。子どもたちが互いのちがいを理解しつつ、すべての子どもたちが、自身の能力を最大限に伸ばすことのできる教育の実現が求められています。

【施策の方向性】

子どもたちが抱える課題に対して、組織的な支援をすすめられるよう校内支援体制の構築を図り、多様性を理解し認めあう教育をすすめることで、一人ひとりが自信をもって活躍できる環境づくりを推進します。

また、外国にルーツのある子どもへの支援も含め、社会の一員として自立し、本市を担う人材として、社会に積極的にかかわろうとする態度を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する市民性教育*を推進します。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 多文化共生教育の推進	・ 自立支援通訳事業などを活用し、外国にルーツのある子どもや保護者を支援します。 ・ 各校が定める人権教育の計画にもとづき、各教科の授業や総合的な学習の時間、特別活動などを通して、子どもの多文化理解を促進します。 ・ 子どもと外国人英語指導助手（A L T）*との交流を通して、さまざまな人とコミュニケーションを図ることのよさを実感できるようにします。
② 性的マイノリティ*にかかる子どもへの対応	・ 研修などを通して、教職員の性的マイノリティに対する理解を高め、子どもへのきめ細かな相談・支援を推進します。
③ 日本語以外の母語を使用する子どもへの対応	・ 日本語以外の母語を使用する子どもの指導には、校内に日本語指導担当教員を位置付け、対話型アセスメント*（D L A）の活用を通して、子どもの言語能力を把握し、教科学習で必要な支援方策を検討します。

基本方針 3 持続可能な社会のための教育環境を充実します

重点目標 1 時代の変化に対応した学習環境などの整備



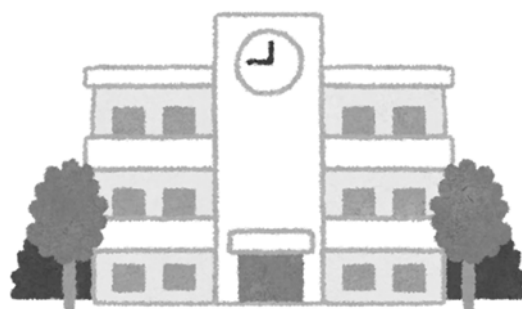
【現状と課題】

学校施設は、子どもたちが学習し、1日の多くの時間を過ごす場であることから、子どもたちが、安全で安心して充実した教育を受けられる施設であることが前提です。また、災害時などには避難場所としての役割を果たすことから、その安全性を確保するとともに防災機能を強化することが重要です。

これまで本市では、子どもたちの安全確保のための学校施設の耐震化や、快適で良好な学校生活の確保と維持を図るため、校舎やトイレなどの老朽化対策に取り組んできました。また、子どもたちの健康を守り、学習しやすい環境を整えるため、猛暑への対策として、普通教室及び特別教室に空調設備を整備しました。

今後も引き続き、安全で良好な教育環境を確保するためには、学校施設の日ごろからのメンテナンスなどの確な維持管理に努めるとともに、「大阪狭山市学校施設長寿命化計画*」などにもとづき、施設の状態に応じて、より長く、よい状態で使用できるよう適切な時期での改修が必要です。また、学校施設は、災害時の避難場所としての役割も果たすことから、高齢者など災害弱者にも利用しやすい環境整備に取り組むことが求められます。さらに、地域によって学校の規模に偏りが生じており、学校規模に起因するさまざまな教育課題を解決するためには、学校規模の適正化を図ることが必要です。

教材や教育用備品については、新しい時代に求められる子どもたちの資質・能力の育成に向け、デジタル教材をはじめ新学習指導要領*に対応した教材の整備が必要となることに加え、通級指導による支援が必要な子どもも増加しており、個に応じた教育用備品の整備面での教育環境も整えていく必要があります。



【 施策の方向性 】

各学校の施設・設備について、その機能と性能を維持し将来にわたり安全安心な環境を確保するため、防災面にも配慮した計画的な維持保全による老朽化（長寿命化）対策を推進します。

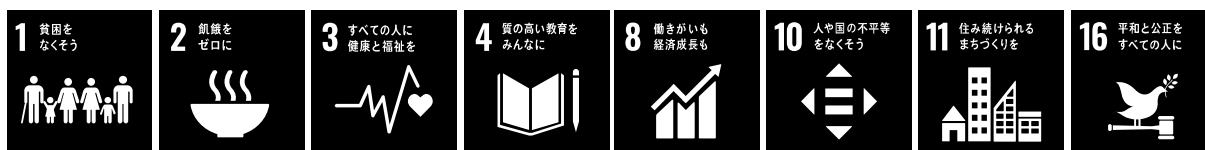
また、施設や備品の充実は多額の整備費が必要になることから、整備の必要性や優先順位も考慮しつつ、引き続き取り組みます。

学校規模の適正化については、少子化や地域環境の変化に伴う子どもの増減など、それぞれの学校区の実情を踏まえ、効果的でかつ保護者や地域住民の理解を十分に得られるような取組みについて、調査研究などをすすめます。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 学校施設などの整備・改修	・ 学校施設・設備の機能と性能を維持するため予防保全に取り組みます。また、「大阪狭山市学校施設長寿命化計画*」にもとづき、計画的な長寿命化改修をすすめることで、老朽化対策とライフサイクルコストの縮減を図ります。 ・ 学校施設の非構造部材（天井材、窓ガラス・窓枠、内壁など）の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進します。
② 給食施設の整備・改修	・ 施設の安全対策とともに、衛生的にも配慮された設備の入れ替えなど、老朽化した学校給食センターの改修工事を計画的にすすめます。
③ 指導内容に応じた備品の配備	・ 各種教材や教育用備品などを指導内容に応じて適切に整備し、教育環境を充実します。
④ 学校規模の適正化の検討	・ 今後の本市の人口動向や少子化の現状を踏まえ、学校規模の適正化に向けた検討をすすめます。

重点目標 2 学校経営改革の推進



【現状と課題】

経済協力開発機構（OECD）が2018年に行った「国際教員指導環境調査」によると、日本の教員の労働時間は、調査に参加した48か国のなかで最長となっています。その内容を見てみると、事務作業に要する時間が小中学校でともに参加国平均を大きく上回っているほか、中学校では部活動などの課外授業に要する時間が格段に長くなっていることが特徴としてあげられます。また、2015年に実施された前回調査よりも、労働時間が全体的に長くなっていることが明らかになっています。いじめや不登校など、学校に求められる役割が複雑化・困難化するなかで、教員の負担軽減は、取り組むべき喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、本市ではこれまでに、スクールカウンセラー（SC）*やスクールソーシャルワーカー（SSW）*を配置し、専門家の支援を受けながら組織的な対応ができるよう体制を整えてきました。また、いじめ事案などに法的な立場から指導や助言が受けられるよう、スクールロイヤー（SL）*の制度を導入したほか、中学校の部活動をサポートする人材として部活動指導員*を配置するなど、新たな取り組みもすすめています。今後これらの取り組みについて効果検証を行いながら、チームとしての学校*づくりを推進することが求められています。

また、今後はさらに事務の効率化を図るため、校務支援システム*の導入やスクール・サポート・スタッフ*の配置についても研究し、具体化していく必要があります。

教員がその本来の役割である、子どもとじっくり向きあう時間を確保するために、さらなる学校経営改革に取り組み、学校における働き方改革を力強く推しすすめていく必要があります。

【 施策の方向性 】

学校の教育活動を支える人材の確保やネットワークづくりをすすめ、学校園の特性や子どもの課題に応じた学校経営を推進します。そのために、保護者や地域住民への情報発信を充実させるとともに、家庭教育に困難を抱える保護者への支援を促進します。

ＩＣＴ*の活用、専門家や地域人材の活用、校務支援システムの導入など、校務の効率化と負担軽減を図り、学校経営の改善に努めることで教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境づくりを推進します。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 保・幼・こ・小・中の連携	・「元気あつぷ事業」や「キャリア教育*推進事業」「公開保育」など、中学校区単位の事業や研修会、小中学校間における教職員の兼務発令や人事交流を通して、就学前から中学校卒業までの系統的な指導を充実します。
② 生徒指導、教育相談*の充実	・複雑化する生徒指導の課題について、学識経験者による「特別教育相談*」を実施するとともに、「生徒指導アドバイザー」の各校への訪問指導を通して、教職員や保護者の相談体制を充実します。 ・「大阪狭山市いじめ防止基本方針*」にもとづき、家庭・地域などと協力しあい、ＳＣやＳＳＷ、ＳＬとの連携を図りながら、生徒指導、教育相談体制の充実と周知に努め、いじめを許さないという環境を築きます。 ・特別教育相談やＳＣへの相談について、広報誌や学校だよりなどを通して、周知を図ります。
③ 働き方改革と持続可能な学校指導体制の整備	・校務支援システムの導入や事務のシステム化を推進するとともに、専門家や外部人材の活用をいっそう工夫し、教職員が子どもたちとじっくり向きあう時間を増やす体制づくりを推進します。 ・教職員の校務支援を図るため、部活動指導員の導入に加え、スクール・サポート・スタッフや採点支援システムの導入を図り、教職員が子どもへの指導や教材研究などに注力できる体制づくりを推進します。また、学校徴収金の公会計化*について研究をすすめます。
④ 専門家のサポートによる指導体制づくり	・専門家の配置と各校への派遣をすすめ、子どもたちや保護者の心のケアを行うとともに、課題のある子どもの対応について、専門家を加えた指導体制の充実により、チームとしての学校の実現を図ります。

取組施策	取組内容
⑤ 家庭に対する教育支援の推進	・中学校区ごとに教職員や教職員OB、地域人材、教育や心理を専攻する学生で支援チームを設置し、子どもへの相談及び学習支援を行うことで、学校の取組みをサポートします。
⑥ 就学や進学に対する相談・支援体制の充実	・経済的な理由により高等学校や高等専門学校または専修学校の高等課程などへの進学が困難な子どもの保護者に対して、教育委員会や適応指導教室「フリースクールみ・ら・い*」の進路相談員が窓口となって、育英金の貸与に関する相談を受けたり、奨学金に関する情報提供を行います。 ・経済的な理由により就学困難な子どもの保護者に対して学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動・修学旅行費、学校給食費など学校生活に必要な費用の援助を行います。
⑦ 保護者や地域住民への情報発信の充実	・教育相談や、就学援助、奨学金、通訳の派遣など、家庭教育をサポートするさまざまな情報について、市ホームページや学校ホームページ、広報誌や学校だよりなどを通して、幅広く周知します。

重点目標 3 家庭教育の支援



【現状と課題】

家庭教育は、すべての教育の出発点です。子どもが社会で自立して生きていくための基本的な生活習慣、社会で他者とつながって人生を充実させていくための思いやりや善悪の判断、マナーなどを身に付けるうえで家庭教育は重要な役割を果たしています。しかし、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などを背景に、子どもにどのようなかかわっていけばよいかわからず、悩み、孤立感を募らせている保護者が増えているとの指摘もあります。このようななかで、家庭教育の担い手である親や保護者を支援するため、保護者が交流や相談ができる体制づくりなど、家庭教育支援体制の強化に向け、取り組む必要があります。

本市では、「おおさかさやま家庭教育指針*」を作成し、家庭教育への提言を継続して行っているほか、「子育てについて新たな視点や気づきを得られるような場」「仲間と思いを共有し、日々の活力を得られる場」とした家庭教育講座やセミナーの開催、早寝早起き朝ごはん運動の推進などを通して、親子のコミュニケーションや家庭での約束事づくり、基本的な生活習慣づくりなどの大切さを呼びかけ、家庭教育を支援しています。

核家族化の進行に伴い、子育て家庭が孤立化したり、近隣住民との関係性が希薄化するなど、子育て家庭をめぐる問題が多様化するなかで、本市では妊娠出産包括支援事業や、認定子育てサポーター*事業、子育て情報アプリ「さやまっ子」の配信など、さまざまな子育て支援事業を実施しています。また、平成31年1月には、新たに子育て支援・世代間交流センター「UPっぷ」を整備し、子どもや子育て家庭と世代を超えたさまざまな年代の人が出会い、コミュニケーションを広げる場を設けています。今後も子どもの人格形成における家庭の教育機能が十分に発揮されるようサポート体制を充実させるため、地域と学校園、教育委員会などが互いに協力しながら子育て家庭を社会全体で支える必要があります。

【施策の方向性】

家庭の教育力を高めるため、「おおさかさやま家庭教育指針」にもとづく啓発に努めます。発達段階に応じた子どものしつけや教育を行うことができるよう、家庭が果たすべき役割や子育てについて学ぶ講座の充実や、親が学べる場を充実します。あわせて、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた運動を推進します。

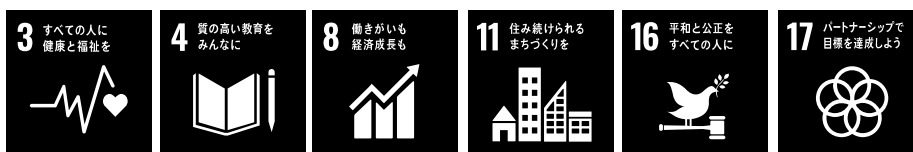
また、親が抱える不安や悩みに対応し、相談の場づくりや情報提供を充実させるとともに、子育て家庭が孤立しないよう地域での子育て支援に取り組みます。

【主な取組み】

取組施策	取組内容
① 子どもの権利を大切にする家庭教育に関する啓発の推進	・「おおさかさやま家庭教育指針」による提言の浸透を図り、家庭における実践活動を推進します。 ・人権尊重の精神や自尊感情の育成、子どもの権利を視点とした家庭教育を推進します。
② 子育て家庭への支援の充実	・「ぽっぽえん」や「UPっぷ」などの地域子育て支援拠点での交流や子育て講座などを通じた仲間づくりを促進し、家庭の状況に応じた育児相談、発達支援などを充実します。また、認定子育てサポーターなどの市民ボランティアや地域の協力のもと、子育て家庭への支援をすすめます。 ・妊娠期から出産期、子育て期にわたる保健センターでのサポート事業をはじめ、「ショートステイ事業」「トワイライトステイ事業」や、支援を求めることが困難な家庭や育児ストレスを抱える家庭を訪問してアドバイスや情報提供を行う「育児支援家庭訪問事業」の周知と事業の充実に努めます。 ・さまざまな子育て支援事業の推進や家庭教育支援に取り組むとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発を推進し、保護者が学校教育や地域活動などへ参加しやすい環境づくりに努めます。
③ 家庭の教育力向上をめざした成人教育*の充実	・家庭の教育力の向上をめざし、子育ての責務や親としての役割、子どもとのかかわり方、地域の大人としてのあり方などを学ぶ成人教育の機会づくりや情報提供を推進するとともに、子育てをすることの大切さや喜び、命の尊さなどについての啓発に努めます。

取組施策	取組内容
④ 教育に関する保護者相談体制の充実	・ いじめや不登校など教育に関する相談のほか、子どもの発達や子育てに関する相談について、専門的な指導やアドバイスが受けられるよう、児童家庭相談を充実します。 ・ ＳＣやＳＳＷなどの専門的な人材の配置や、児童相談所など関係機関との連携により、教育に関する相談体制の充実に努めます。 ・ 児童虐待防止への取組みを推進するため、関係機関との連携を深めるとともに、相談や広報啓発活動を充実します。 ・ パンフレットやホームページなどにより、相談窓口の積極的な広報活動に努めます。 ・ 不登校や問題行動のある子どもの保護者に対し、戸別訪問を通して、相談活動を行います。
⑤ 生活習慣の確立への支援	・ 家庭との連携を図り、早寝早起き朝ごはん運動を推進し、基本的な生活習慣の確立と生活リズムの向上に取り組めます。

重点目標 4 地域の教育力の育成と社会に開かれた教育課程の実現



【現状と課題】

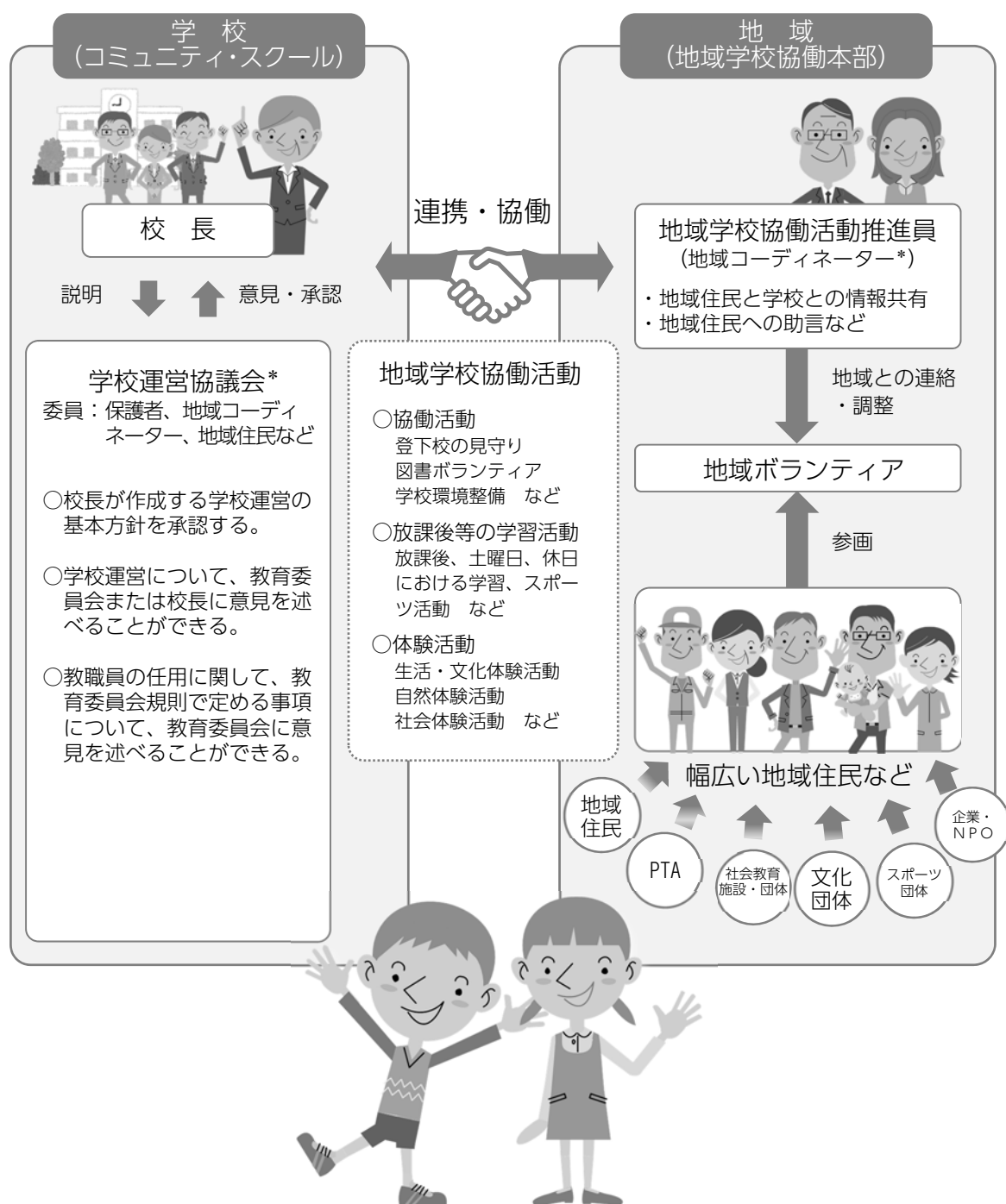
地域社会のつながりや支えあいの希薄化などにより、地域の教育力の低下や、学校が抱える課題の複雑化、困難化がすすんでいます。また、子どもの貧困の問題など今日的な課題も顕著になってきており、教育的な観点からの取組みが不可欠となっています。こうした社会的課題の解決のためには、子どもを中心に、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来の子どもたちの成長を支えるための基盤づくりがよりいっそう必要となっています。

国はこれらを推進する体制として、コミュニティ・スクール*（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部*の2つを柱に、地域と学校の連携・協働体制の構築をすすめています。このうちのコミュニティ・スクールについては、平成29年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、設置が努力義務とされました。本市においても、国が示す推進体制を参考にしながら、地域の実情に応じた仕組みづくりが求められています。

本市ではすでに、コミュニティ・スクールに類似する制度として、学校協議会*を導入しています。これは、学校運営について、保護者や地域住民の意向を反映させることを目的にしたもので、現在すべての学校に設置しています。今後、学校運営に保護者や地域住民がより主体的にかかわれるように、コミュニティ・スクールへの移行が必要となっています。

子どもたちの学びは、学校だけが担うものでないことは言うまでもありません。地域社会でのさまざまな体験や異年齢の人たちとの交流は、思考力・判断力・表現力といった、これからの社会を生き抜くために求められる資質・能力を身に付けるための重要な機会と考えます。現在、本市でも、文化活動やスポーツ活動、自治会活動などさまざまな地域活動が展開されていますが、あらゆる活動を子どもたちの学びの場と捉え、効果的に連携させることは、地域と学校との協働をすすめ、社会全体の教育力の向上、さらには地域コミュニティの活性化を図るうえで有効と考えます。しかし、一方で、地域活動を担う人材の高齢化や新たな担い手の不足などにより、地域活動の維持そのものが困難になっている例も少なくありません。地域活動の支援や地域人材の育成など、持続可能な活動となるよう必要な支援策を講じることも重要な視点といえます。

国は、幅広い地域住民や企業・団体などの参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創成するための活動を地域学校協働活動*と位置付け、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な体制整備を推進しています。また、学校と地域活動とを結ぶコーディネーターとして、地域学校協働活動推進員*の配置をめざしています。本市においても、これらを参考に本市の実情に見あった体制整備をすすめます。



【 施策の方向性 】

各学校に設置されている学校協議会を基礎に、コミュニティ・スクール制度の導入をすすめます。学校活動について保護者や地域住民によりいっそう理解、協力いただけるよう、学校に関する情報を積極的に発信します。学校・家庭・地域の連携がよりいっそう図れるよう、学校と地域を結ぶ人材（地域学校協働活動推進員）を育成し、各学校区への配置をすすめます。また、子どもたちが放課後や休日などを安全に過ごせる居場所や、さまざまな体験学習ができる機会を拡充します。これらを実現するため、地域活動が持続できるよう支援策を講じるとともに、これらが機能的に連携する教育コミュニティの形成に努めます。さらには、社会教育や生涯学習活動が、新たな地域活動や地域人材の育成につながるよう、循環型の生涯学習社会*の実現をめざします。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 地域と連携した豊かな社会性を持つ人材の育成・活用	・ 地域間の連携の促進や、子どもから大人まで主体的に地域活動に参画することの重要性の啓発と意識の高揚を図るため、各地域のリーダー、コーディネーターとなるような人材の育成に努めます。 ・ あいさつ運動や声かけ運動の実施など、地域の大人と子どもとのふれあいから、地域のなかでよりよい人間関係をつくり、子どもの豊かな社会性を育みます。 ・ 地域行事やボランティア活動などに参加する機会を充実させ、子どもが主体となって、地域や社会の一員としての自覚と能力を育むための取組みを推進します。 ・ 教育に関心を持つさまざまな人材の掘り起しと活用を図り、世代間交流などの多様な交流活動を促進します。
② 安全・安心な地域の環境づくりと子どもの居場所づくり	・ 地域のPTAや自治会、学校などが連携し、子どもの登下校時の見守り活動のほか、緊急時の集団下校にあわせたパトロールの実施など、安全・安心な環境づくり活動を支援します。 ・ 子ども同士のコミュニティの形成や社会性、自主性を養い、健やかな成長を図るため、地域や各種団体と連携し、身近な地域における居場所づくりを推進します。 ・ 「大阪狭山市いじめ防止基本方針*」にもとづき、学校・家庭・地域の連携を強め、いじめや問題行動の防止に向けた取組みを推進します。

取組施策	取組内容
③ 家庭・地域との連携による学校の活性化	・地域に開かれた学校づくりの一環として、学校情報を保護者や地域に幅広く公開することで、学校についての理解を深め、学校・家庭・地域の連携をすすめやすい環境づくりに取り組みます。 ・中学校区ごとの地域協議会を支援し、地域教育活動や学校支援活動を通して、子どもたちの健全育成に適した環境づくりを推進します。 ・保護者や地域住民の参画のもと、よりよい学校運営の推進に努め、既存の組織である学校協議会を基盤として、すべての学校がコミュニティ・スクールに移行できるよう、モデル校の指定など段階的な導入に向けた取組みを推進します。 ・大学との連携を強化し、子どもたちの学習意欲や関心を高め、学習内容の幅と学びの楽しさが広がる取組みを工夫します。 ・授業や部活動、学習指導、学校行事の支援といった学校のさまざまな教育活動に、ボランティアとして地域住民や学生の参画を得るなど、地域の力を生かした学校の活性化に努めます。
④ 放課後の活動の充実	・保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、遊び場や生活の場を提供する放課後児童会活動を充実し、子どもの健全な育成を図ります。 ・「さやま元気っこ推進事業」の取組みを推進し、放課後児童会との連携を図りながら、全小中学校で拡充して実施します。
⑤ 青少年の健全育成の推進	・警察など関係機関と連携しながら、非行防止に関する広報啓発活動や、問題行動の早期発見を図るための青色防犯パトロール*活動に取り組みます。 ・青少年をさまざまな有害環境から守るため、青少年指導員会や青少年健全育成連絡協議会・警察などの関係機関・学校・家庭・地域などが一体となり、夜間パトロールや、インターネット上の有害情報から青少年を守るための啓発などに取り組みます。 ・豊かな人間性や社会性を養うために、「上初湯川ふれあいの家*」を活用し、宿泊や自然体験活動事業を行い、青少年の健全育成に取り組みます。
⑥ 地域とともにある学校づくりへの転換	・学校だけでなく、保護者も地域住民も「みんなで子どもを育む」という観点から学校協議会や地域協議会の充実を図るとともに、地域学校協働本部などの社会全体で子どもたちの学びを支援する教育コミュニティづくりを推進します。

取組施策	取組内容
⑦ 学校支援ボランティアの育成	・ 保護者や地域住民、学生がさまざまな特技や趣味などを生かして教育活動を支援するため、学校支援ボランティアリーダー養成講座を開催するなど、人材の育成に努めます。
⑧ 地域の教育力向上、学校教育と社会教育の連携	・ より多くの地域住民がつながるために、あいさつ運動や声かけ運動の推進など、地域のなかでよりよい人間関係づくりに取り組みます。また、学校・家庭・地域が一体となった学びを軸としたネットワークを構築するためにも、学校教育と社会教育の連携強化に努めます。

基本方針 4 郷土を愛し自ら学び、高めあう学習を推進します

重点目標 1 生涯スポーツ活動の推進



【現状と課題】

スポーツは、心身の健全な発達、健康や体力の保持増進、精神的な充足感の獲得など、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものです。スポーツを通して幸せで豊かな生活を送ることはすべての市民の権利であり、すべての市民が、自分の関心や適性に応じてスポーツに親しみ、スポーツ活動に参画する機会が保障されなければなりません。

また、スポーツは次代を担う子どもたちの体力を向上させるとともに、他者を思いやる気持ち、公正さや規律を大切にする心の育成にもつながります。さらにはスポーツ活動を通して、人と人との交流、地域と地域の交流が深まり、衰退が進んでいるといわれる地域コミュニティの活性化にも役立っています。

市内にはさまざまなスポーツ団体が存在し、社会体育施設などを拠点に活発な活動を展開しています。また、スポーツ推進委員会や体育協会、総合型地域スポーツクラブ*などが主体となって、子どもたちへのスポーツ指導や、指導者の育成活動にも取り組んでおり、市民のスポーツ活動を支えています。東京オリンピック・パラリンピックをはじめ、世界的なスポーツ大会が国内で開催されるなど、スポーツ活動への機運が高まるなか、日常的にスポーツに親しむ人の割合は増加する傾向にあります。しかし、その一方で、30代、40代を中心にスポーツに取り組む人の割合が低くなっていて、年代別のスポーツ人口には格差が見られることが指摘されています。いわゆるビジネスパーソンや女性、障がい者など、比較的スポーツにかかわりにくい環境にある人たちにも、スポーツがより身近なものとなるよう、新たな施策の展開が求められています。

また、平均寿命が延びることで、高齢期の期間が長くなっています。健康の保持増進や介護予防の観点からも、スポーツは大きな役割を果たすことが期待されています。今後の長寿社会を見据え、スポーツ推進のあり方については、大きな転換期を迎えているといえます。

市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、技能、興味、目的に応じて、いつでもどこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができるよう、生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備が求められています。

【 施策の方向性 】

市民が、それぞれの体力や年齢、技術、技能、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、だれでもスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現をめざします。老朽化が進むスポーツ施設を計画的に整備します。市民、各種団体との連携を図りながら、市民にとって身近な地域における活動機会の充実や、体力の維持向上に向けた取組みを支援します。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 誰もが気軽に参加できるスポーツ機会の充実	・各種スポーツ大会などの充実と障がい者スポーツやレクリエーションスポーツ*の普及を促進します。 ・小中学校の運動場や体育館を放課後や休日に開放し、スポーツを行う機会を促進します。 ・各種スポーツ教室や大会、イベントの開催を積極的に推進するとともに、スポーツに関する情報を市民に幅広く発信し、参加・観戦・協力を促進します。
② 体育協会・総合型地域スポーツクラブなどと連携した事業の充実	・体育協会や総合型地域スポーツクラブなど、市民や各種団体の自主的な活動と運営を支援するとともに、各種団体や学校園との連携によるさまざまな事業を実施し、市民のスポーツ活動への参加を促進します。 ・スポーツ推進委員をはじめ、各種スポーツ団体やその指導者と連携し、本市における幅広いスポーツの普及を促進します。
③ スポーツ施設の整備・改修	・市内のスポーツ施設を市民が安全で安心して快適に利用できるよう、改修計画にもとづき、整備を推進します。
④ 市民の体力維持・向上	・子どもから高齢者まで、誰もが体力の維持向上や健康づくりに取り組めるよう、各種スポーツ教室やイベントの開催、保健センターにおける健康教室などを実施します。



重点目標 2 生涯学習や文化芸術活動の推進



【現状と課題】

絶え間なく変化を続ける現代社会で、よりよく豊かな人生を送るには、日々生み出される知識や技能を学び、その成果を暮らしのなかで活用できることが求められます。現代社会は学習活動と無縁ではいられない社会であり、一生涯学び続けることを求められる社会でもあります。

生涯学習は、個人においては、生活の改善や人としての成長、自己実現につながります。住民相互の関係で言えば、同じ興味や関心、悩みを持つ者同士が、学習活動を通して、対話や助けあいの関係を生みます。相互に理解し認めあえる人間関係は、自己肯定感や幸福感、つながりの意識の醸成に役立ち、住民同士の絆を強くすることが期待できます。住民相互のつながりあいやお互いを認めあえる関係は、いきいきとした地域コミュニティを形成し、住民の主体的な活動を活性化させるための基盤づくりに役立ちます。人口減少や高齢化、地域の教育力の低下など、多様な課題が顕在化するなか、これからの地域社会をより活力のあるものにするためには、地域に暮らす住民が主体的に地域課題を発見し、自ら解決していく力が求められています。また、歴史や文化、芸術などの地域資源を活用し、地域の魅力をより高めていくための取組みが重要です。

地域で学ぶ過程は、地域に対する愛着や誇り、帰属意識を育み、当事者としてよりよい地域づくりに取り組もうという意欲にもつながります。地域社会の持続的な発展のためにも、一人ひとりがその能力を維持向上し続けることが重要であり、誰もが生涯にわたって必要な学習を継続できる「生涯学習社会*」の実現が求められています。また、学びが活動につながり、その活動が次の学びへとつながる、循環型の生涯学習システムの構築をすすめる必要があります。

社会教育は、生涯学習社会の実現に向けての中核的な役割を果たします。社会教育には、一人ひとりの生涯にわたる学びを支援し、地域のつながりの形成を促し、地域の持続的な発展を支える取組みをすすめていく役割が期待されています。社会教育が持つ「人づくり」「つながりづくり」という強みを最大限に発揮し、より多くの市民の参画を促しながら、庁内の他の行政部局や市民団体、教育機関、企業、NPOなどさまざまな主体が連携を強化しながら、地域に開かれた社会教育、地域とつながる社会教育の実践が求められています。

【 施策の方向性 】

人生 100 年を見据えたライフサイクルのなかで、子どもから高齢者まですべての市民の学習ニーズに応えられるよう、それぞれの特性にあわせた学びの機会を充実します。特に、社会的に制約を受けやすい人（高齢者、障がい者、外国人、困難を抱える人々など）の学びの機会の充実を含め、誰もが生涯にわたりその能力を維持向上し続けることができるよう学習機会の整備をすすめます。

市民の学びのニーズを捉え、学びのきっかけとなるような事業の実施と情報提供を行い、子ども・若者から高齢者までが学びを軸としてつながり、多世代交流が活発になることで、世代間で好循環を生み出せる取組みをすすめます。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 社会教育事業や学習機会の充実	・ 青少年セミナーなどの青少年の健全育成に関する事業や人権教育に関する事業を実施します。 ・ 公民館を中心に、市民の生涯学習ニーズを把握し、講座の開設や既存講座の見直し、人材の発掘や育成などを行い、学習目的に応じた内容を充実します。 ・ 市民団体やグループが実施する学習会などに市職員が講師として出向き、市政に関する説明や情報の提供、専門的な知識を生かした実習などを行う生涯学習出前講座を実施します。 ・ 社会教育関係団体の自主的な活動への支援に努めます。 ・ 「上初湯川ふれあいの家*」を活用したキャンプなど、自然環境を生かした体験プログラムを充実します。
② 生涯学習情報の提供	・ 生涯学習情報誌「ライフタイム」を充実するとともに、ホームページや広報誌、公民館だより、図書館だよりなどのさまざまな媒体を活用し、市民への学習情報の周知に努めます。
③ 読書活動の推進	・ 読み聞かせ、紙芝居など、読書に親しむきっかけとなるような事業やブックスタート事業*を実施します。 ・ 図書館の蔵書や視聴覚資料を充実し、市民が読書に親しむ機会の提供に努めます。 ・ 近隣市町村の図書館資料を本市市民が利用できるよう、広域相互利用をすすめ、図書館サービスの向上と利便性の向上に努めます。
④ 社会教育施設などの整備・運営	・ 市民が安全で安心して利用できる施設をめざして、公民館や社会教育センター、青少年野外活動広場の整備をすすめ、適切な管理運営に取り組みます。 ・ 公民館と図書館が一体となって事業を展開するなど、施設間の連携を深めます。 ・ 「上初湯川ふれあいの家」を広く市民に周知し、利用促進をめざします。

取組施策	取組内容
⑤ 文化芸術に親しむ機会の充実	・「大阪狭山の豊かな文化芸術を育むビジョン」にもとづき、市民の自主的な文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術団体の育成を図ります。また、発表の場など文化イベントの機会を充実します。 ・公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団が行う文化振興事業を支援し、文化会館の活性化を図ります。また、当事業団が発行する地域情報誌の作成についての支援を行います。
⑥ 学習成果の活用と指導者の養成	・生涯学習講座などで学んだ人材や、さまざまな分野のボランティア情報などを集約し、地域における生涯学習活動を指導・支援する人材としての活用を推進します。 ・学びの成果をまちづくり活動などに積極的に生かせるよう、「街のすぐれものの事業」などにより、さまざまな活用の場や機会を創出します。
⑦ 国際交流の推進	・多文化共生社会*の形成をめざし、市民団体と協力し、市民に外国の言語や文化などを学ぶ機会の提供や、国際理解の浸透及び国際化に対応する人材育成のための取組みを推進します。 ・大阪狭山市都市間市民交流協会が取り組む姉妹都市（アメリカ合衆国オレゴン州オンタリオ市）との交流活動を支援します。





【現状と課題】

本市では、これまで、多様な歴史的変遷を探り、その足跡を明らかにするとともに、文化財の調査や研究を継続的に続け、本市の歴史文化の究明に努めてきました。また、その成果を学校教育や社会教育に反映させ、子どもたちが「このまちに生まれてよかった、住んでよかった」と思えるような、郷土に誇りと愛着を持てる教育をすすめています。

しかし、急激な少子高齢化や核家族化をはじめとした社会状況の変化は、地域コミュニティ機能の低下による地域の賑わいの喪失や、祭りや伝統といった地域文化の伝承が困難になるといった事態を引き起こし、歴史文化遺産の保存・継承が困難な状況になりつつあります。

このような背景を踏まえ、本市では、地域、行政などあらゆる主体が、協働して歴史文化の魅力をともに学び、ともに育み、ともに生かし、歴史文化を生かしたまちづくりをすすめていくことを目的として、平成31年2月に「大阪狭山市歴史文化基本構想*」を策定しました。

今後は、社会情勢の変化を背景として文化財の滅失・散逸などの防止が課題となっており、貴重な文化財を後世に継承していくためには、子どもから大人まで多くの人々にその魅力を伝え、重要性を理解してもらうとともに、歴史文化遺産をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで保護と活用に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

狭山池をはじめとする本市の貴重な歴史文化遺産を後世に残し、伝えていくために、調査研究をすすめ、その保護保存に努めます。また、歴史文化遺産の活用を積極的に図ります。

シンポジウム・特別展・講座などの開催により、本市のシンボルである狭山池や、歴史文化遺産の歴史的価値を全国に発信します。

あわせて、郷土資料館と市史編さん所の機能の充実に努めます。

【主な取組み】

取組施策	取組内容
① 文化財の調査研究と適切な管理	・「史跡狭山池保存活用計画*」にもとづき、狭山池の調査研究を継続し、歴史文化遺産としてのさらなる保護・活用を推進します。 ・池守田中家住宅*について、史跡狭山池への追加指定も視野に入れ、文化財としての価値の調査を推進します。 ・韓国金堤（キムジェ）市*との「親善及び相互協力意向書」にもとづき、学術的交流を推進し、狭山池の研究に役立てます。 ・文化財の調査研究を継続的にすすめ、市の文化財に指定することで、適切に保存・管理します。
② 歴史文化遺産の保存と活用の推進	・本市のシンボルである狭山池の魅力を全国に発信する事業として、「狭山池シンポジウム」を開催し、狭山池の歴史的価値を検証します。 ・池守田中家文書の調査研究をすすめ、企画展などを通して研究の成果を紹介し郷土の歴史への理解を深める活動を推進します。 ・狭山藩北条氏*について、イベントや展示、講座を通して、市民に紹介します。また、北条氏関連自治体とともに、全国への情報発信を行います。 ・本市の歴史文化遺産を紹介する講座や教室を数多く開催し、市民の意識の高揚に努めます。 ・「大阪狭山市歴史文化基本構想」を活用し、歴史文化遺産の保護に対する意識の啓発を行います。
③ 歴史文化遺産保存活用などの整備・運営	・郷土資料館のもつ保存・活用・調査研究といった機能の充実に努め、市民が歴史文化遺産にふれることのできる機会や学びの場を提供するとともに、狭山池博物館との連携を図り、さまざまな企画展示や情報発信を推進します。 ・市史編さん所の調査研究機能を維持し、収集した多岐にわたる歴史資料の継承と活用に取り組むとともに、市民から保管を依頼される貴重な歴史文化遺産の保存管理施設としての機能強化のための整備を推進します。



【現状と課題】

本市のシンボル狭山池は、築造から 1400 年を経た今もなお、満々と水をたたえ、水下の田畑を潤し続けています。本市には、狭山池をはじめ、先人から受け継がれてきた豊かな歴史や文化があり、私たちの暮らしのなかにしっかりと根を下ろしています。激しく変化する現代社会にあって、いつまでも変わらないものの存在は、人々に安心感を与え、世代を超えて共感し、地域の共通のキーワードとなって、人と人をつなぎあわせます。

自分たちが住んでいるまちの歴史や文化を学ぶこと、自然にふれること、地域の人たちと交流し、共に活動することによって、地域の理解が深まります。地域への深い理解は、人と人との絆を生み、地域のアイデンティティ*を醸成します。特に子どもたちにとって生まれ育った場所は、自己を形成する土台となって、生涯にわたって心の支えにもなります。将来、地域で活躍する人材を育成するためにも、郷土愛の育成は教育がめざすべき大きな目標のひとつです。そのためには、学校教育や社会教育の実践をとおして、自分が地域の一員であることを実感し、地域の活動や行事に関心を持ち、地域をよりよくするためにかかわっていこうという態度を育てる必要があります。

人口減少時代が到来し、大都市への一極集中が進むなか、多くの地方都市が、近い将来、衰退の危機を迎えるとも言われています。地域を持続可能なものにしていくためにも、郷土を愛する気持ちを育む取組みをすすめ、本市に生涯住み続けたいと思う気持ちを育てていくことが大切です。

【施策の方向性】

狭山池をはじめ、本市の貴重な歴史文化遺産を活用した学習機会の充実に努めるとともに、郷土愛を育む教育活動が果たす役割が大きいことから、学校教育においても、郷土の歴史文化や風土について理解を深める「ふるさとさやま学習」の展開を図ります。また、地域の関係機関や団体と連携し、子どもたちが地域の伝統や文化といった歴史文化遺産とふれあい、学べる機会を充実し、人と人のつながりのなかで郷土への誇りと愛着を育みます。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 歴史文化遺産を生かした学習機会の充実	・ 狭山池をはじめとする本市の歴史文化遺産をテーマとした講座や講演会、イベントなどを充実させ、郷土への愛着を深めます。 ・ 文化財ガイドなどの歴史文化遺産を紹介する資料を作成し、郷土巡りや学習会をはじめとする市民による自主的な活動を促進するなど、歴史文化や風土を知る機会を充実します。 ・ 「大阪狭山市史」などを活用した取組みを充実します。
② 小中学校の「ふるさとさやま学習」カリキュラムづくり	・ 郷土の歴史文化や風土に関する学習を充実するため、子ども向け市史「おおさかさやまの歴史」や本市の豊富な文化財などを活用した「ふるさとさやま学習」に取り組み、小中学生が主体的に郷土理解を深め、先人の努力を知り、郷土を愛する心を持つことができるようにします。 ・ 地域の人材との連携を深め、地域に残る歴史文化遺産を見学する学習や、地域の人を学校に招いて地域の伝統や文化などについて話を聞く学習などを推進します。
③ 郷土を学ぶ地域活動の推進	・ 本市の名誉市民第1号で文化勲章受章者の末永雅雄先生の生涯とその活動を次世代に伝える事業を通して郷土への理解と愛着の形成に努めます。 ・ 地域の関係機関や団体と連携し、地域の伝統的な行事や社会貢献活動などに子どもたちが参加体験する機会の拡充を図ります。 ・ 郷土の歴史文化遺産にふれる機会を増やすことを目的に、小学生高学年向けの「こども歴史塾」の継続的な実施のほか、中高生を対象とし、歴史文化遺産を利用した地域を理解するための活動、市民を対象とした歴史文化遺産を活用する取組みなどを推進します。



計画の推進に向けて

1 計画の周知と各種情報の収集・発信

本計画を着実に推進するため、計画に掲げた基本理念や基本方針などが教育関係者や保護者をはじめ市民に幅広く理解されるよう、広報誌やホームページなどを活用しながら、内容の周知に努めます。

また、教育に関する研修や出前講座など、さまざまな機会を捉えて、関係者のみならず、対外的に情報発信するとともに、市民からの意見やニーズを把握し、その施策への反映に努めます。

2 連携・協働による計画の推進

学校・家庭・地域・行政（教育委員会）が一体となって、本計画を推進します。

また、関係機関、各種団体、ボランティア・NPOなど、各分野における多様な主体との協働により、地域社会全体で教育に取り組む環境づくりをすすめます。

（1）学校

学校は、基礎的な学力を定着させ、学力の向上を図るという重要な役割を担います。さらに、体験活動を充実させ、主体的・対話的で深い学び*を通して、社会とつながり、自ら考え、学ぶ意欲や集団生活のなかで他者を思いやる心や健やかな体を育みます。

（2）家庭

家庭は、規則正しい生活習慣の定着や規範意識の育成・家庭学習を担います。また、子どもの精神的な支えとなり、思いやりの心や情操を育む場としても重要な役割を担います。

（3）地域

地域は、子どもたちを見守り、学校や家庭での教育のサポートを行います。例えば、通学における子どもたちの安全の確保や、地域行事の実施などによるふるさとに対する愛着の醸成を担います。

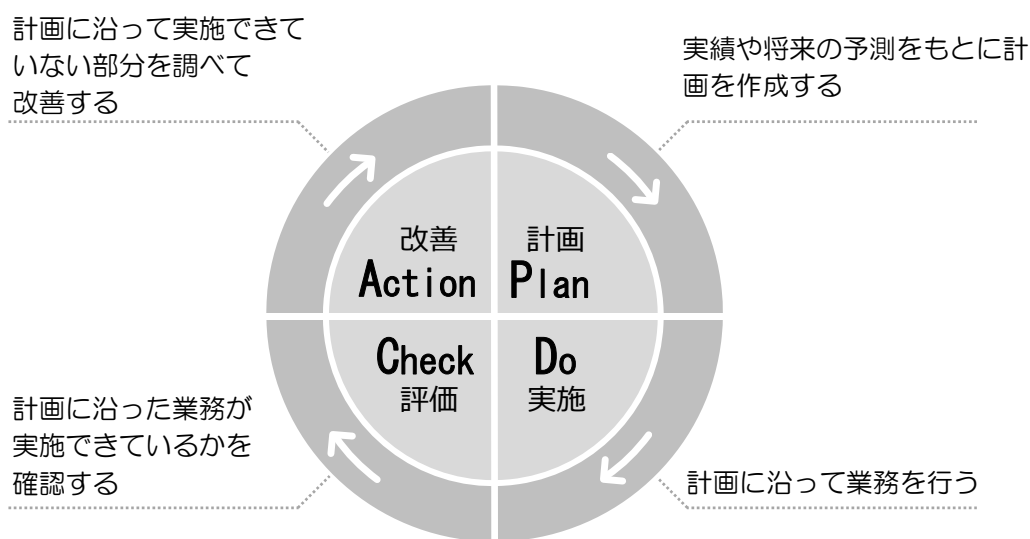
さらに、すべての住民が地域社会の構成員として社会参加できるような機会を確保し、学校支援などの社会課題や地域課題に取り組みます。

(4) 行政（教育委員会）

本計画に掲げられた施策を総合的に推進するため、庁内の関係部署との緊密な連携を図りながら、進捗状況を管理します。また、本計画の推進にかかる適切な事業経費配分にも十分に留意して、実効性のある計画推進に努めます。加えて、学校・家庭・地域の主体をコーディネートし、それぞれが最大限に力を発揮できるように支援します。

3 進捗状況の点検・評価及び計画の見直し

本計画を効果的かつ着実に推進するため、5年後に向けての参考指標項目にもとづくPDCA*（計画・実施・評価・改善）サイクルにより、点検・評価*を行いつつ、施策の実行に努めます。また、本計画は策定から5年後を目途に見直しを行います。なお、計画期間の途中であっても、教育を取り巻く新たな課題に対し迅速かつ適切な対応を行うために、評価指標を含めた計画の見直しを行っていきます。



資 料 編

1 用語解説

【アルファベット】

CAN-DOリスト

英語の能力や技能について、「～することができる」のような箇条書きで表したもの。

ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術の略。学校においてパソコンやデジタルテレビを導入し、授業での子どもたちの情報活用能力の育成を図る。教師による学習指導の準備と評価のための活用や授業での活用も行われている。

IoT (Internet of Things)

「モノのインターネット」といわれ、情報伝達機能をモノに組み込み、インターネットでつなぐことで、モノからデータ取得したりモノそのものを遠隔操作する仕組みのこと。

MIM (Multilayer Instruction Model)

通常の学級において、異なる学力層の子どものニーズに対応した指導・支援を提供して、いこうとする学力指導モデル。とりわけ、読み（特殊音節などを含む語の正確で素速い読み）に顕著なつまづきを示す子どもの認知特性を分析し、その状態に応じた支援を行う。

OJT (On the Job Training)

職場内で行われる指導手法の一つ。職場の上司、先輩職員などが、新任職員や後輩職員に対して、日常業務を通じてその人の「特性、理解度、気持ち」を考慮しつつ、必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に教育・指導することにより、業務処理能力や力量を育成する活動のこと。

PDCA

マネジメント手法の一種で、「計画」(Plan)、「実施」(Do)、「評価」(Check)、「改善」(Action)の頭文字をとったもの。

SNS

インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用の Web サービスの総称。

Society 5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

【あ行】**アイデンティティ**

自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。

青色防犯パトロール

青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール活動のこと。

安全管理員

安全良好な教育環境を確保するため、各小学校に配置されている。来校者に対する受付業務、施設外周の見回り、校内緊急時における現場へのかけつけなどの業務を担っている。

生きる力

予測困難な社会の変化に主体的にかかわり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のこと。

池守田中家住宅

旧池尻村にある池守田中家は、狭山池の江戸時代最初の改修（慶長の改修）に参加し、その後明治時代まで狭山池の「池守」を踏襲した家である。その住宅は、当時の姿を伝え西池尻地区に残るとともに、伝えられた膨大な記録類（池守田中家文書）は、狭山池博物館に寄託され、本市と狭山池にとって貴重な歴史文化遺産となっている。

いじめ防止基本方針

各学校におけるいじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 12 条の規定にもとづき、策定するもの。

インクルーシブ教育

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、「通常の学級において」行う教育。国連の障害者権利条約の批准に向けて国内の法整備が進められた際、改正障害者基本法でインクルーシブ教育の理念が盛り込まれた。

おおさかさやま家庭教育指針

家庭教育はすべての教育の出発点ととらえ、本市教育委員会が「家庭教育への 10 の提言」として発信している指針。

大阪狭山市学校施設長寿命化計画

「大阪狭山市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、今後の学校施設整備に長寿命化という考え方を取り入れ、施設機能を維持しながらこれまで以上に長く使い続けることで、財政負担の軽減と平準化を図ることを目的とする計画。

大阪狭山市食育推進計画

国の策定した食育推進基本計画および大阪府食育推進計画を基本として、平成 25 年 3 月に本市が策定した計画（令和 2 年 3 月に第 2 次計画を策定予定）のこと。食育推進施策の方向性や目標を定め、家庭、地域、学校、関係団体、行政が協働により、つながり合いながら食育を進めることをめざしている。

【か行】

外国人英語指導助手（ALT）

小中学校、高等学校などの英語の授業で日本人教師を補助する役割を担う。

学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省において、学校教育法などにもとづき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたもの。

学校運営協議会

「地域とともにある学校づくり」をすすめる法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6）にもとづいた制度のこと。本市では、学校協議会の発展形として捉えている。

学校協議会

保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させることにより、開かれた学校づくりをすすめるために設置する組織。保護者や地域住民が参加して多様な観点から意見交換を行うことにより、学校に対する理解と信頼を深めるとともに、学校運営の改善に資することを目的とする。市立小中学校に設置されている。

学校徴収金の公会計化

給食費等の学校徴収金について、これまでの学校ごとに学校長が管理していた「私会計」制度から、市が歳入・歳出予算として管理する「公会計」制度へと移行すること。

学校まるごとパック事業

各中学校区より 1 校、学校を「まるごと」市民や市内教職員に公開する事業。具体的には、全学級の授業をはじめとする教育活動を公開するとともに、学校の特色ある取り組みや学習環境の整備などについて実践報告や情報交換を行っている。

上初湯川ふれあいの家

和歌山県日高郡日高川町にある野外活動施設。小学校跡を改築・整備した施設で、平成14年に友好都市である本市と当時の和歌山県日高郡美山村が住民相互の交流を一層深めるため、大阪狭山市民等が優先利用できることを目的として、上初湯川ふれあいのかの利川に関する協議書を締結している。

カリキュラム・マネジメント

各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領の趣旨や枠組みを生かしながら、子どもたちや地域の実態を踏まえて教育課程を編成し、それを実施・評価し、改善していくこと。

環境教育

人間と地球環境とのかかわりについて理解を深め、環境の回復、創造に向けた知識や関心を高める教育。

金堤市

韓国全羅北道西部に位置する市で、市域内に韓国最古最大の人工のため池「碧骨堤」を有している。この碧骨堤には、狭山池と同じ「敷葉工法（敷粗朶工法）」と呼ばれる技術が利用されており、東アジアにおいて古代に同様の土木技術を利用していた事が判明している。狭山池とは兄弟堤として、共同して学術調査を進めている。

キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育てることを通して、自分らしい生き方を実現できるように促す教育。

キャリア・パスポート（ポートフォリオ）

小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育にかかわる活動について、学びの過程を記述し振り返ることができるよう、ファイルにまとめたもの。

教育相談

いじめや不登校、発達の問題や問題行動等、さまざまな悩みを抱える児童生徒や保護者に対して、個別的行う相談。本市では、担任の教員や養護教諭、管理職による学校内での相談のほか、本市教育委員会やフリースクールみ・ら・い、大阪府教育庁等、関係機関の担当者による相談を行っている。また、希望者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学識経験者等の外部専門家にも相談できるよう、体制を整備している。

共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

校務支援システム

学校運営に必要な業務（公簿作成、出欠管理、時数管理など）を効率的に処理できる機能を有しているシステム。

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法にもとづき、平成 27 年 4 月に全国の自治体で実施が開始された。子育てを社会保障分野の一つに位置付け、保育所や幼稚園・保育所一体型の認定こども園の拡充、保育を利用できる要件の拡大、小規模保育の導入などが行われた。

個別的教育支援計画

障がいのある子ども一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする計画。

個別の指導計画

子どもたちの実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるもので、教育課程を具体化し、一人ひとりの指導目標・内容・方法を明確にし、きめ細かく指導するための計画。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度による学校と保護者や地域住民がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」をすすめる法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6）に基づく仕組み。

【さ行】

狭山藩北条氏

狭山藩は、大阪狭山市内に陣屋を構えた江戸時代の藩。戦国大名小田原北条氏の末裔で、江戸時代を通じて狭山に陣屋を置いた。現在陣屋跡地の一部は、大阪狭山市立東小学校の敷地となり、校章に北条氏のミツウロコ紋を採用している。

史跡狭山池保存活用計画

狭山池は、大阪府南部に位置する本市の中央部に位置し、今から 1400 年前の飛鳥時代に築造された現存する日本最古の灌漑用の溜め池である。狭山池を後世に守り伝えるために、学術的な検討を行い歴史的価値を整理し、歴史的景観を含めて、保存管理を行うための具体的な方針を示すもの。

持続可能な社会

将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

市民性教育

社会の構成員として市民が備えるべき「市民性」を育成するために行われる教育。

地元学

自分たちが住む地域を足元から見つめなおして、地域おこしにつなげる取組み。

社会に開かれた教育課程

学校が社会と接点を持ちつつ、子どもたちが多様な人々とのつながりを保ちながら学ぶことをめざして編成された教育課程のこと。社会に開かれた学校での学びが、子どもたち自身の生き方や地域貢献につながっていくとともに、地域が総がかりで子どもの成長を応援し、そこで生まれる絆を地域活性化の基盤としていくという好循環をもたらすとされている。

就学前教育

保育所・幼稚園・認定こども園などにおいて提供される就学以前の教育・保育。

習熟度別指導

子どもたちが学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や子どもたちの実態、学習内容の習熟の程度に応じた指導のこと。

主権者教育

子どもたちが主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を発達段階に応じて身に付けさせる教育。選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に子どもたちに国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力を育むことが重要になっている。

主体的・対話的で深い学び

各教科などの特質に応じた物事を捉える視点や考え方を育むことに留意し、子どもが各教科などの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えをもとに創造したりすることに向かう過程を重視した学習。

循環型の生涯学習社会

学習や活動を通して得られた知識・技術などを適切に活用し、その成果を地域へ還元することにより、住民の学びと行動が学習を媒介として生まれる人々のつながりを通じて世代を超えて循環する社会。

小1プロブレム

小学校に入学したばかりの1年生が、「先生の話が聞けない」「授業中座ってられない」「集団行動がとれない」など、学校生活になじめない状態が続くこと。

生涯学習社会

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」（教育基本法第3条・生涯学習の理念より）のこと。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うためのもとになる考え方と態度。

情報リテラシー

情報及び情報手段を主体的に選択して活用していくための個人の基礎的な資質を養う教育。

食育

「生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」（食育基本法前文より）こと。

人生100年時代

健康寿命が高齢化し、個人が平均的に100歳前後まで生存することが可能になった時代のこと。

スクールカウンセラー（SC）

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。

スクール・サポート・スタッフ

教員に代わって資料作成や授業準備等を行うことで、教員をサポートするスタッフのこと。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材。

スクールロイヤー（S L）

学校において、子どもの最善の利益、安心・安全の学校環境づくりを目的として、学校で起こるさまざまな問題について相談を受け、その解決・調整を支援する役割を担う弁護士。

成人教育

広義には、一般成人を対象とし、学校教育で習得した知識、技能の基盤のうえに、社会生活に必要な各種の学習の機会を提供する教育。

性的違和

生物学的な性別（からだの性）と自己意識（心の性）の不一致により違和感を覚えること。

性的マイノリティ

性的少数者を総称する言葉で、セクシュアル・マイノリティともいう。具体的には、同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、全性愛者、性同一性障がい者などが含まれる。

生徒会サミット

各市立小中学校の児童会・生徒会の代表が集まり、いじめを未然防止する取組み等について話し合う会議。

全国学力・学習状況調査

文部科学省が平成 19 年度から年に 1 回実施している学力や学習状況を把握するための調査。対象は小学 6 年生と中学 3 年生、教科は毎年実施する算数・数学、国語と、数年おきに実施する理科、英語で、「知識」と「活用」を一体的に問う問題形式からなる。

全国学力・学習状況にかかる児童生徒質問紙調査

全国学力・学習状況調査で教科に関する調査とともに行われる、子どもたちの生活習慣や学校環境に関する質問紙調査。

総合型地域スポーツクラブ

スポーツを核とした豊かな地域コミュニティを創造し、生涯にわたって誰もが身近な地域でスポーツに親しめる環境を整えるために設立された新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、それぞれの志向やレベルにあわせて、多様な種目の活動ができるという特徴を持っている。地域住民により自主的・主体的に運営されている。

【た行】

対話型アセスメント

日本の学校で学んでいる外国人児童生徒の日本語能力を明らかにして、現在の子どもたちの実態を把握したうえで、どのような指導や対応が必要かを知るための評価ツール。

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関などの幅広い地域住民などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動のこと。

地域学校協働活動推進員

平成 29 年 3 月の社会教育法の改正により、従来の学校支援地域本部や放課後子供教室などの活動において、地域住民などと学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」や、地域コーディネーター間の連絡調整などを行う「統括コーディネーター」を、新たに「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱することが可能になり、法律に位置付けられた存在として、地域学校協働活動の推進にかかわることができるようになった。

地域学校協働本部

幅広い層の地域住民、団体などが参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。コーディネート機能、多様な活動、継続的な活動、の三つの要素を必須とすることが重要とされている。

地域コーディネーター

学校側とボランティアの連絡調整を行い、学校のニーズに応じてボランティアを派遣する役割を担う人材。

チームとしての学校

個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、校長のリーダーシップのもと、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、心理や福祉などの専門家（専門スタッフ）など必要な指導体制を整備すること。

知の循環型社会

各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった社会。

通級指導教室

小中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童生徒に対して、各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障がいによる困難の改善・克服のために別の教室で行う指導形態。

ティームティーチング

複数の教員が役割を分担し、協力しあいながら指導計画を立て、授業を行う指導方法。

点検・評価

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等のことで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会は、教育行政事務の管理執行状況について、自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表しなければならないと定められている。

同僚性

同僚が互いに支えあい、成長し、高めあっていく関係をいう。教育の分野では、学校内の教職員同士の協働関係や援助の重要性を示す概念として使われている。

読書 e プラン

本市の子どもたちの読書活動を推進するために作成した計画。市立図書館を含めた連絡会を中心に、読書を通じて子どもたちの考える力や豊かな感性を育むさまざまな取組を行っている。「e」は everyday、everyone、everywhere（毎日、だれでも、どこでも）などの略。

特別教育相談

フリースクールみ・ら・いにおいて、心理学の専門家を招いて定期的に行っている児童生徒・保護者対象の教育相談会のこと。

特別学びの支援員

支援学級に在籍している医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、医療行為を行ったり、教育活動に関わったりする学校看護師のこと。

【な行】

認定子育てサポーター

子育てや保育の経験がある市民、子育て支援に関心がある市民を子育てサポーターとして市が認定し、市内の公園・地区集会所等で親子が遊べる場を提供・支援するとともに、学校園での絵本のひろば読み等、地域でさまざまな子育て支援活動を展開している。

【は行】

ビッグデータ

数百テラ（1兆）バイトからペタ（1,000兆）バイト級の膨大なデジタルデータの集積のこと。ビッグデータには文字、数字、図表、画像、音声、動画など、さまざまなタイプのデータが含まれる。ビッグデータの解析から得た知見を、マーケティングなど企業経営や新しいビジネスの創造に生かそうという動きが活発化している。

非認知能力

個人の能力のうち、いわゆる「認知能力」には該当しない種類の能力の総称。学力テストや知能テストなどによる指標化が難しい、性格や気質などに属する能力。

ファミリー・サポート・センター

会員同士がお互いに助けあう子育ての相互援助の会のこと。会員は依頼会員（子育ての手助けをしてほしい方）、協力会員（子育ての応援をしたい方）、両方会員（依頼と協力の両方を行いたい方）で構成されている。

深く考え、議論する道德

「特別の教科 道德」の学習指導のポイント。学習指導要領では、道德的価値を自分のこととして理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする学習により、子どもたちの道德性を育むことを目標としている。

部活動指導員

部活動指導員は、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第4号）」において、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭などと日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応などについて情報交換を行うなどの連携を十分に図ることとされた。

不祥事を予防するために

本市教育委員会が作成し、各市立小中学校の教職員に配付している不祥事予防啓発リーフレット。

ブックスタート事業

市立保健センターでの4か月検診時に、市内のおはなしの会ボランティア団体の協力を得て、親子で絵本に親しんでもらうために、絵本とパンフレット類をプレゼントする事業。

ブックスタートフォローアップ事業

10か月の乳幼児を対象に、図書館や子育て支援センター（ぽっぽえん）にて、絵本の読み聞かせを行い、4種類の絵本の中から希望のものを1冊プレゼントする事業。

フリースクールみ・ら・い

いじめ・不登校などの教育相談窓口。「みんなの心が楽になる居場所づくり」として、平成8年に開放。不登校状況の子どもたちの心に寄り添い、子どもたちの興味・関心・意欲にあわせて自主活動や協働活動を通し自立することをめざしている。

プログラミング教育

これからの時代に普遍的に求められる「プログラミング的思考」を育むため、児童生徒がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施していくこと。

放課後等デイサービス

小学校1年生から高校3年生（6歳から18歳 特例で20歳まで）の障がいを持った子どもや発達に特性を持っている子どもが利用できる福祉サービス施設のこと。

【ま行】

学びに向かう力

学習指導要領で新たに整理された、子どもたちが育成をめざす資質・能力の一つ。知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書などの教材の改善を引き出していけるよう、すべての教科などを、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力など、③学びに向かう力、人間性などの3つの柱で再整理された。

学びの支援員

支援学級に在籍している教育的配慮が必要な児童生徒に対し、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づいて、学校長や支援学級担任の監督のもと、学習支援を行う学校介助員のこと。

学びのセーフティネット

貧困の世代間連鎖を断ち切るため、家庭の経済的事情などにかかわらず、学びを断念することがないように支援すること。

学びの連続性

幼児期の教育と小学校教育、家庭教育をつなぐ仕組み。

ミドルリーダー

学校における中堅教職員。管理職と一般教員を結び付ける「学校組織の要」として、学校の教育活動の組織的な推進のために、各分掌の機能を果たす中心となる教諭。

【や行】

ユニバーサルデザイン

すべての人が利用しやすく、暮らしやすいように、ものづくりやまちづくり、環境づくりを行うという考え方。特別な支援を要する子どもに配慮した授業づくりをしていくことが、学級のすべての子どもにとってわかりやすい授業となると考えることができる。

幼稚園教育要領

平成 29 年 3 月に改正された学校教育法施行規則とともに、幼稚園教育要領が公示された。幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化と、小学校教育との円滑な接続などが主な内容として改訂された。

【ら行】

歴史文化基本構想

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるもの。

レクリエーションスポーツ

勝敗にこだわらず、いつでも・どこでも・誰でも、そしていつまでも出来る軽スポーツの総称。

2 大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）第3条の規定に基づき、大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募市民
- (3) 市内保育所、認定こども園、市立幼稚園、小学校及び中学校の保護者の代表
- (4) 大阪狭山市社会教育委員
- (5) 関係団体代表
- (6) 市内保育所の所長、認定こども園及び市立幼稚園の所長又は園長の代表
- (7) 市立小学校及び中学校の校長の代表
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 各委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は資料を求めることができる。

(検討委員会)

第8条 委員会の所掌事務を遂行するために、委員会に大阪狭山市教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月26日教委規則第10号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

3 策定委員会における審議経過

回	開催日	審議内容等
第1回	平成31年2月15日	1 会議の公開・傍聴等について 2 次期大阪狭山市教育振興基本計画の策定方針（案）について 3 大阪狭山市教育振興基本計画の振り返りと課題について 4 アンケート調査について
第2回	令和元年7月10日	1 大阪狭山市の教育や生涯学習に関する市民アンケート及び大阪狭山市教育委員会教職員用アンケート調査結果の報告について 2 次期大阪狭山市教育振興基本計画（令和2～6年度）体系・骨子について
第3回	9月6日	1 次期大阪狭山市教育振興基本計画の体系骨子案の最終確認について 2 大阪狭山市教育振興基本計画（第1章～第3章）案について
第4回	10月30日	1 大阪狭山市教育振興基本計画（第1章～第3章）案について 2 大阪狭山市教育振興基本計画（第4章～第5章）案について
第5回	11月27日	1 大阪狭山市教育振興基本計画（素案）について 2 大阪狭山市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメントについて
第6回	令和2年2月13日	1 第2期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメントの結果について 2 第2期大阪狭山市教育振興基本計画の修正（案）について 3 第2期大阪狭山市教育振興基本計画の答申（案）について

4 大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏 名	推薦団体／所属 等
識見を有する者	◎今西 幸蔵	桃山学院教育大学教育学部 客員教授
	○大方 美香	大阪総合保育大学 学長
	浦嶋 敏之	関西外国語大学英語キャリア学部 教授
公募市民	池上 正	
	田中 晶子	
	山村 歳幸	
市内保育所、認定こども園、 市立幼稚園、小学校及び中学校の 保護者の代表	吉田 梢	大阪狭山市立幼稚園 P T A 代表
	室谷 絵美	
	坂本 洋志	大阪狭山市立小学校 P T A 代表
	岡本 深雪	大阪狭山市立中学校 P T A 代表
大阪狭山市社会教育委員	菊屋 英一	
関係団体代表	青森 勝野	大阪狭山市文化協会 会長
	杉浦 由美子	大阪狭山市体育協会
市内保育所の所長、認定こども園及び 市立幼稚園の所長又は園長の代表	端山 和美	きらり保育園 園長
	田中 妙子	大阪狭山市立半田幼稚園 園長
市立小学校及び中学校の校長の代表	小林 俊江	大阪狭山市立北小学校 校長
	北中 規夫	大阪狭山市立南第二小学校 校長
	中田 智己	大阪狭山市立南中学校 校長

※◎委員長、○副委員長

5 大阪狭山市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会設置規則第8条の規定に基づき、大阪狭山市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 教育振興基本計画の原案作成に関すること。
- (2) 教育振興基本計画の原案作成のための市民意識の把握に関すること。
- (3) その他教育振興基本計画の策定に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育部長を、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表の職をもって充てる。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から教育振興基本計画の策定が終了するまでの期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(関係職員等の出席)

第7条 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会の下に教育振興基本計画検討専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会は、委員長の指示を受けて、教育振興基本計画の原案作成のための具体的施策の研究を行う。
- 3 部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する職員のうちから委員長が指名する。
- 5 部会長は、部会を招集し、議事を進行するとともに、部会における検討状況を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月26日教委要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年6月1日から適用する。

附 則（平成28年12月28日教委要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月15日教委要綱第3号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月11日教委要綱第2号）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

こども政策部長
 政策推進部企画グループ課長
 健康福祉部健康推進グループ課長
 市民生活部市民協働推進グループ課長
 教育部教育総務グループ課長
 教育部学校教育グループ課長
 教育部学校給食グループ課長
 教育部社会教育・スポーツ振興グループ課長
 教育部歴史文化グループ課長
 こども政策部子育て支援グループ課長
 こども政策部保育・教育グループ課長
 こども政策部放課後こども支援グループ課長
 その他委員長が必要と認める者

6 検討委員会における審議経過

回	開催日	審議内容等
第1回	令和元年5月31日	1 副委員長の選出 2 今後のスケジュールについて 3 アンケート調査結果報告（案）について 4 次期大阪狭山市教育振興基本計画（令和2～6年度）の体系・骨子（案）について
第2回	10月8日	1 大阪狭山市教育振興基本計画（第1～3章）の経過報告について 2 大阪狭山市教育振興基本計画 骨子に基づく取組施策について 3 大阪狭山市教育振興基本計画（第4・5章）案について

7 アンケートの設問用紙

大阪狭山市の教育や生涯学習に関する 市民アンケート

【アンケートご協力のお願い】

市民のみなさまには、日頃から教育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
ございます。

大阪狭山市教育委員会では、「大阪狭山市教育振興基本計画（計画期間：平成27年度～平成31年度）」を策定し、現在、さまざまな施策に取り組んでいるところです。

今回のアンケート調査は、次期「大阪狭山市教育振興基本計画」を策定するにあたって、市民のみなさまの教育に関するお考えやご意見を伺うことを目的とし、満16歳以上の市民の中から無作為に抽出した2,000人を対象に、無記名で実施するものです。ご回答いただいた内容は、統計的に集計・処理され、個人が特定されることはありません。

「教育振興基本計画」とは、教育の振興に向けた施策を総合的、計画的に進めるために策定するもので、地方自治体も国の計画を参考に、地域の実情に応じた基本計画を作ることが努力目標となっています。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本アンケートの趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成31年4月 大阪狭山市教育委員会

ご記入にあたってのお願い

- 宛名のご本人が回答できない場合、満16歳以上のご家族の方がご回答ください。
- 回答は問1から順に、回答欄の該当番号に○印をしてください。
- 回答が「その他」にあてはまる場合は、その内容を（ ）にご記入ください。
- 記入が済みましたら、**4月24日（水）までに**同封の返信用封筒でご返送ください。
- ご回答いただくうえでご不明な点、アンケートに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【お問い合わせ】大阪狭山市教育委員会事務局 教育部 教育総務グループ
(担当 橋本・林)

電 話 072-366-0011 (代表)

FAX 072-367-6011

Eメール kyouiku@city.osakasayama.osaka.jp

1. あなたご自身についてお聞きします。

問1 あなたが思われる性別をお答えください。（ひとつだけ○）

- | | | |
|-------|-------|-----------------------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. 男性、女性と答えることに抵抗を感じる |
|-------|-------|-----------------------|

問2 あなたの現在の年齢をご記入ください。（ひとつだけ○）

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| 1. 16歳～19歳 | 2. 20歳～24歳 | 3. 25歳～29歳 |
| 4. 30歳～34歳 | 5. 35歳～39歳 | 6. 40歳～49歳 |
| 7. 50歳～59歳 | 8. 60歳～64歳 | 9. 65歳～69歳 |
| 10. 70歳～74歳 | 11. 75歳以上 | |

問3 あなたが住んでいる小学校区はどこですか。（ひとつだけ○）

- | | | |
|------------|-------------------|------------|
| 1. 東小学校区 | 2. 西小学校区 | 3. 南第一小学校区 |
| 4. 南第二小学校区 | 5. 南第三小学校区 | 6. 北小学校区 |
| 7. 第七小学校区 | 8. 小学校区がわからない（地区名 | ） |

問4 あなたの職業は次のうちどれですか。（ひとつだけ○）

- | | | |
|-----------|--------------|------------|
| 1. 農林水産業 | 2. 商業・自営業 | 3. 会社員 |
| 4. 公務員・教員 | 5. パート・アルバイト | 6. 専業主婦・主夫 |
| 7. 学生 | 8. その他（ | ） 9. 無職 |

問5 あなたの世帯構成はどのようになっていますか。（ひとつだけ○）

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. ひとり暮らし世帯 | 2. 夫婦のみの世帯 |
| 3. 親と子の2世代世帯 | 4. 親と子と孫の3世代世帯 |
| 5. その他（ | ） |

問6 あなたは、大阪狭山市に住んで何年になりますか。（ひとつだけ○）

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1. 5年未満 | 2. 5年～10年 | 3. 11年～20年 |
| 4. 21年～30年 | 5. 31年以上 | |

問7 あなたにお子さんはいらっしゃいますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

※自立・独立、別居されている場合も含みます。

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. ※就学前の子 | 2. 小学生の子 |
| 3. 中学生の子 | 4. 高校生の子 |
| 5. 大学生の子 | 6. その他の教育機関に通っている子 |
| 7. 大学生以外の成人の子 | 8. その他の未成年の子 |
| 9. 子はいない | |

※就学前：小学校への就学以前の期間のことをいいます。

2. 大阪狭山市の就学前教育・保育や学校教育についてお聞きします。

問8 あなたは、大阪狭山市の※就学前教育・保育、学校教育における現在の取組みについて、どのように思いますか。（それぞれにひとつずつ○）

項 目	そう思う	えど どちら かとい う	ばど どちら かとい え	そう 思わ ない	らわ ない から ない・ 知
1. 就学前教育・保育、学校教育が充実している	1	2	3	4	5
2. 保育所における教育・保育が充実している	1	2	3	4	5
3. 幼稚園における教育・保育が充実している	1	2	3	4	5
4. 認定こども園における教育・保育が充実している	1	2	3	4	5
5. 小学校の教育内容や学校運営の取組みが充実している	1	2	3	4	5
6. 中学校の教育内容や学校運営の取組みが充実している	1	2	3	4	5
7. 小学校・中学校の施設・設備が充実している	1	2	3	4	5
8. 学校給食は、栄養バランスがとれ、食物アレルギーに配慮した安全・安心でおいしい給食が提供されている	1	2	3	4	5
9. 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の教育を通して「学ぶ力」が育まれている	1	2	3	4	5
10. 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の教育を通して「体力」が育まれている	1	2	3	4	5
11. 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の教育を通して「豊かな心」が育まれている	1	2	3	4	5
12. 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校は地域に開かれ、地域ぐるみで子どもの教育が行われている	1	2	3	4	5
13. 教育相談や子どもの心のケアが充実している	1	2	3	4	5
14. 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校において子どもの健康管理ができています	1	2	3	4	5

※就学前教育・保育：保育所、幼稚園、認定こども園等において提供される小学校への就学以前の教育・保育をいいます。

問9 あなたは、大阪狭山市の子どもたちに、将来どのような人になってもらいたいと思いますか。
(主なもの3つまで○)

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 規則を守り、他人に迷惑をかけない人 | 2. 自分の意思を主張できる人 |
| 3. 社交性・協調性がある人 | 4. 思いやりがある人 |
| 5. 粘り強くものごとに取り組める人 | 6. 自分らしく個性的な生き方をする人 |
| 7. 誠実で責任感の強い人 | 8. 自分がしたいことや夢を持ち続けて生きる人 |
| 9. リーダーシップがある人 | 10. 仕事で能力を発揮する人 |
| 11. 社会に奉仕でき、ふるさとを愛する人 | 12. 国際的に活躍できる人 |
| 13. 家族を大切にする人 | 14. その他 () |

問10 あなたは、大阪狭山市の就学前教育・保育の中で、子どもたちにどのような能力や態度を身につけることが重要だと思いますか。(主なもの3つまで○)

- | |
|----------------------------|
| 1. 明るくのびのびと行動し、進んで運動する力 |
| 2. 健康・安全な生活に必要な習慣や態度 |
| 3. 自分で考えて行動する力 |
| 4. 友だちとかかわる力 |
| 5. 人を思いやる心 |
| 6. ものごとを最後までやりとげる力 |
| 7. 生命や自然、環境を大切にする心 |
| 8. 身近な事象に関心を持って遊ぶ力 |
| 9. 自分の思いや考えを言葉で表現する力 |
| 10. 人の話を注意して聞き、内容を理解する力 |
| 11. 音楽に親しみ、歌や楽器で楽しむ力 |
| 12. 感じたことを自由に描く・作る・身体表現する力 |
| 13. 絵本や童話に親しみ、想像する力 |
| 14. その他 () |

問11 あなたは、大阪狭山市の子どもたちの教育について、何が課題と思いますか。
(主なもの3つまで○)

- | |
|----------------------------------|
| 1. 子どもたちの学力の低下 |
| 2. 子どもたちの道徳心や規範意識などの低下 |
| 3. 子どもたちの健康状態や体力の低下 |
| 4. 子どもたちの基本的な生活習慣の乱れ |
| 5. 子どもたちの問題行動やいじめ・不登校 |
| 6. 家庭環境などによる教育格差 |
| 7. 家庭の教育力の低下 |
| 8. 地域の教育力の低下 |
| 9. 学校・家庭・地域の連携不足 |
| 10. 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校間の連携不足 |
| 11. 学校の施設や設備の老朽化 |
| 12. 教職員の指導力の低下 |
| 13. その他 () |
| 14. わからない |

問12 あなたは、大阪狭山市の学校教育の中で、どのような能力や態度を身につけることが重要だと思いますか。一番近い考えのところに○をつけてください。

(それぞれにひとつずつ○)

項 目	重要である	どちらかといえば重要である	どちらかといえば重要でない	重要でない	わからない
1. 学習への意欲	1	2	3	4	5
2. 教科の基礎的な学力	1	2	3	4	5
3. 学んだことを活用する力	1	2	3	4	5
4. 論理的にものを考える力	1	2	3	4	5
5. 自分の考えを表現する力	1	2	3	4	5
6. 新しいものを生み出す創造的な力	1	2	3	4	5
7. 進んで読書に取り組む力	1	2	3	4	5
8. ※ＩＣＴを活用する力や情報管理技術	1	2	3	4	5
9. 実際の場面で使える英語などの語学力	1	2	3	4	5
10. 音楽・美術など芸術面の能力や情操	1	2	3	4	5
11. 善悪を判断する力	1	2	3	4	5
12. 人間関係を築く力	1	2	3	4	5
13. 生き方や進路について考える力	1	2	3	4	5
14. 社会で役立とうとする心や公共心	1	2	3	4	5
15. 伝統や文化を大切にし、郷土や国を愛する力	1	2	3	4	5
16. ものごとをやりとげるねばり強さ	1	2	3	4	5
17. 自立心や自主性、積極性	1	2	3	4	5
18. 他者に対する理解と思いやりや優しさ	1	2	3	4	5
19. 生命や自然、環境を大切にする心	1	2	3	4	5
20. 言葉づかい、礼節、マナー	1	2	3	4	5
21. 基本的な生活習慣	1	2	3	4	5
22. 体力や運動能力	1	2	3	4	5
23. 健康や安全を自己管理する力	1	2	3	4	5

※ＩＣＴ：Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のことです。

問13 あなたは、大阪狭山市の学校教育の中で、どのような教育施策や教育事業について、力を入れて行う必要があると思いますか。一番近い考えのところに○をつけてください。
(それぞれにひとつずつ○)

項 目	必要である	どちらかといえば必要である	どちらかといえば必要でない	必要でない	わからない
1. 1クラス当たりの子どもの数を少なくする	1	2	3	4	5
2. 授業によってクラスを分割し、複数の教員で指導を行う	1	2	3	4	5
3. 外部支援員の協力による、わかりやすい授業を増やす	1	2	3	4	5
4. 教職員の資質向上を図る	1	2	3	4	5
5. 授業時間数やテストの回数を増やす	1	2	3	4	5
6. 子どもの学習意欲が高まる授業づくりを工夫する	1	2	3	4	5
7. 体験的な活動（実験、観察、見学、実習など）を増やす	1	2	3	4	5
8. 放課後や土曜日、夏休みなどに補習授業を行う	1	2	3	4	5
9. 学校図書館の充実と読書活動を推進する	1	2	3	4	5
10. ICTを活用した授業を推進する	1	2	3	4	5
11. 外国人を活用した英語教育を推進する	1	2	3	4	5
12. 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の連携を図る	1	2	3	4	5
13. 豊かな心をはぐくむ道德教育を充実させる	1	2	3	4	5
14. いじめや不登校に対する生徒指導を充実させる	1	2	3	4	5
15. 悩み事がある場合、専門家に気軽に相談できる体制をつくる	1	2	3	4	5
16. 進路指導を充実させ、※キャリア教育を推進する	1	2	3	4	5
17. 子どもと教師がじっくり向き合う時間を確保する	1	2	3	4	5
18. ボランティア活動や地域行事への参加の機会を増やす	1	2	3	4	5
19. 障がいのある子どもとない子どもがともに学び、ともに育つ教育を充実させる	1	2	3	4	5
20. 互いに認め合い、高め合える仲間づくりを行う	1	2	3	4	5

※キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育てることを通して、自分らしい生き方を実現できるように促す教育です。

項 目	必要である	どちらかといえば必要である	どちらかといえば必要でない	必要でない	わからない
21. 日常的な体力づくりの取組みを推進する	1	2	3	4	5
22. 体育行事を充実させる	1	2	3	4	5
23. 防災教育や防犯教育を充実させ、安心安全な学校づくりを推進する	1	2	3	4	5
24. 子ども一人ひとりが抱える様々な生活上または学習上の困難さに対して、きめ細かく支援をする	1	2	3	4	5
25. 性的違和や性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応を実施する	1	2	3	4	5
26. 医療的ケア児を含む障がいのある子どもへの取組みを推進する	1	2	3	4	5

問14 子どもたちが学校や先生に対して望むことは何だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 子どもたちと一緒に遊んだり話したりする時間をつくってほしい
2. 体験学習などをたくさんできるようにしてほしい
3. 興味のあることをたくさん学習できるようにしてほしい
4. いじめのない楽しい生活を送れる学校づくりをしてほしい
5. 悪いことをしたときには、きちんと注意してほしい
6. がんばっていることをもっと認めてほしい (ほめてほしい)
7. 先生には、みんなに平等に接してほしい
8. 一人ひとりの力に合わせた内容を教えてほしい
9. わかりやすい授業の工夫をしてほしい
10. 学校の校舎や教室、学習で使う道具などをよくしてほしい
11. 悩みや意見をじっくり聞いてほしい
12. クラブ活動・部活動に力を入れてほしい
13. 行事が楽しくなるようにしてほしい
14. 先生以外の人に学校に来てもらって、一緒に学習したり遊んだりしてほしい
15. その他 ()

問15 あなたは、子どもたちを取り巻く環境は、この数年、どのように変化してきたと思いますか。
(それぞれにひとつずつ○)

項 目	減少・希薄 ・低下	変化なし	増加・濃厚 ・向上
1. 家庭における生活力（お手伝いや身の回りのことをすること）	1	2	3
2. 地域社会での人間関係	1	2	3
3. 子どもと高齢者がふれ合う機会	1	2	3
4. 学校における児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導	1	2	3
5. 学校におけるICTを活用した授業	1	2	3
6. コミュニケーション手段	1	2	3
7. 外国語を使う機会	1	2	3
8. 家庭環境の多様化（核家族、単身赴任、親の深夜労働等）	1	2	3
9. 「食」を取り巻く環境の多様化（孤食、食事の回数等）	1	2	3
10. 家庭と地域の結びつき	1	2	3
11. いじめ、暴力	1	2	3
12. 不登校	1	2	3
13. その他（ ）	1	2	3

問16 いじめが社会問題になっています。あなたは、いじめについて、どのようなことが特に大切だと思いますか。（主なもの3つまで○）

1. 学校で、いじめをしてはいけないことをしっかり教える
2. 学校全体で、日頃から子どもたちの様子を注意深く観察する
3. 学校で、子どもたちが自分たちで防止できるような委員会をつくったり、話し合う場をつくったりする
4. 学校で、いじめの体験談などを聞く機会をつくり、身近な問題と捉えさせる指導をする
5. 専門家に気軽に相談できる体制をつくる
6. 学校以外の相談窓口を子どもや保護者に知らせる
7. 保護者が自分の子どもに対して、いじめをしてはいけないことをしっかりと教える
8. 「いじめられている子ども」や「いじめている子ども」の保護者が、学校と連携する
9. 保護者が、子どもとの日常会話を大切にし、いじめがないか把握する
10. インターネットやSNSを通じて行われるいじめを防止したり、対処するために、保護者が積極的に協力する
11. 周囲の子どもが、いじめをしている子どもを注意したり、助けたりする
12. いじめに気づいた子どもは、大人に相談する
13. いじめをした子どもを厳しく罰する
14. どのような方法でもいじめを減らしたり、解決したりすることは難しい
15. その他（ ）

問17 あなたは、子どもたち一人ひとりの学びを保障するためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。（主なもの3つまで○）

1. すべての子どもたちがともに学ぶことができる教育の充実
2. 乳幼児期からの一貫した支援体制の整備
3. 子ども一人ひとりの実態に応じた相談体制の強化
4. 特別支援学級などでの専門的な教育の充実
5. 授業中の個別の配慮、放課後や授業中などの特別な個別指導
6. 教職員の専門性の向上
7. 医療的ケア児を含む障がいのある子どもに配慮した施設・設備等の充実
8. 障がいに対する理解を深めるための学習の充実
9. 人的（人員）配置の充実
10. その他（ ）
11. わからない

3. 家庭教育・地域教育についてお聞きます。

問18 あなたは、「家庭の教育力」をより高めていくために、どのような取り組みが必要だと思いますか。（主なもの3つまで○）

1. 教育委員会主催で、「家庭の教育力」をより高める契機となるような講演会などを開催する
2. 保護者が、子どもに対する教育の方法や心がまえを学ぶ
3. 保護者同士が教育について話し合える機会をつくる
4. 保護者が、しつけや教育について相談できる場所をつくる
5. 子どもが、保護者以外の大人（祖父母、近所の人）とふれあう機会を増やす
6. 子どもが保護者と一緒に、様々な体験ができる機会を増やす
7. 保護者の就労時間を短縮するなど、企業が協力して親子のふれあいの機会を増やす
8. 学校や塾など外部の教育機関に対するしつけや教育の依存をやめる
9. 家族内の個人主義を改める
10. 経済的状況に左右されることなく、子どもの最善の利益に基づいてケアされる家庭環境をつくる
11. その他（ ）
12. わからない

問19 あなたは、学校・家庭・地域が相互の連携・協力することにより、どのような効果があると思いますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1. 学校の課題の解決に役に立つ | 2. 学校が活性化する |
| 3. 地域がより活発になる | 4. 地域で子どもを育てる機運が高まる |
| 5. 児童・生徒の活躍の場が広がる | 6. 教師の業務改善・多忙解消につながる |
| 7. その他（ ） | |

問20 あなたは、学校・家庭・地域が相互の連携・協力を深めていく上で大切なことは何だと思えますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 学校・家庭・地域の役割分担を明らかにすること
2. 学校・家庭・地域間の情報交換をスムーズに行うこと
3. 学校・家庭・地域が定期的に話し合う場を設けること
4. 学校が、家庭や地域に対して積極的に働きかけを行っていくこと
5. 学校が、保護者や地域の人々、関係機関の意見を十分聞くように努めること
6. 家庭・地域が、学校に対して積極的に働きかけを行っていくこと
7. 学校施設を地域の人々の学習・交流の場やコミュニティの拠点として活用すること
8. 家庭や地域社会が、日常生活におけるしつけなど、積極的に役割を担っていくこと
9. PTA活動を活性化すること
10. 地域でのイベント等の開催において、学校や教育委員会も協力すること
11. その他（ ）
12. わからない

問21 あなたは、今後、地域の学校に対してどのような活動でご協力いただけますか。（あてはまるものすべてに○）

- <小学校・中学校の取組みへの参加・協力について>
1. 子どもたちの調べ学習などへの資料の提供
 2. 地域学習のための情報提供（歴史、人材、活動などの情報）
 3. 子どもたちの体験活動などにおける安全確保やサポート
 4. 学校の授業や部活動
 5. 学校の行事やイベント
 6. 学校図書館やパソコンルームなどの施設開放運営
- <地域の活動への参加・協力について>
7. 学校で行われる地域のスポーツ・文化活動
 8. 土日を活用した親子イベントや行事などの企画・実施
 9. 子どもの非行防止や健全育成のための活動
 10. 子どもの地域での過ごし方や活動についての広報誌づくりなど
 11. 市民同士の交流や、まちづくりに関する活動
 12. その他（ ）

問22 あなたは、地域に関心がありますか。（ひとつだけ○）

1. とても関心がある
2. どちらかといえば関心がある
3. どちらかといえば関心がない
4. 関心がない

問23 ふだん、あなたは、地域の子どもとどのように接していますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 出会ったときは、あいさつをしている
2. 出会ったときは、声をかけたり、話をしている
3. 悪いことをしているところを見たときは、注意をしている
4. 良いことをしているところを見たときは、ほめている
5. 子どもが困ったときや悩んでいるときに相談にのっている
6. こども会などの地域活動と一緒にしている
7. 子どもにスポーツ活動・文化活動などの指導をしている
8. 地域の祭りやイベントで子どもとふれあっている
9. その他 ()
10. 地域の子どもとかかわりはない

4. 大阪狭山市の生涯学習・文化・スポーツなどについてお聞きします。

問24 あなたは、この1年くらいの間に、自分から進んで※生涯学習・文化・スポーツなどの活動をしたことがありますか。(どちらかに○)

1. ある
2. ない

※生涯学習：人々が生涯にわたって、いつでも、どこでも、自由に行う学習活動のことで、学校教育や、公民館における講座などの社会教育などの学習機会に限らず、自分から進んで行う学習や趣味、ボランティア活動などにおけるさまざまな学習活動のことをいいます。

問24で「1. ある」と回答した方だけにお聞きします。

問24－(1) あなたは、どのような生涯学習・文化・スポーツなどの活動をしましたか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 趣味的なもの(音楽、美術、華道、舞踊、書道、陶芸など)
2. 教養的なもの(文学、歴史、科学、語学、社会問題など)
3. 健康・スポーツ(健康法、医学、栄養、ジョギング、ウォーキング、水泳など)
4. 家庭生活に役立つ技能(料理、洋裁、和裁、編み物など)
5. 育児・教育(幼児教育、教育問題など)
6. 職業上必要な知識・技能(仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など)
7. パソコン、インターネット、SNSに関すること
8. ボランティア活動やそのために必要な知識・技能(ボランティアに関係のある知識の習得や資格の取得など)
9. 自然体験や生活体験などの体験活動
10. 学校(高等・専修・各種学校、大学、大学院など)の正規課程での学習
11. その他 ()

問24ー（2） あなたが、生涯学習・文化・スポーツなどの活動をはじめたきっかけは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 趣味を豊かにするため | 2. 教養・能力を高めるため |
| 3. 仕事や就職・転職に必要なため | 4. ボランティア活動に必要なため |
| 5. 高度な専門知識を身につけるため | 6. 自由時間を有効に活用するため |
| 7. 他者との交流・知人を得るため | 8. 老後の人生を有意義にするため |
| 9. 社会の進歩に遅れないため | 10. 健康や体力づくりのため |
| 11. 特に理由はない | 12. その他（ ） |

問24で「2. ない」と回答した方だけにお聞きします。

問24ー（3） あなたが、生涯学習・文化・スポーツなどの活動を行っていない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| 1. 仕事が忙しくて時間がない | 2. 家事や育児・介護が忙しくて時間がない |
| 3. 費用がかかる | 4. 必要な情報が入手できない |
| 5. 一緒に学習や活動をする仲間がいない | 6. 身近なところに施設や場所がない |
| 7. 講座や教室などが、自分の希望や実施時期・時間に合わない | 8. 家族や職場など周囲の理解が得られない |
| 9. きっかけがつかめない | 10. そういうことは好きではなく、めんどろ |
| 11. 特に理由はない | 12. その他（ ） |

すべての方にお聞きします。

問25 あなたは、今後、自分から進んで生涯学習・文化・スポーツなどの活動をしてみたいと思いますか。（ひとつだけ○）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. してみたい | 2. どちらかといえば、してみたい |
| 3. どちらかといえば、したくない | 4. したくない |

問25で「1. 」または「2. 」と回答した方だけにお聞きします。

問25ー（1） あなたは、どのような生涯学習・文化・スポーツなどの活動をしてみたいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

- | |
|--|
| 1. 趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、陶芸など） |
| 2. 教養的なもの（文学、歴史、科学、語学、社会問題など） |
| 3. 健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、ウォーキング、水泳など） |
| 4. 家庭生活に役立つ技能（料理、洋裁、和裁、編み物など） |
| 5. 育児・教育（幼児教育、教育問題など） |
| 6. 職業上必要な知識・技能（仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など） |
| 7. パソコン、インターネット、SNSに関すること |
| 8. ボランティア活動やそのために必要な知識・技能（ボランティアに関係のある知識の習得や資格の取得など） |
| 9. 自然体験や生活体験などの体験活動 |
| 10. 学校（高等・専修・各種学校、大学、大学院など）の正規課程での学習 |
| 11. その他（ ） |

問27 あなたは、大阪狭山市の文化・芸術活動をより充実させていくために、どのような取り組みが必要だと思いますか。（主なもの3つまで○）

1. コンサートや演劇など、市民が文化・芸術にふれられる機会の充実
2. 文化・芸術に関する情報の提供
3. 文化・芸術活動に関する指導者の育成
4. 文化・芸術関係の教室の開催
5. サークルなどの文化・芸術活動団体への支援の充実
6. 市民劇団、市民オーケストラなどの立ち上げ
7. 市の歴史の調査・研究と情報の提供
8. 文化財の保護と活用
9. 狭山池など歴史資産の活用
10. その他（ ）
11. わからない

問28 あなたは、1週間にどれぐらいスポーツ（ウォーキングから競技スポーツすべてを含みます）を実施されていますか。（ひとつだけ○）

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. 1日 | 2. 2日 | 3. 3日 |
| 4. 4日 | 5. 5日 | 6. 6日 |
| 7. 毎日 | 8. 実施してない | |

問29 あなたは、大阪狭山市のスポーツ活動をより充実させていくために、どのような取り組みが必要だと思いますか。（主なもの3つまで○）

1. スポーツを通じたまちづくり
2. スポーツ関連情報の提供
3. スポーツに関する指導者の育成
4. スポーツイベントや大会の開催
5. 市民のスポーツに関する技術向上に関する支援の充実
6. スポーツ活動団体への支援の充実
7. スポーツ施設や設備の充実
8. 障がい者や高齢者を対象としたスポーツ活動の推進
9. その他（ ）
10. わからない

問30 近年、「人生100年時代」と言われている中で、リカレント教育（社会人になっても生涯にわたって学んでいくこと）や社会人の学び直しが注目されていますが、あなたは今後、教育機関等（大学・公民館等）で学習したいと思いますか。（ひとつだけ○）

1. すでに学習している
2. 今後学習してみたい
3. 環境が整備されれば学習してみたい
4. 学習したいと思わない

問30で「1. 」から「3. 」と回答した方だけにお聞きします。

問30－（１）　そう思う理由をお答えください。（ひとつだけ○）

1. 今後の人生を有意義にするため
2. 現在の職業や就職、転職のために必要性を感じているため
3. 他の人と親睦を深めたり、友人をつくったりするため
4. 地域活動の取組みに生かしたいため
5. 健康の保持増進のため
6. その他（ ）

5. 大阪狭山市への愛着や市の特長・誇りについてお聞きます。

問31 あなたは、大阪狭山市に愛着を感じておられますか。（ひとつだけ○）

1. 感じる
2. どちらかといえば、感じる
3. どちらかといえば、感じない
4. 感じない
5. わからない

問32 大阪狭山市の特長や誇りとして、あなたが大事にしていきたいと思うことはどのようなことですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 大阪狭山市の歴史
2. 大阪狭山市出身の偉人の功績
3. 日本最古である狭山池
4. 地域の祭りなどの伝統文化
5. 豊かな自然環境
6. 大野ぶどうの大阪狭山ブランド
7. 安全・安心な暮らしやすい生活環境
8. 市民による文化・芸術活動が活発なまち
9. 市民協働のまちづくり
10. 子育てにやさしいまちづくり
11. その他（ ）
12. わからない

6. 教育に関する施策全般についてお聞きします。

問33 あなたは、大阪狭山市の子どもが健やかに育まれるようにするために、市はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。（主なもの3つまで○）

1. 家庭の教育力を高めるための大人への教育
2. 地域の教育力を高めるための活動
3. 子育て家庭への支援
4. 子どもについての悩みや相談ごとへの対応
5. 就学前教育・保育を充実させるための施策
6. 子どもが様々な体験ができる機会づくり
7. 子どものスポーツ活動
8. 子どもの安全を確保するための活動
9. 学校教育を充実させるための施策
10. 放課後などに子どもが遊べる場所づくり
11. 青少年の健全な育成に関する事業
12. 市の歴史や文化を学ぶ機会の増加
13. 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の連携強化による、一体的な指導
14. 教育委員会や学校の取組みに関する積極的な情報発信
15. その他（ ）
16. わからない

問34 あなたは、今後、生涯学習の一環として、人々が学びたいときに学べるようにするために、市はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1. 施設の開館時間の延長や利用手続きの簡素化 | 2. 講座や教室数の増加 |
| 3. 指導者の確保・育成 | 4. 休日や夜間などの講座の充実 |
| 5. 託児つき講座の充実 | 6. 気軽に学習に取り組める雰囲気づくり |
| 7. 学習・活動成果が生かせる場づくり | 8. 学習・活動に関する相談体制の充実 |
| 9. 学習・活動情報の一元的管理・提供 | 10. 地域で活動する団体への支援 |
| 11. NPOへの活動支援 | 12. 学校施設の開放 |
| 13. 大学など教育機関や企業との連携 | 14. その他 |
| 15. わからない | （ ） |

問35 その他、ご意見などがございましたら、ご自由にご記入ください。

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

4月24日（水）までに同封の返信用封筒でご返送ください

大阪狭山市教育委員会 保育園・幼稚園・認定こども園 教職員用アンケート

日頃から大阪狭山市の教育にご尽力いただきありがとうございます。

この度、大阪狭山市教育委員会では、次期「大阪狭山市教育振興基本計画（計画期間：2020年度～2024年度）」の策定にあたり、教育に関する皆様のご意見等をお聞かせいただきたく、教職員の皆様を対象にアンケート調査を実施することといたしました。

アンケートの結果は、今後の教育施策のための基礎資料として活用させていただきますので、お忙しいところ恐縮ですが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご回答いただきました内容はすべて統計学的に処理しますので、個人が特定されることや、アンケート集計の他に使用することは一切ございません。

〇4月24日（水）までにご記入ください。

平成31年4月
大阪狭山市教育委員会

あなた自身のことについておたずねします。

問1 在籍はどちらですか。（〇は1つ）

- | | | |
|-------|-------|----------|
| 1 保育所 | 2 幼稚園 | 3 認定こども園 |
|-------|-------|----------|

問2 職種を教えてください。（〇は1つ）

- | | |
|-------|-------------------------|
| 1 管理職 | 2 保育士・保育教諭・幼稚園教諭（管理職以外） |
|-------|-------------------------|

問3 経験年数を教えてください。（〇は1つ）

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 1 4年以下 | 2 5～9年 | 3 10～19年 |
| 4 20～29年 | 5 30年以上 | |

教育や学習に関する取組みについておたずねします。

問4 子どもたち（保護者）が園や先生に望むことは何だと思いますか。（〇はいくつでも）

- 1 先生と一緒に遊んだり話したりする時間がほしい
- 2 体験学習などをたくさんできるようにしてほしい
- 3 興味のあることをたくさん学習できるようにしてほしい
- 4 いじめのない楽しい生活を送れる学校（園）づくりをしてほしい
- 5 悪いことをしたときには、きちんと注意してほしい
- 6 がんばっていることをもっと認めてほしい（ほめてほしい）
- 7 先生にはみんなに平等に接してほしい
- 8 一人ひとりの力に合わせた内容を教えてほしい
- 9 学習がわかるようにしてほしい
- 10 学校（園）の校舎や教室、学習で使う道具などをよくしてほしい
- 11 悩みや意見をじっくり聞いてほしい
- 12 行事が楽しくなるようにしてほしい
- 13 先生以外の人に学校（園）に来てもらって、一緒に学習したり遊んだりしてほしい
- 14 その他（ ）

問5 大阪狭山市の子どもたちや就学前教育の現場で課題だと感じていることは何ですか。（〇は3つまで）

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 子どもたちの学力の低下 | 8 地域の教育力の低下 |
| 2 子どもたちの道徳性や規範意識などの低下 | 9 学校（園）・家庭・地域の連携不足 |
| 3 子どもたちの健康状態や体力の低下 | 10 保・幼・こ・小・中学校間の連携不足 |
| 4 子どもたちの基本的な生活習慣の乱れ | 11 学校（園）の施設や設備の老朽化 |
| 5 子どもたちの問題行動やいじめ・不登校 | 12 教職員の指導力の低下 |
| 6 家庭環境などによる教育格差 | 13 その他（ ） |
| 7 家庭の教育力の低下 | |

問6 学校（園）・家庭・地域が相互の連携・協力を深めていく上で大切なことは何だと思いますか。（〇はいくつでも）

- 1 学校（園）・家庭・地域の役割分担を明らかにすること
- 2 学校（園）・家庭・地域の間の情報交換をスムーズに行うこと
- 3 学校（園）・家庭・地域が定期的に話し合う場を設けること
- 4 学校（園）が、家庭や地域に対して積極的に働きかけを行っていくこと
- 5 学校（園）が、保護者や地域の人々、関係機関の意見を十分聞くように努めること
- 6 家庭・地域が、学校（園）に対して積極的に働きかけを行っていくこと
- 7 学校（園）施設を地域の人々の学習・交流の場やコミュニティの拠点として活用すること
- 8 家庭や地域社会が、日常生活におけるしつけなど、積極的に役割を担っていくこと
- 9 PTA活動を活性化すること
- 10 地域でのイベント等の開催において、学校（園）や教育委員会も協力すること
- 11 その他（ ）
- 12 わからない

問7 大阪狭山市の就学前教育で、重要だと思うことは何ですか。（〇は3つまで）

- 1 幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識が芽生えるような幼児教育を行う
- 2 生活に必要な活動を自分でできるようにする
- 3 豊かな感性や表現する力を身につけるための取組を行う
- 4 保育所・幼稚園・認定こども園とのつながりを深める
- 5 小学校や中学校とのつながりを深める
- 6 あいさつやルールを守る意識を育てる
- 7 やさしさや思いやりなど、豊かな心を育む
- 8 自分の持ち物や共同で使う身近な物を大切にするような教育をする
- 9 世代間交流など、いろいろな人とふれあう取組を行う
- 10 体力向上を目指した取組を行う
- 11 給食を活用した食育を行う
- 12 子どもの障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導を行う
- 13 読み聞かせ等、子どもたちが絵本や物語に親しむ取組を行う
- 14 自然や動植物など周囲の環境に好奇心や探究心をもって関わる取組を行う
- 15 園の活動内容を保護者や地域に発信する
- 16 地域の指導者等（地域人材）を活用した体験活動を行う
- 17 地域の豊富な学習資源（自然、文化財、芸術文化 など）を活用する
- 18 その他（ ）

問8 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の連携の取組みとしてどのようなことを行っていますか。（〇はいくつでも）

- 1 日常の活動（保育）のなかでの子ども同士の交流活動
- 2 運動会や〇〇祭りなど行事を通じた交流活動
- 3 交流活動前における相手校（園）との打ち合わせ
- 4 交流活動後における相手校（園）との話し合い
- 5 相手園（校）との事務的な打ち合わせ
- 6 小学校教諭・中学校教諭による園の保育参観
- 7 保育士・保育教諭・幼稚園教諭による小学校・中学校の授業参観
- 8 小学校入学時における就学児の受け入れ態勢づくり
- 9 就学時の連絡会
- 10 子どもの様子について情報交換する機会や授業などの実践についての合同研修会
- 11 その他（ ）

問9 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の連携を進める際の課題は何ですか。
(〇はいくつでも)

- 1 連携の具体的な内容や手順を決めること
- 2 教育課程に位置づけていくこと
- 3 校内（園内）の共通理解を図ること
- 4 小学校教諭・中学校教諭と保育士・保育教諭・幼稚園教諭の間で指導観の共通理解を図ること
- 5 毎年継続していくこと
- 6 計画や準備に手間がかかること
- 7 日程調整が難しいこと
- 8 活動中、移動中における子どもの安全確保
- 9 活動時間の確保
- 10 移動時間の確保
- 11 担当教職員が異動した後の継続
- 12 その他（ ）

大阪狭山市の教育に関して、望まれることや具体的な提案・感想がございましたら、ご記入ください。

[illegible]

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

大阪狭山市教育委員会 学校教職員用アンケート

日頃から大阪狭山市の教育にご尽力いただきありがとうございます。

この度、大阪狭山市教育委員会では、次期「大阪狭山市教育振興基本計画（計画期間：2020年度～2024年度）」の策定にあたり、教育に関する皆様のご意見等をお聞かせいただきたく、教職員の皆様を対象にアンケート調査を実施することといたしました。

アンケートの結果は、今後の教育施策のための基礎資料として活用させていただきますので、お忙しいところ恐縮ですが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご回答いただきました内容はすべて統計学的に処理しますので、個人が特定されることや、アンケート集計の他に使用することは一切ございません。

〇4月24日（水）までにご記入ください。

平成31年4月
大阪狭山市教育委員会

あなた自身のことについておたずねします。

問1 在籍はどちらですか。（〇は1つ）

1 小学校

2 中学校

問2 職種を教えてください。（〇は1つ）

1 管理職

2 教員（管理職以外）

問3 経験年数を教えてください。（〇は1つ）

1 4年以下

2 5～9年

3 10～19年

4 20～29年

5 30年以上

教育や学習に関する取組みについておたずねします。

問4 子どもたちが学校や先生に望むことは何だと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 先生と一緒に遊んだり話したりする時間がほしい
- 2 体験学習などをたくさんできるようにしてほしい
- 3 興味のあることをたくさん学習できるようにしてほしい
- 4 いじめのない楽しい生活を送れる学校づくりをしてほしい
- 5 悪いことをしたときには、きちんと注意してほしい
- 6 がんばっていることをもっと認めてほしい(ほめてほしい)
- 7 先生にはみんなに平等に接してほしい
- 8 一人ひとりの力に合わせた内容を教えてほしい
- 9 学習がわかるようにしてほしい
- 10 学校の校舎や教室、学習で使う道具などをよくしてほしい
- 11 悩みや意見をじっくり聞いてほしい
- 12 クラブ活動・部活動に力を入れてほしい
- 13 行事が楽しくなるようにしてほしい
- 14 先生以外の人に学校に来てもらって、一緒に学習したり遊んだりしてほしい
- 15 その他()

問5 大阪狭山市の子どもたちや学校教育の現場で課題だと感じていることは何ですか。(〇は3つまで)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 子どもたちの学力の低下 | 8 地域の教育力の低下 |
| 2 子どもたちの道徳性や規範意識などの低下 | 9 学校・家庭・地域の連携不足 |
| 3 子どもたちの健康状態や体力の低下 | 10 保・幼・こ・小・中学校間の連携不足 |
| 4 子どもたちの基本的な生活習慣の乱れ | 11 学校の施設や設備の老朽化 |
| 5 子どもたちの問題行動やいじめ・不登校 | 12 教職員の指導力の低下 |
| 6 家庭環境などによる教育格差 | 13 その他() |
| 7 家庭の教育力の低下 | |

問6 学校・家庭・地域が相互の連携・協力を深めていく上で大切なことは何だと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 学校・家庭・地域の役割分担を明らかにすること
- 2 学校・家庭・地域との間の情報交換をスムーズに行うこと
- 3 学校・家庭・地域が定期的に話し合う場を設けること
- 4 学校が、家庭や地域に対して積極的に働きかけを行っていくこと
- 5 学校が、保護者や地域の人々、関係機関の意見を十分聞くように努めること
- 6 家庭・地域が、学校に対して積極的に働きかけを行っていくこと
- 7 学校施設を地域の人々の学習・交流の場やコミュニティの拠点として活用すること
- 8 家庭や地域社会が、日常生活におけるしつけなど、積極的に役割を担っていくこと
- 9 PTA活動を活性化すること
- 10 地域でのイベント等の開催において、学校や教育委員会も協力すること
- 11 その他()
- 12 わからない

問7 今後、大阪狭山市の学校教育で特に重点をおいて取り組む必要があるものは、どれですか。(〇は3つまで)

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 1 家庭学習バックアップ事業（はなまる学習室） | 9 安心・安全スクール事業 |
| 2 読書eプラン推進事業 | 10 学力向上推進事業 |
| 3 支援教育事業 | 11 学校評価・支援事業（学校づくり応援事業） |
| 4 家庭教育支援事業（家庭教育サポーター） | 12 学校まるごとパック事業 |
| 5 安全・安心な学校給食推進事業（食物アレルギー対応） | 13 生徒指導支援事業（SC、SSW 配置） |
| 6 体力向上推進事業 | 14 その他（ ） |
| 7 英語教育支援事業（ALT 配置、英語力判定） | |
| 8 キャリア教育推進事業 | |

問8 大阪狭山市の学校教育で子どもに教えることとして、重要だと思うことは何ですか。(〇は3つまで)

- 1 思いやりの心や、善悪の判断など、道徳性
- 2 人間関係を築く力
- 3 自ら学び、考え、主体的に行動する力
- 4 社会生活に必要な常識やマナー
- 5 教科の基礎的な学力
- 6 物事をやり遂げる粘り強さ
- 7 生き方や進路について考える力
- 8 健康や安全を自己管理する力
- 9 表現力やコミュニケーション力
- 10 基本的な生活習慣や食習慣
- 11 外国語を聞いたり、話したりする力
- 12 豊かな心や情操
- 13 社会に役立つとうとする意欲や公共性
- 14 コンピュータを活用する力や情報モラル
- 15 環境やエネルギーを大切にする意識
- 16 安全や防災に関する意識
- 17 自尊感情や自己肯定感
- 18 読書に親しむ態度
- 19 人権を尊重しようとする姿勢
- 20 その他（ ）

職場環境についておたずねします。

問9 あなたは、ご自身の職務について忙しいと感じていますか。(〇は1つ)

- 1 感じている
- 2 どちらかというと感じている
- 3 どちらかというと感じていない
- 4 感じていない

問 10 仕事をするうえで、あなたが、①時間をかけている業務、②負担感を感じている業務は、どのような業務ですか。(それぞれ主なもの3つまで番号を記入)

①時間をかけている業務				②負担感を感じている業務			
-------------	--	--	--	--------------	--	--	--

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 授業の準備 | 9 保護者・PTA対応 |
| 2 各種行事 | 10 地域・行政・関係団体対応 |
| 3 学級経営・学年経営 | 11 授業以外での学習指導 |
| 4 校務分掌 | 12 生徒指導 |
| 5 会議・打合せ | 13 部活動指導 |
| 6 学級・学年に関する事務処理 | 14 登下校指導 |
| 7 調査・報告書作成 | 15 その他（ ） |
| 8 研究・研修 | |

問 11 多忙を解消するために必要なことは何だと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 教職員間の連携を密にし、仕事を分担するなど個々の仕事量を減らす
- 2 調査や事務関係の書類の提出を少なくする
- 3 会議や研究会の効率化・スリム化を図る
- 4 勤務時間外の電話は留守番電話で対応する
- 5 定時退勤日、ノー部活デー、ノー会議デーの設定・拡充
- 6 校務分掌の見直しなど校務の効率化を図る
- 7 部活動指導における外部指導員等の導入
- 8 年次有給休暇等の計画的な取得を推進する
- 9 ICT機器の積極的な活用を促進する
- 10 家庭や地域との連携・協働を図る
- 11 外部人材の活用
- 12 タイムカード等による客観的な勤務時間管理
- 13 校務支援システムの導入
- 14 その他（ ）

大阪狭山市の教育に関して、望まれることや具体的な提案・感想がございましたら、ご記入ください。

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

第2期大阪狭山市教育振興基本計画

発行年月：令和2年2月

編集：大阪狭山市教育委員会事務局 教育部 教育総務グループ

〒589-8501 大阪狭山市狭山1丁目 2384番地の1

電話：072-366-0011 F A X：072-367-6011